

草津市地域福祉計画

みんなで育む地域福祉・人にやさしい福祉のまち



平成17年10月

草津市



市民の皆様とともに

少子高齢化や核家族化の進展、価値観の多様化など、社会情勢が大きく変化する中で、地域では、隣り近所のつながりが希薄になるとともに、相互に助け合って暮らすといった、地域コミュニティの持つ共助機能が低下しています。

一方で、ボランティアやNPOなどによる福祉活動が活発に展開されていますが、子育ての孤立化、ドメスティック・バイオレンス(DV)や児童虐待など新たな地域の生活(福祉)課題が生じている現状があります。

こうした中、多様な地域の生活(福祉)課題を解決し、よりよい地域社会を築くためには、市民自らの自発的で積極的な取り組みと、町内会をはじめとする地域の各種団体、民生委員児童委員、ボランティア、NPO、福祉サービス提供者、社会福祉協議会、そして行政との協働が必要です。

この度、策定いたしました「草津市地域福祉計画」は、誰もが安全で安心して、住み慣れた地域で健康で、自立して暮らしていけるよう、草津市の地域福祉のあり方や方向性を示したものです。

本市には、地域活動や生涯学習、スポーツ、環境、福祉活動の分野で活躍する元気な人たちや大学で学ぶ若い人たちといった草津独自の地域の力「地の利」があります。

今後は、こうした「地の利」を生かし、本計画に基づき、地域と行政との協働により地域福祉の推進に努めてまいりますので、市民の皆様におかれましては、共に生き、支え合う地域福祉の担い手として、共に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重な御意見、御提言をいただきました「草津市地域福祉計画策定委員会」、「草津市地域福祉計画作業委員会」の委員の皆様をはじめ、御協力いただきました多くの皆様にご心からお礼申し上げます。

平成17年10月

草津市長 伊庭 嘉兵衛

目次

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景	5
2. 地域福祉を取り巻く環境の変化	6
(1) 社会福祉の改革	6
(2) 地方分権の動き	6
(3) 市民活動の隆盛	7
3. 地域福祉計画とは	7
4. 計画の位置づけ	8
(1) 本市の各計画等との関係	8
(2) 法的な位置づけ	9
5. 計画策定の体制	10
(1) 市民参加による計画策定組織	10
(2) 計画策定過程における市民参加	11
6. 計画の期間	12

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

1. 人口・世帯の状況	14
(1) 人口の推移	14
(2) 小学校区別年齢3区分別人口構成比の推移	16
(3) 世帯数等の推移	19
(4) 人口推計	20
2. 各種施策の動向	21
(1) 高齢者の保健福祉施策について	21
(2) 障害者の保健福祉施策について	22
(3) 子育て支援施策について	23
(4) 健康増進施策について	24
(5) 同和地区福祉施策について	25
3. 地域福祉計画策定に関する意識調査結果の概要	26
4. 地域福祉計画策定に関する団体等アンケート調査結果の概要	38
5. 地域福祉懇談会のまとめ	42
6. 各小学校区の現状	44
7. 地域福祉を取り巻く課題	48

第3章 地域福祉推進に向けた基本理念・基本目標

1. 計画の基本的な考え方	51
2. 計画の基本理念	52
3. 計画の基本目標	53

第4章 地域福祉推進に向けた施策の展開

施策の体系	56
〔基本目標1〕みんなで育てあう人づくり	59
1. 人権尊重を基本にした福祉意識の醸成	60
2. 地域福祉の担い手の育成・発掘	61
3. 福祉教育・福祉学習の推進	62
〔基本目標2〕みんなで支えるまちづくり	63
1. 地域福祉活動のネットワークづくり	64
2. 地域資源の有効な活用	65
3. 地域福祉推進団体の活動	66
〔基本目標3〕みんなで創る・人にやさしい福祉のまち	67
1. 福祉を支える地域づくり	68
2. 安心して福祉サービスを利用できる仕組みの整備	69
3. 行政の地域福祉推進の総合的な体制づくり	70

資料編

1. 草津市地域福祉計画策定委員会設置要綱	72
2. 草津市地域福祉計画策定委員会および作業委員会委員名簿	74
3. 草津市地域福祉計画策定委員会および作業委員会開催経過	77
4. 福祉関係機関・施設マップ	80
5. 用語説明	93

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景

我が国は、少子高齢化や核家族化が急速に進み、経済情勢が大変厳しい状況の中で、国民の生活課題は多様化、高度化、重層化するといった社会情勢の大きな変化が指摘されています。その内容は、リストラや自己破産、ホームレスの問題、自殺、ひきこもり、児童虐待やドメスティック・バイオレンス(DV)*、生活不安やストレスなどで、現代社会の困難性が增大しています。

草津市もよく似た状況にある中、地域社会では、市民の価値観が多様化し、隣り近所のつきあいが希薄になるとともに、地域への帰属意識、愛着心が薄れ、相互に助け合って暮らすといった、地域コミュニティの持つ共助機能の低下などの問題が生じています。特に、高齢や障害などのために生活していくうえで支援を必要とする人の増加と子育ての孤立化、ドメスティック・バイオレンス(DV)や児童虐待などが、新しい地域の生活(福祉)課題となっています。

私たちは、誰もが安全で安心して、住み慣れた地域で、自立した生活を送りたいと願っています。

今、そのために、支え合いの意義や必要性が問い直されている時期ではないでしょうか。

本市は、琵琶湖をはじめとする豊かな自然、歴史と文化、そして大学をはじめとする高等教育機関、産業・経済活動などの社会基盤、さらに地域活動や生涯学習、スポーツ、環境、福祉活動の分野で活躍する元気な人たちの力があります。

多様な地域の生活(福祉)課題の解決に向け、行政だけでなく、こうした力を生かし、市民自らの自発的で積極的な取り組みと地域の各種団体、民生委員児童委員、ボランティア、福祉サービス提供者、社会福祉協議会*等との協働による取り組みによって、よりよい地域社会の実現を目指し、本計画を策定するものです。

本市の地域福祉計画の策定においては、計画策定過程から市民の参加・参画、協働作業を重要視し、地域における生活(福祉)課題の把握や整理、施策の展開について、市民意識調査や団体アンケート調査、地域福祉懇談会*などの手法により本計画を策定しました。

文中の*印は、資料編に用語説明があります。

2. 地域福祉を取り巻く環境の変化

(1) 社会福祉の改革

中央社会福祉審議会社会福祉構造改革分科会は、今後の新しい社会福祉の理念について「個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で障害の有無や年齢にかかわらず、その人らしい安心のある生活が送れるよう自立支援することにある」と国に対し意見し、こうした理念を地域において具現化するために地域福祉*の推進を図るべきであるとしています。

これを受けて、平成12年に改正された社会福祉法*では、今後の社会福祉の理念に「地域福祉の推進」を掲げました。この地域福祉を推進する主体は、「地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行なう者」の三者であり、地域福祉を推進することの目的は、これらの者が相互に協力し合うことにより「福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるようにすることである」としています。

こうした地域福祉推進の方策として、法では、「市町村地域福祉計画」の策定を定めています。

社会福祉法

第4条

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行なう者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(2) 地方分権の動き

平成12年4月に「地方分権一括法」が施行されました。これは国と地方公共団体との役割分担を明確にするとともに、地方公共団体の自主性と自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会を構築しようとするものです。

これは、地域の特徴を生かしながら、多様な住民ニーズに、的確に対応できる地方自治の个性的かつ総合的な制度とする法改正として、行政システムを大きく転換するものです。

文中の*印は、資料編に用語説明があります。

(3) 市民活動の隆盛

平成7年の阪神淡路大震災は「ボランティア元年」とも呼ばれ、これを契機としてボランティア活動等の非営利活動が活発になりました。これ以降、住民は地域社会を運営するには、住民による主体的な取り組みと行政との連携により施策を進めていくパートナーシップ型社会への移行が必要であると感じるようになりました。

一方、草津市では平成12年7月に、市民と行政のパートナーシップ(協働)*によるまちづくりのあり方や進め方の調査、研究を行うため、学識経験者、まちづくり実践者、行政職員による「草津市パートナーシップまちづくり研究会」で検討の結果、市民と行政とのパートナーシップによるまちづくりの方向性や支援策、活性化のシステムなどが提起されました。

また、平成16年12月に策定された「草津市行政システム改革行動指針」では、「地域経営のための市役所づくり」が示され、その中の「市民参画の推進」は、「市民委員の公募制の充実」「パブリック・コメント*制度の充実」「パブリック・インボルブメント*制度の導入」「ワークショップ*技法の活用」「市民意識調査の実施・活用(アンケート調査の活用)」の視点を重視しています。

このことから本計画の策定にあたっては、「草津市行政システム改革行動指針」に基づく「市民参画の推進」の視点を重視し、地域福祉の推進について、市民の関心を高め、課題を発見し、解決策を探る過程を市民と共有する取り組みとして、「草津市地域福祉計画策定委員会」「草津市地域福祉計画作業委員会」を設置し、市民参加による計画づくりを行いました。

3. 地域福祉計画とは

地域福祉計画は、市民の主体的な参加により、地域における日常生活上のニーズを明らかにするとともに、その解決に向け、公民協働により公的な制度によるサービスを利用するだけでなく、地域での人と人のつながりを大切にし、お互いに助け合ったり、助けられたりする関係を築きながら、“共に生き、支え合う社会”の実現を目指し、地域から福祉を発想・発現していく仕組みづくりなど、地域の皆さんの取り組みや市の支援策についてまとめるものです。

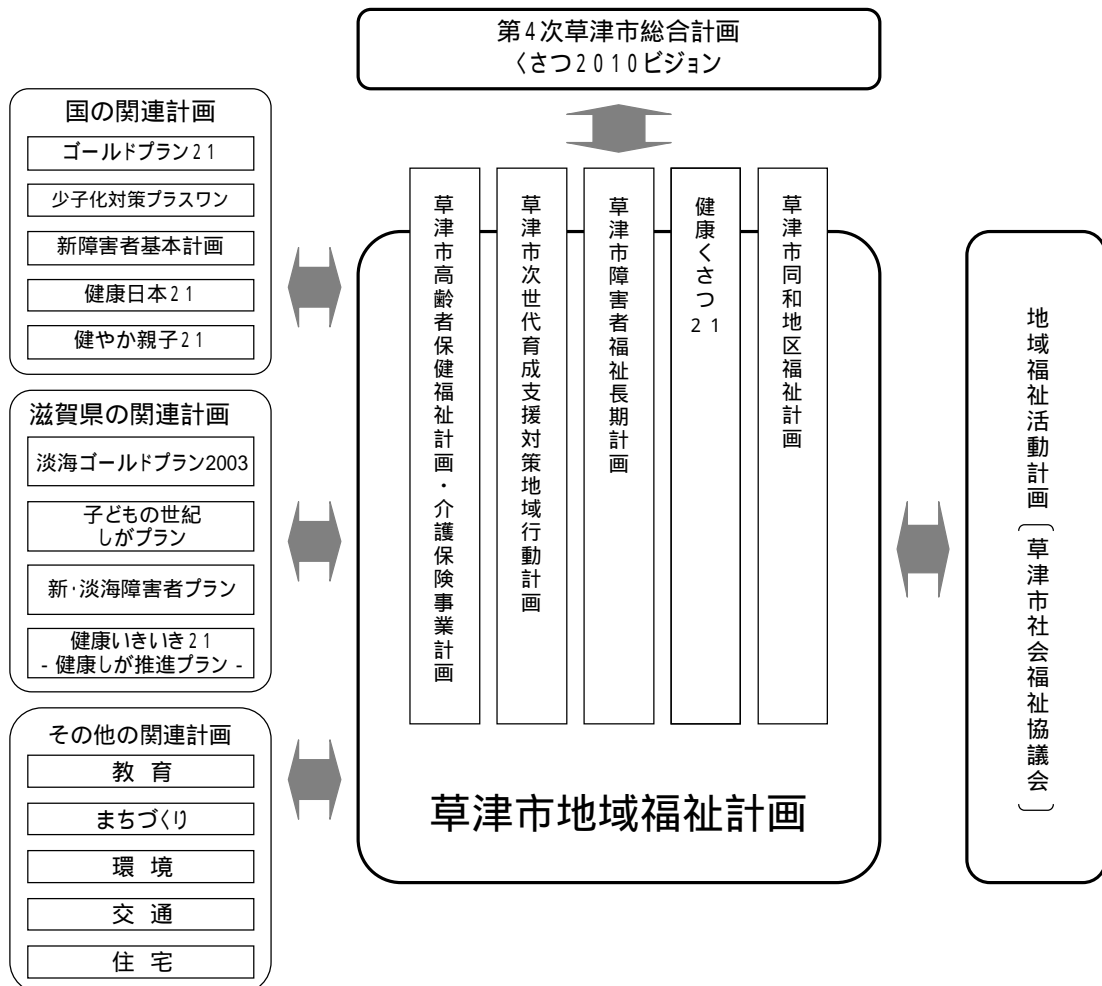
文中の*印は、資料編に用語説明があります。

4. 計画の位置づけ

(1) 本市の各計画等との関係

本計画は、本市の基本計画である「第4次草津市総合計画 くさつ2010ビジョン」を上位計画とし、対象別の保健福祉計画である「草津市高齢者保健福祉計画・草津市介護保険事業計画」「草津市次世代育成支援対策地域行動計画」「草津市障害者福祉長期計画(計画期間満了、次期計画策定予定)」「健康くさつ21」「草津市同和地区福祉計画(計画期間満了)」に共通する地域福祉推進の理念を相互につなぐ役割を果たすとともに、地域福祉の推進を図るための基本的な方向性を示すものです。

【草津市地域福祉計画の位置づけ】



(2)法的な位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」として位置づけ
ます。

社会福祉法

第107条

市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の
推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下
「市町村地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、
あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会
福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講
ずるとともに、その内容を公表するものとする。

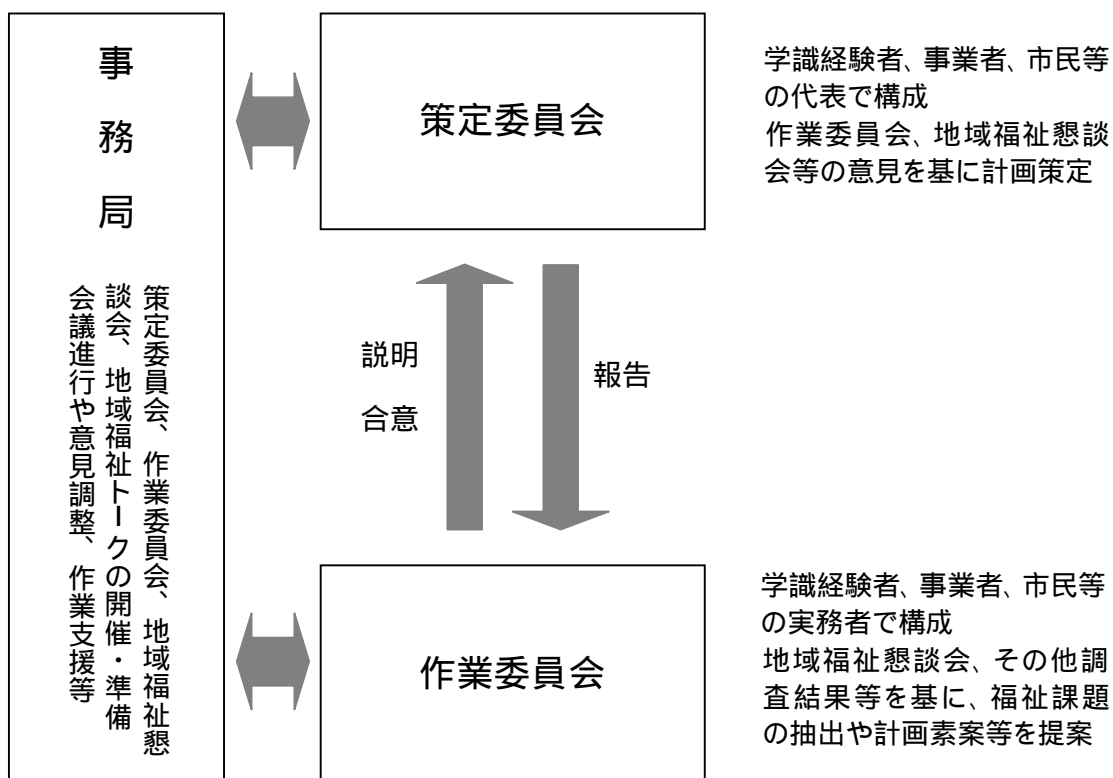
1. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
2. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
3. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

5. 計画策定の体制

(1) 市民参加による計画策定組織

本計画の策定にあたっては、市民参加のもと「草津市地域福祉計画策定委員会」において審議するとともに、計画策定作業を円滑に推進するため「草津市地域福祉計画作業委員会」を設置しました。作業委員会では、計画策定にかかわる市民・地域の意見や実態把握、組織・団体等の意見や事業計画、市役所各部局の意見調整、さらには計画にかかわる素案づくり等を行いました。

策定委員会は、作業委員会や地域福祉懇談会等の意見を基に計画策定を行いました。



(2) 計画策定過程における市民参加

本計画の策定にあたっては、地域福祉の推進について、市民の関心を高め、課題を発見し、解決策を探る過程を市民と共有するため市民参加の取り組みを進めました。

地域福祉計画策定に関する意識調査

地域福祉活動や福祉のまちづくりのあり方などについて、市民の意識を把握する目的でアンケート調査を実施しました。

調査期間	平成16年2月1日～平成16年2月20日
調査対象	16歳以上の市民から無作為抽出した3,000人
調査方法	郵送方式
回収数	1,234人(回収率41.1%)

地域福祉計画策定に関する団体等アンケート調査

各団体等のニーズや要望、課題を把握する目的でアンケート調査を実施しました。

調査期間	平成16年9月1日～平成16年9月30日
調査対象	福祉サービス提供者、民生委員児童委員協議会、ボランティアグループ等122団体
調査方法	郵送方式
回収数	105団体(回収率86.0%)

地域福祉懇談会

地域福祉の担い手となる市民が、主体的に地域を考え、福祉のまちづくりに参加していく「きっかけづくり」として、計画策定の過程にワークショップの手法を活用しました。懇談会で出された意見や提案は、「作業委員会」「策定委員会」において、計画策定の基礎資料として活用しました。

実施期間	平成16年11月1日～平成17年1月31日
実施回数	市内13学(地)区×2回、合計26回
実施方法	ワークショップ形式
参加者数	332人(延べ)

地域福祉トーク

地域の福祉課題について、市民と行政が話し合い相互に理解を深めるとともに、計画策定過程を広く周知するために実施しました。

実施期間 平成17年6月7日～平成17年7月10日
実施回数 1回
参加者数 6人

パブリック・コメント

パブリック・コメント制度は、市の基本的な政策を決めるときに、その原案を市民に公表し、市民からの意見を政策形成に反映するため、意見を原案に生かせるかどうか検討し、その結果と意見に対する考え方を公表する制度です。この制度に基づき、パブリック・コメントを実施しました。

パブリック・コメントの実施結果

意見の募集期間	平成17年8月5日から平成17年9月5日
意見の件数等	《提出人数》 9人
	《提出件数》 30件
意見の提出方法	《持参》 6人
	《電子メール》 3人

寄せられた意見の項目

全般に関すること	4件
文章や表現に関すること	2件
基本的な理念・方向性に関すること	15件
市民参画に関すること	2件
説明責任・評価に関すること	4件
事務執行体制に関すること	3件
合 計	30件

6. 計画の期間

本計画が対象とする期間は、総合計画や他の福祉関連計画の見直し、福祉をはじめとする生活関連分野における社会情勢の変化などを考慮し、平成17年10月から平成22年度までとします。また計画の達成状況や進捗についての評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

1. 人口・世帯の状況

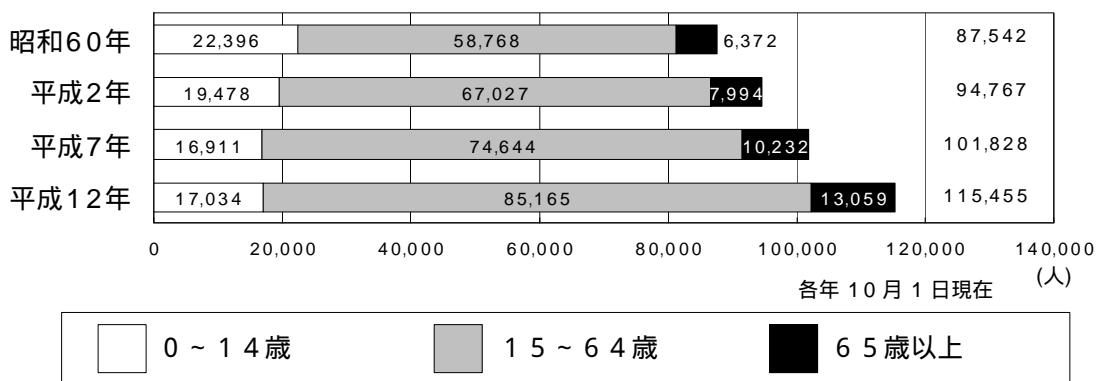
(1) 人口の推移

草津市の人口は、昭和40年代以降大きく増加し、昭和60年代に入りやや鈍化しましたが、平成6年以降、大学の立地や新駅の設置等によって再び高い増加がありました。(図表1)

また、直近の5年間では、年少人口(0～14歳)と老年人口(65歳以上)の年齢階層で増加しています。(図表2)

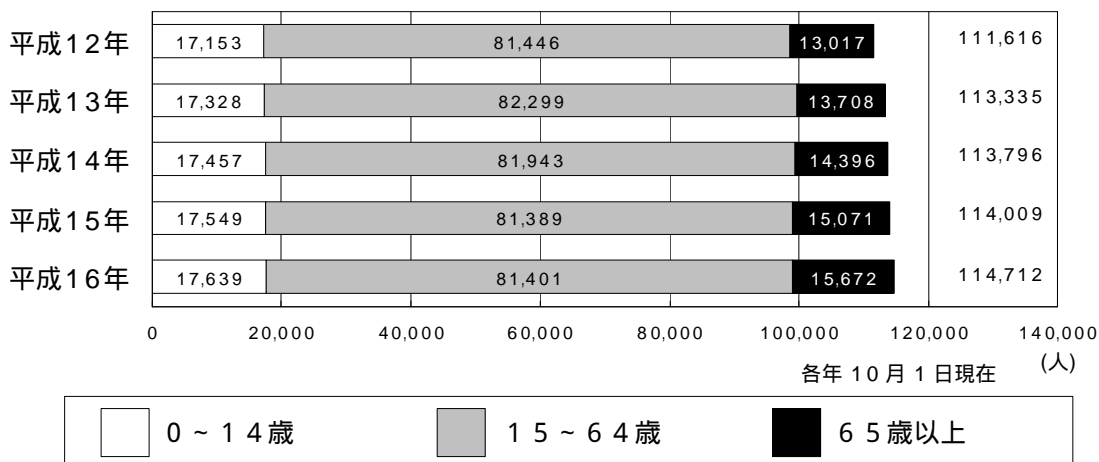
一方、人口構成比の推移は、平成2年の年少人口(0～14歳)は20.6%から平成12年には14.8%と減少傾向にあり、老年人口(65歳以上)は8.4%から11.3%と増加しています。(図表3)ただ、直近の5年間においては、年少人口(0～14歳)は横ばい、老年人口(65歳以上)が増加となり人口構成では高齢化が進んでいます。(図表4)

図表1. 年齢3区分別 人口の推移(国勢調査)

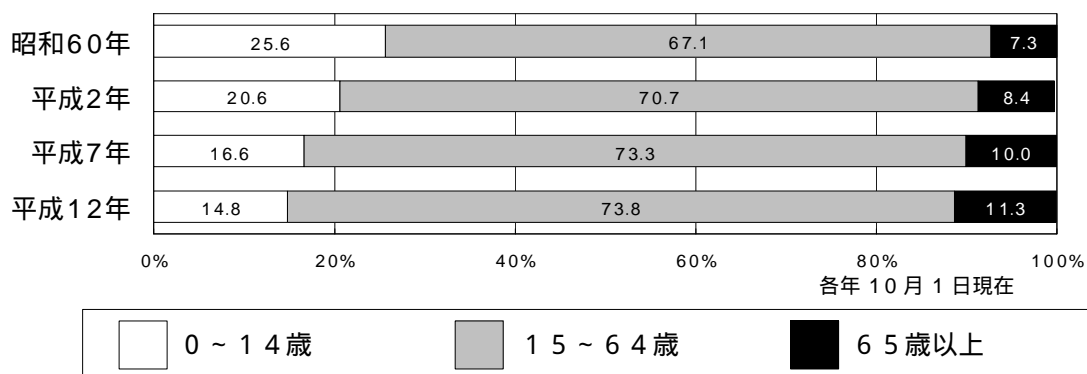


(人口総数には「年齢不詳」を含みます。)

図表2. 年齢3区分別 人口の推移(住民基本台帳登録者・外国人登録者)

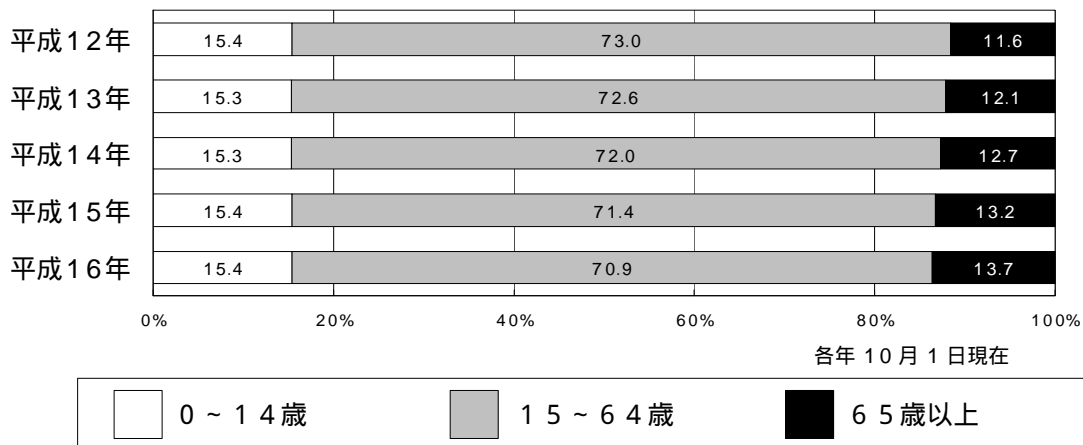


図表3. 年齢3区分別 人口構成比の推移(国勢調査)



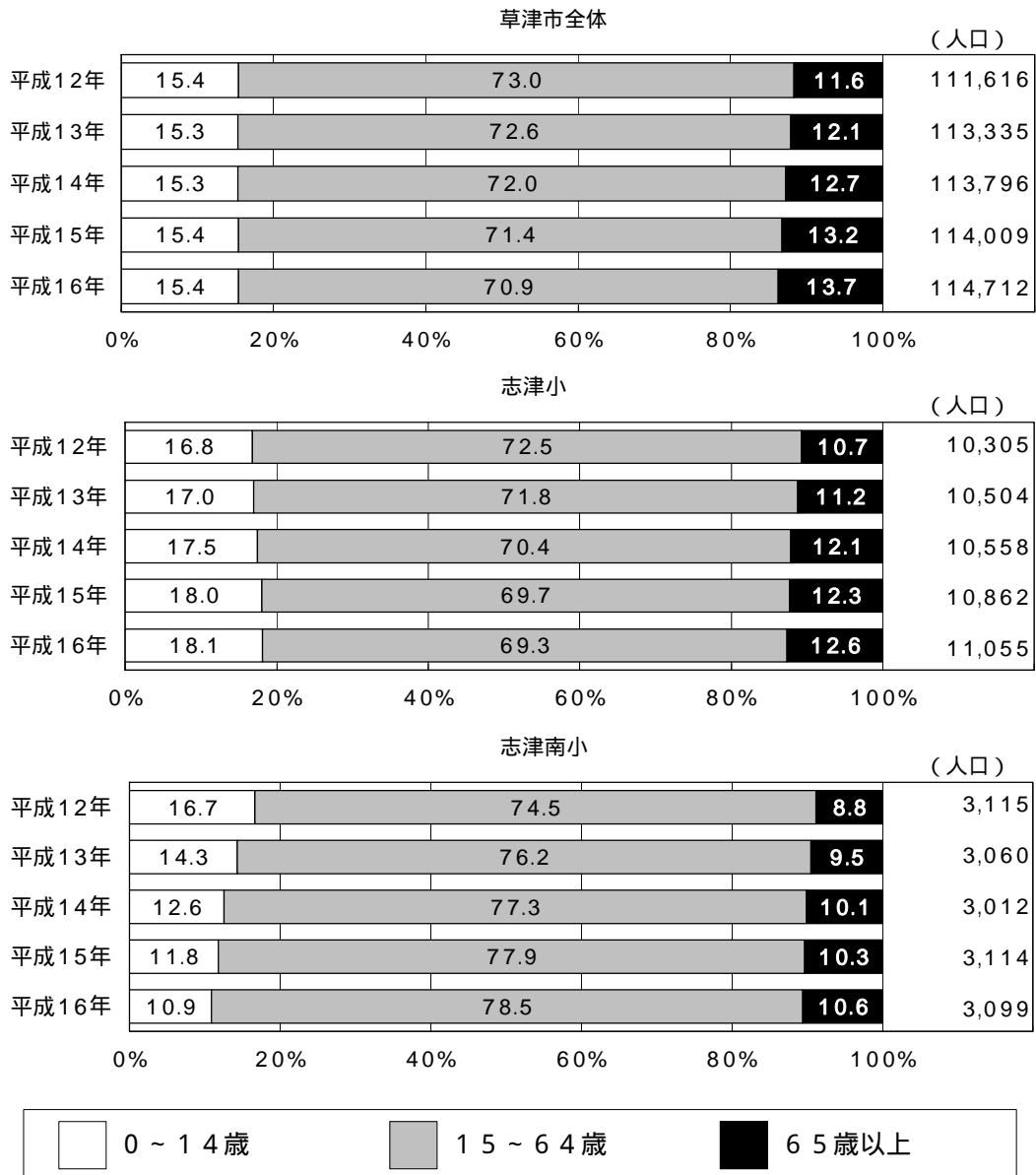
(「年齢不詳」の構成比を除いているため、合計が100%にならないことがあります。)

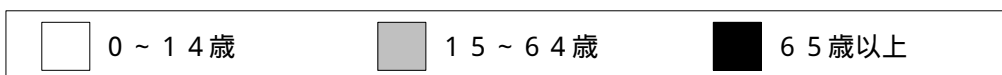
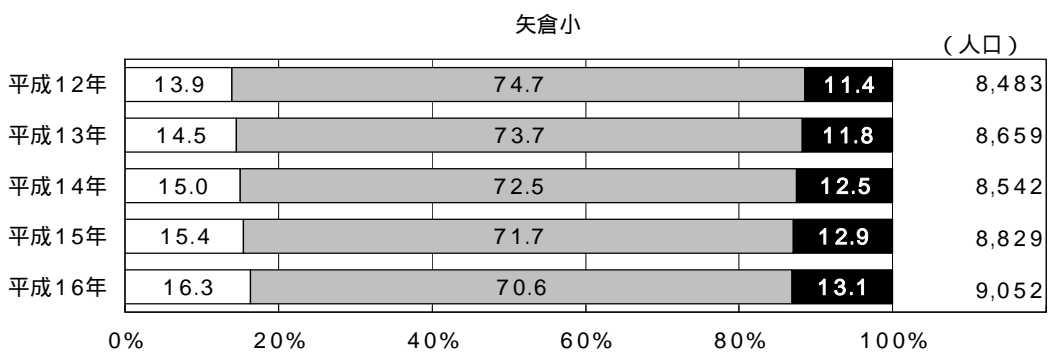
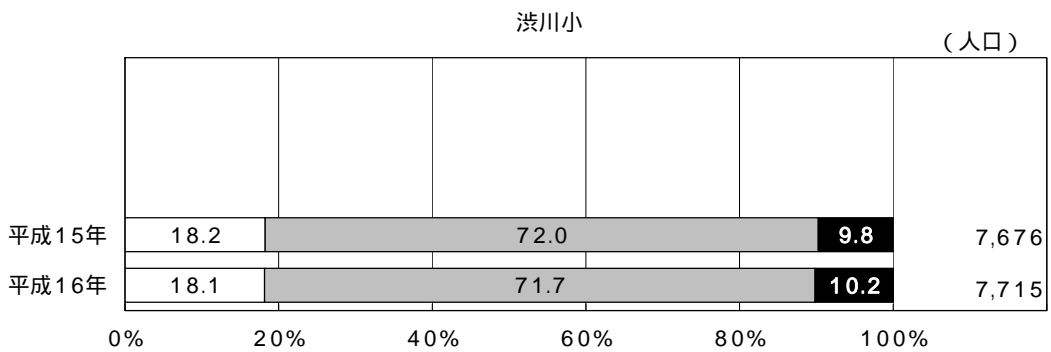
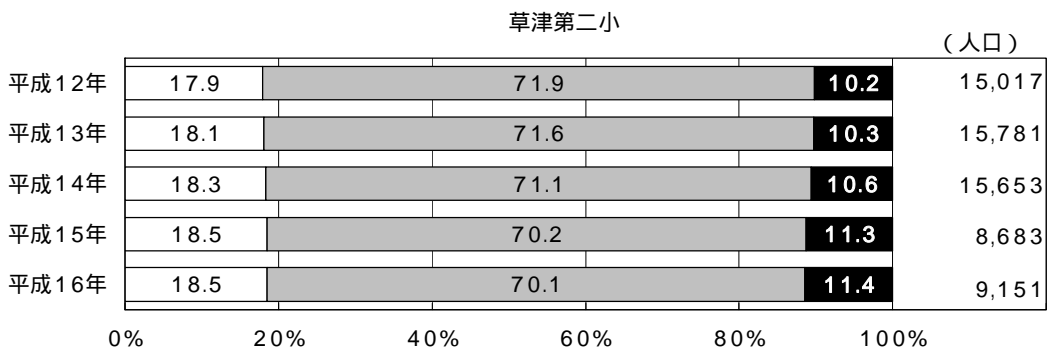
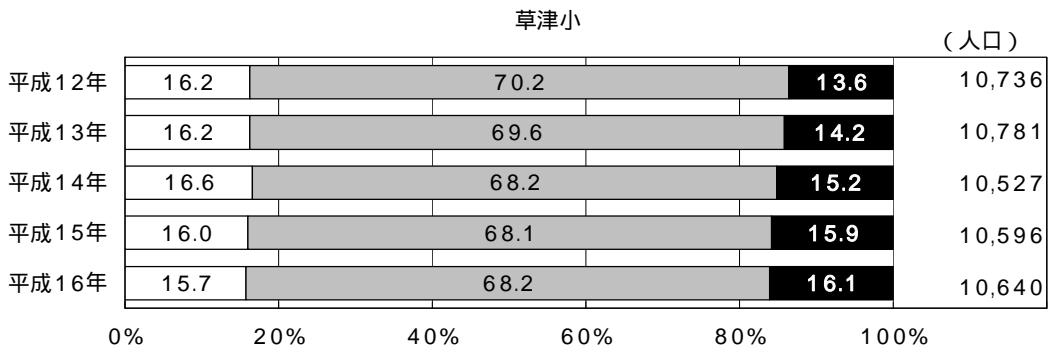
図表4. 年齢3区分別 人口構成比の推移(住民基本台帳登録者・外国人登録者)



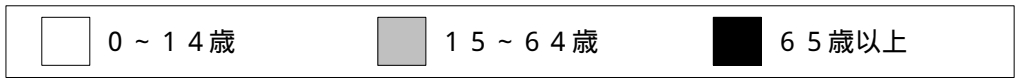
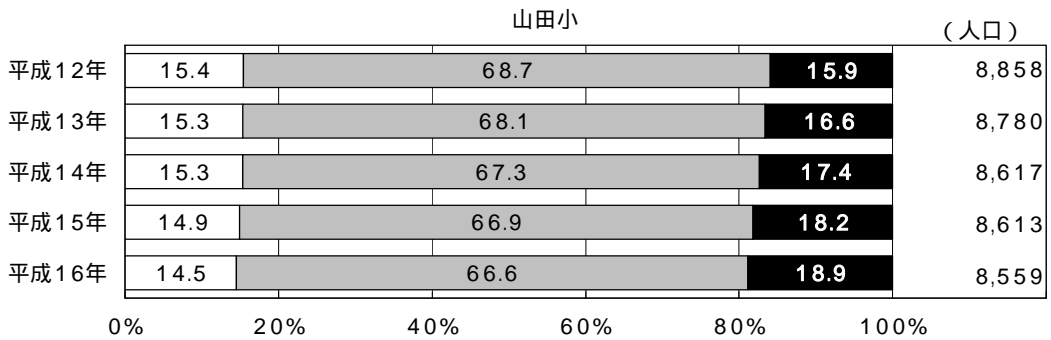
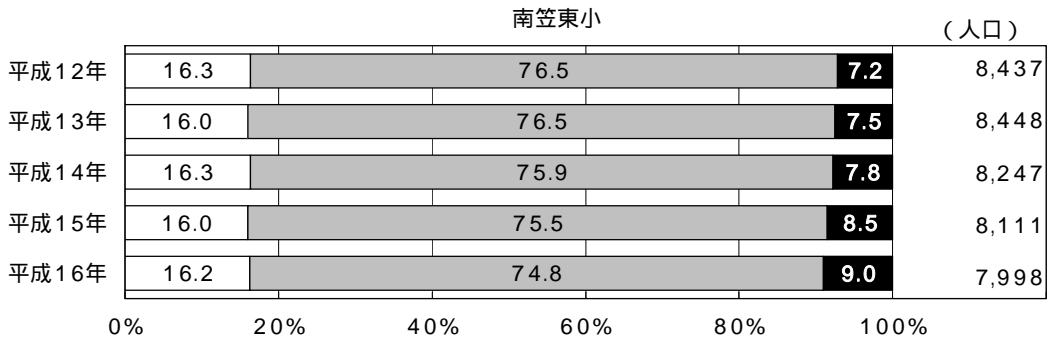
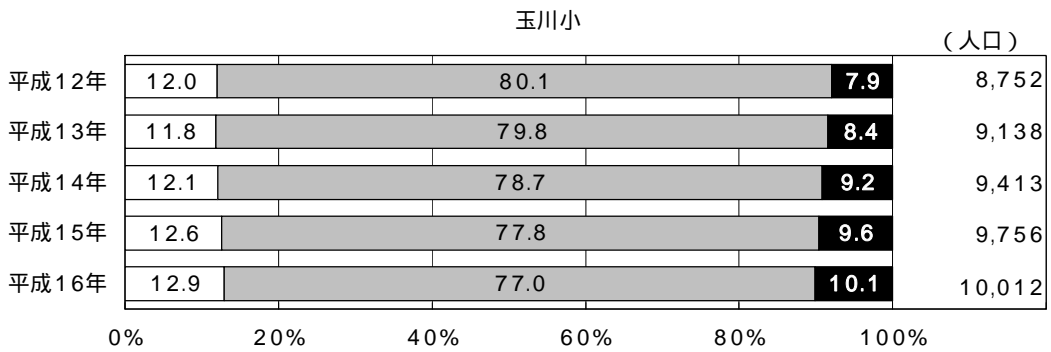
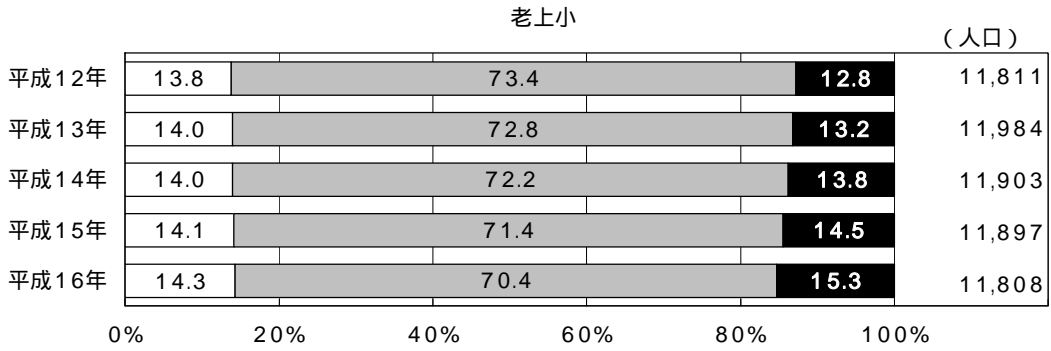
(2) 小学校区別年齢3区分別人口構成比の推移

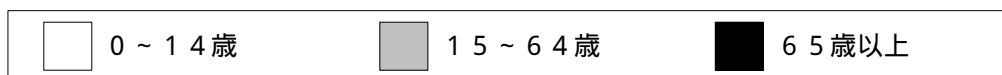
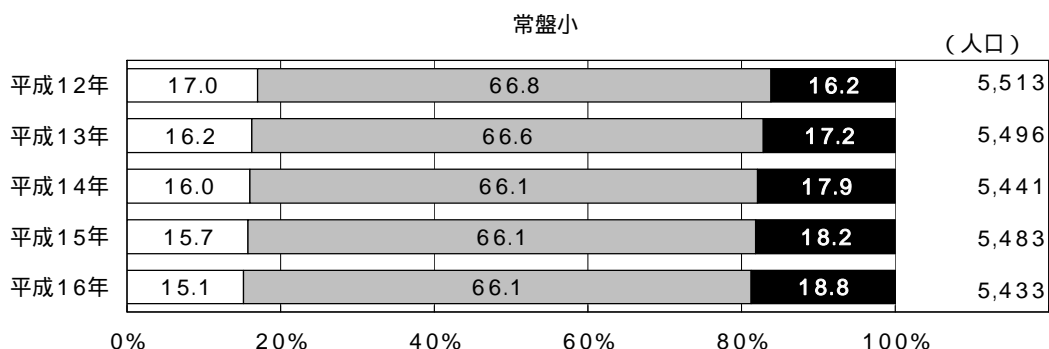
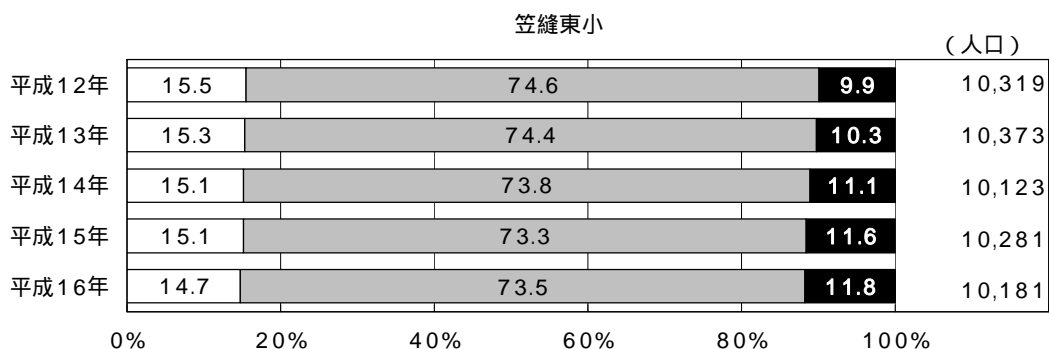
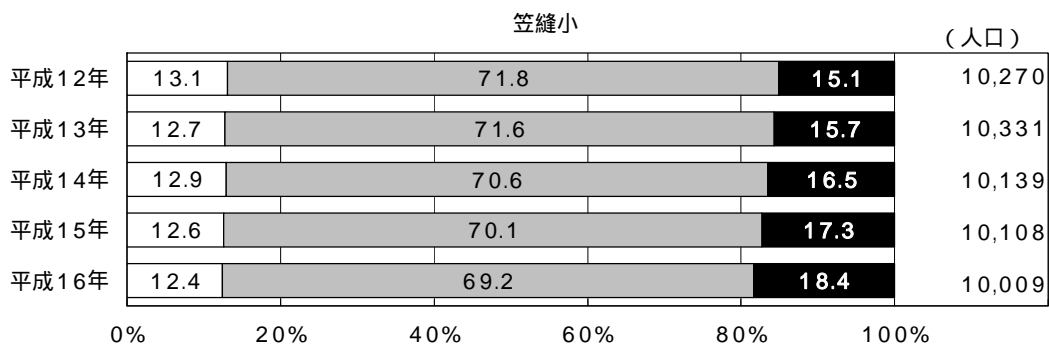
市全体では、0～14歳は横ばい、15～64歳が減少、65歳以上が増加していますが、小学校区別で比較すると、特に山田、常盤、笠縫で高齢化率が高くなっています。





(渋川小学校区のデータは、平成14年度以前は、草津第二小学校区に含まれています。)





(3) 世帯数等の推移

人口増加とともに世帯数も増加しています。一方、一世帯当りの人数は減少しています。

区分	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
世帯数 (世帯)	41,702	42,902	43,266	43,462	44,089
一世帯当人数 (人)	2.68	2.64	2.63	2.62	2.60

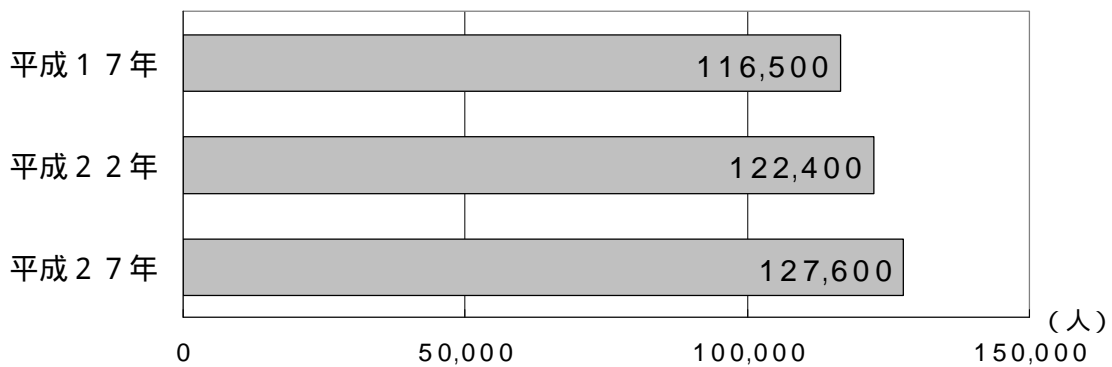
(住民基本台帳登録者・外国人登録者)

(4)人口推計

本市の住民基本台帳と外国人登録を合わせた住民登録人口を基に、平成27年(2015年)までの人口を推計すると、平成17年(2005年)では約116,500人、平成22年では約122,400人、平成27年では約127,600人と予測されます。(図表5)

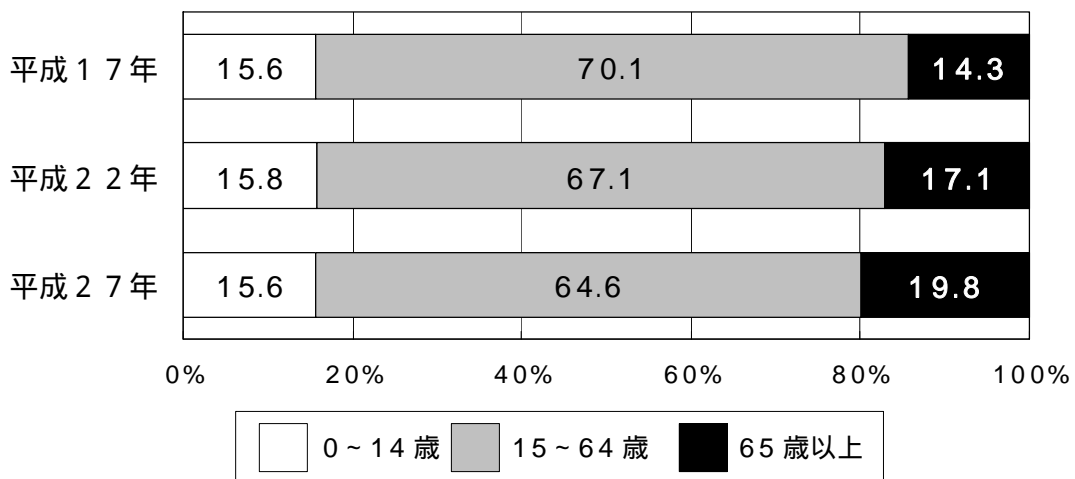
また年齢階層別の構成比では、0～14歳人口は横ばい傾向ながら、15～64歳人口は減少傾向となり、65歳以上人口は増加を続け、高齢化が進行するものと予測されます。(図表6)

図表5.人口推計



(「草津市次世代育成支援対策地域行動計画 平成17年3月」より)

図表6.人口構成比推計



(「草津市次世代育成支援対策地域行動計画」平成17年3月より)

2. 各種施策の動向

(1) 高齢者の保健福祉施策について

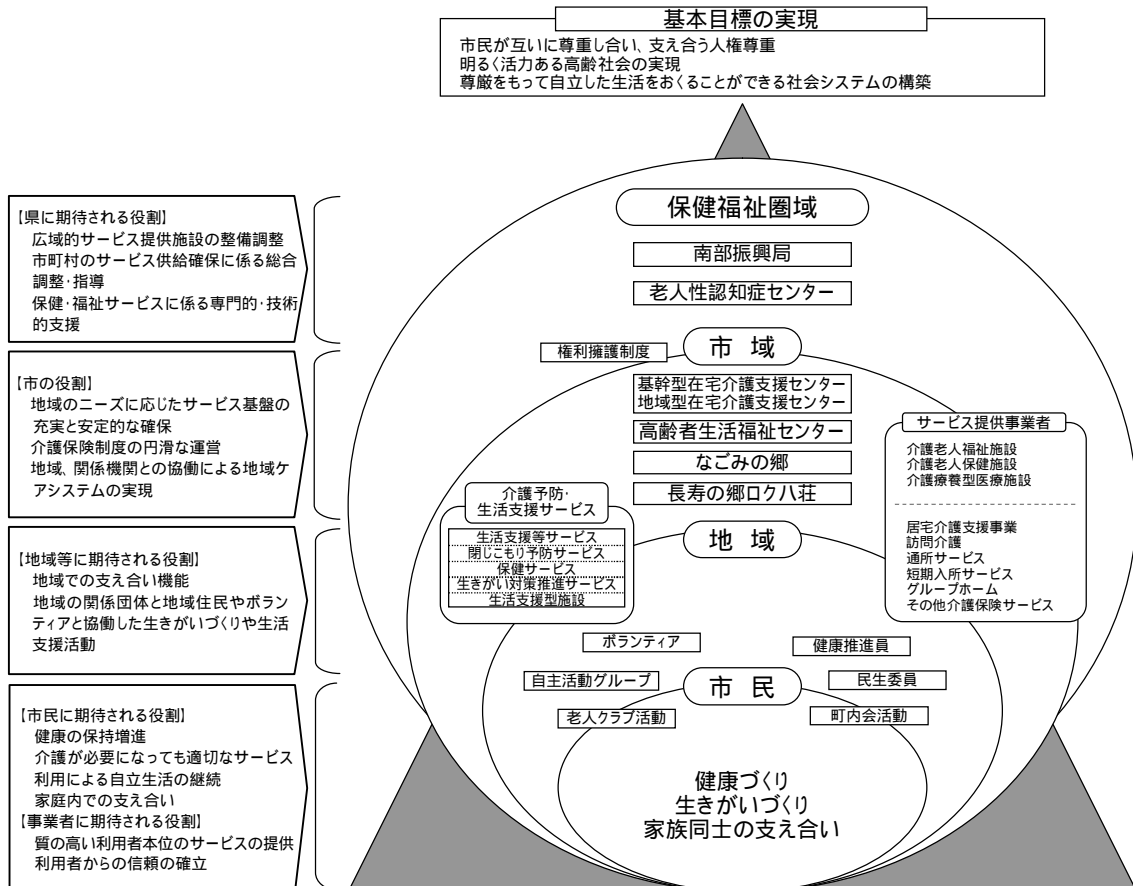
高齢者保健福祉に関する施策は、平成15年3月に策定された「草津市高齢者保健福祉計画・草津市介護保険事業計画(くさつゴールドプラン21 第2期計画)」に基づいて実施されています。

超高齢社会に備えて介護問題を社会全体で支えあう介護保険制度は、市民の制度への理解が進み、また市民の生活に浸透し、円滑に実施されてきました。そして、これからの介護保険事業は、要介護状態にならないようにするための介護予防や認知症予防への取り組み、身近で住み慣れた地域を基盤とする、より総合的、継続的にサービスが受けられる体制づくりが重視されています。

本計画では、介護保険サービス基盤の充実と安定的で質の高いサービスの提供を目指しているほか、生活習慣病を予防する健康づくりや、高齢者の社会参加、生きがい対策の推進など高齢者福祉に関する施策を総合的に進めていくこととしています。

計画推進の概念図

(「草津市高齢者保健福祉計画 草津市介護保険事業計画 平成15年3月」より)



(2) 障害者の保健福祉施策について

障害者保健福祉に関する施策は、平成9年3月に策定された「草津市障害者福祉長期計画」に基づいて実施されてきました。しかし、その後の障害者福祉施策は、「社会福祉基礎構造改革^{*}」が進められる中、大きく変化しました。

平成15年4月から支援費制度が始まり、これによって行政がサービス内容を決定してきた措置制度^{*}から、利用者の意思に基づく契約によるサービスの利用方式へと大きく転換しました。

また、サービス提供主体を市町村に一元化し、障害者の一般就労を促進したり、障害者が身近なところでサービスを利用できるよう、空き教室や空き店舗などの地域資源を有効活用できる規制緩和などを盛り込んだ「障害者自立支援法」が国会で平成17年10月に可決されました。

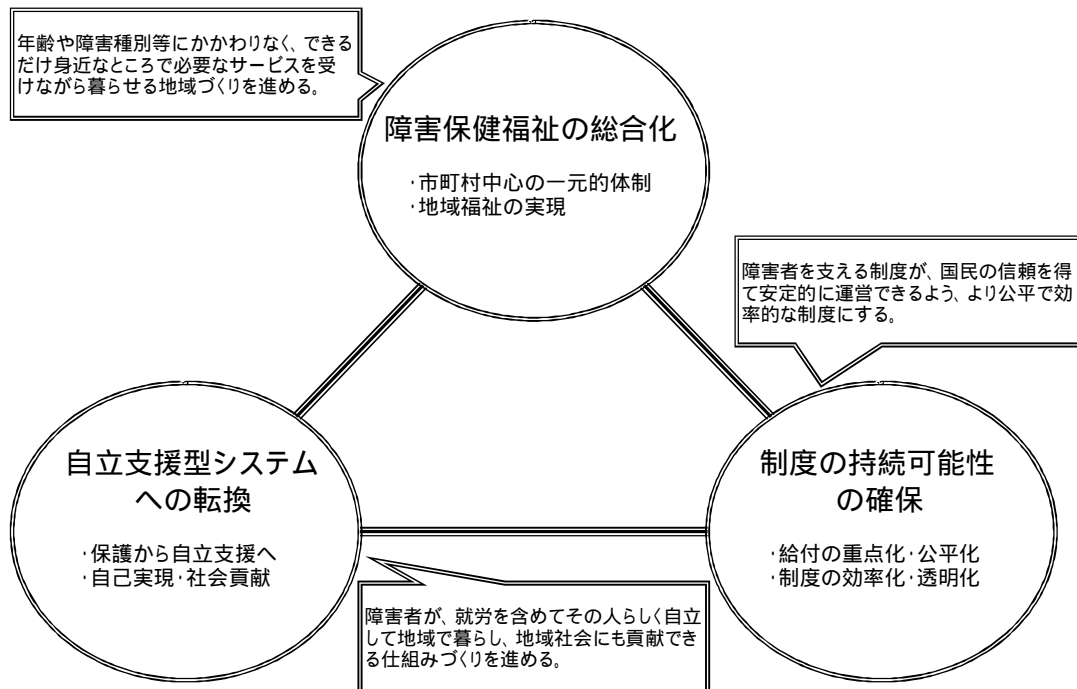
今後、市民は、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に努めることが求められています。

障害保健福祉の改革の基本的な視点

(「厚生労働省 今後の障害保健福祉施策について(改革のグランドデザイン案)

(平成16年10月)」より)

障害者本人を中心にした個別の支援を、より効果的・効率的に進められる基盤づくり



文中の*印は、資料編に用語説明があります。

(3) 子育て支援施策について

子育て支援に関する施策は、平成17年3月に策定された「草津市次世代育成支援対策地域行動計画」に基づいて実施されています。この計画は、子どもたちの心身ともに健やかな成長とすべての子育て家庭を、地域全体で支えるまちづくりを目指しています。

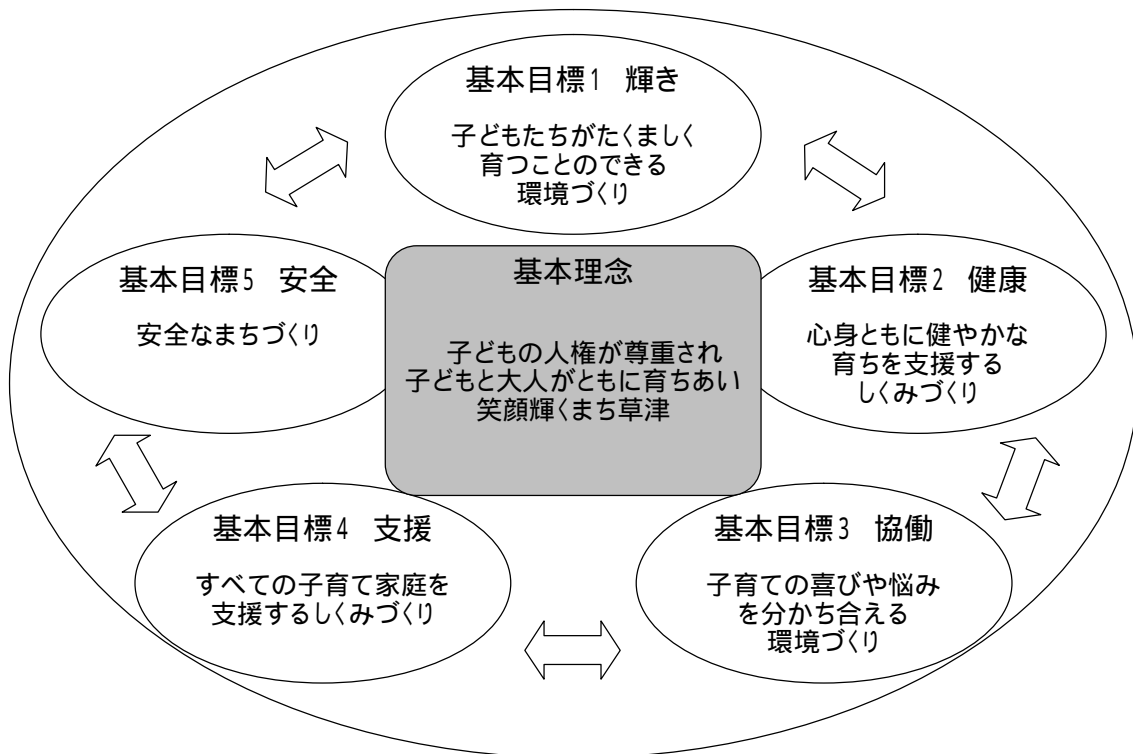
本市においては、国全体の社会状況と同じく、子育ての孤立化や子育てをしている人が不安や心配と感じていること、子育ての経済的負担が大きいと感じていること、未婚率が高いといった傾向が見られます。

そのため、今いる子どもたち、これから生まれてくる子どもたちがいかに健やかに育つことができるか、また、子どもたちや若い世代が次代の親として育っていくためにどのような支援ができるかが課題となっています。

この行動計画では、仕事と子育ての両立支援を中心とした取り組みにとどまらず、新たに子どもの視点にたった取り組みを進めること、すべての子どもと家庭への支援や次代の親づくりという視点が盛り込まれています。

計画の基本理念と基本目標

(「草津市次世代育成支援対策地域行動計画 平成17年3月」より)



(4)健康増進施策について

健康増進に関する施策は、平成17年3月に策定された「健康くさつ21 - はつらつほっこり 健康くさつ -」に基づいて実施されています。

今日、市民の生活習慣と疾病構造は大きく変化し、「生活習慣病」に対する対策が重要視されるようになりました。

そのためこの計画では、健康を増進し疾病を予防する「一次予防」に重点が置かれるようになりました。こうした取り組みは、「生活の質*(QOL:Quality of Life)」を高め、認知症や寝たきりにならない状態で自立して生活できる「健康寿命」の延伸に資するものとされています。

計画目標と健康づくりの領域(「健康くさつ21 平成17年3月」より)

(1)計画目標

「はつらつ ほっこり 健康くさつ」

「はつらつ」は、市民が元気なさまを、「ほっこり」は、市民の生活時間の豊かさを、「健康くさつ」は、こころも体も健康な市民があふれる草津のまちを表しています。これを計画目標として、下記に示す「健康づくりの実践目標」での具体的な取り組みを展開し、健康で元気な草津のまちづくりを進めていきます。

(2)健康づくりの実践目標

領域	実践目標
1. 栄養・食生活	1日1度は家族そって食事しよう！ バランスが大切！1日3食、赤・緑・黄！ 薄味好みでいこう！
2. 身体活動・運動	1日1度は、気持ちいい外の空気を確かめよう！
3. 休養・こころの健康づくり	新しい出会いを楽しんで、なんでも話せる仲間をつくろう！ 家族の会話はとても大切。一家団欒を見直そう！ 「休めない」ことはない！思い切ってゆっくり休もう！
4. たばこ・アルコール	できればたばこは止めよう！せめて減らそう！ 公共の場、子どもの前でたばこは吸わない！ 酒を飲むのはほどほどに！週に1度は休肝日！ 酒・たばこ、止めたくても止められなければ病院へ！
5. 歯の健康	年に1度は歯科健診！かかりつけの歯医者さんを見つけよう！ フッ素入り歯磨き剤を使おう！ ジュースは控えて、食後のお茶を楽しもう！
6. 生活習慣病対策	健康知識のバージョンアップ！1年1度はけん診にいこう！ かかりつけのお医者さんを見つけよう！ 自分のからだのことを、もっと知ろう！

(5) 同和地区福祉施策について

同和地区福祉施策は、平成12年度に「草津市同和地区福祉計画」が策定され、対象地域における福祉施策を進めてきました。これは、「第4次草津市総合計画 くさつ2010ビジョン」と「草津市同和対策基本計画」の具現化を図ることを目指したものです。

この計画では、計画に先立って行われた福祉実態調査の「健康と福祉のまちづくり」「高齢者の生活実態」「乳幼児・子育ての実態」「母子・父子世帯の実態」「障害者の生活実態」について、現状と課題、施策の方向性がまとめられています。

草津市同和地区福祉計画の体系（「草津市同和地区福祉計画 平成12年10月」より）

分野	現状と課題・施策の方向性の項目
健康と福祉のまちづくり	健康状態 通院歴および入院歴 健康診断(査)の受診 将来の介護・介助の希望 介護や介助を望む相手 医療保険への加入状況 公的年金への加入状況 ボランティア活動について
高齢者福祉	医療保険への加入状況 公的年金の受給状況 健康状態 通院歴 健康診断(査)の受診 将来の介護・介助の希望 介護や介助を望む相手 保健・福祉サービスの認知、利用経験、希望 介護保険
障害者福祉	障害の種類 将来の介護・介助の希望 健康状態 希望する福祉サービス
母子・父子福祉	現在困ったり悩んだりしていること 健康状態 希望する福祉施策
児童福祉	健康への配慮 子育てに関わるサービスの利用

3. 地域福祉計画策定に関する意識調査結果の概要

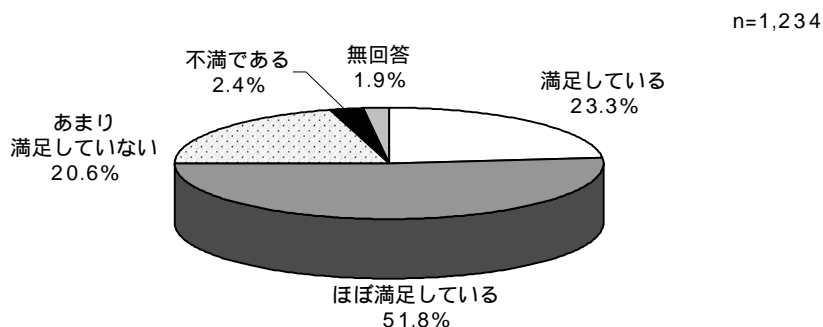
(1) ご近所との付き合いの満足度

ご近所との付き合いに「満足している」「ほぼ満足している」を合わせて75.1%、「あまり満足していない」「不満である」を合わせて23.0%となっています。

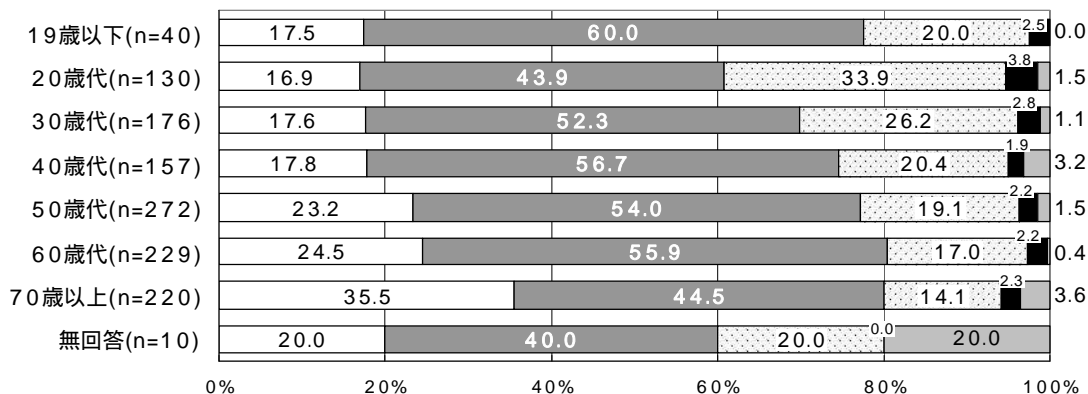
19歳以下は、「ほぼ満足している」が最も多く、20歳代で大きく減少しています。20歳代以上では、年齢階層が上がるほど「満足している」が多くなっています。

「満足している」「ほぼ満足している」を合わせて最も多いのは、「老上小学校区」、次いで「矢倉小学校区」です。逆に「あまり満足していない」「不満である」を合わせて最も多いのは、「草津第二小学校区」となっています。

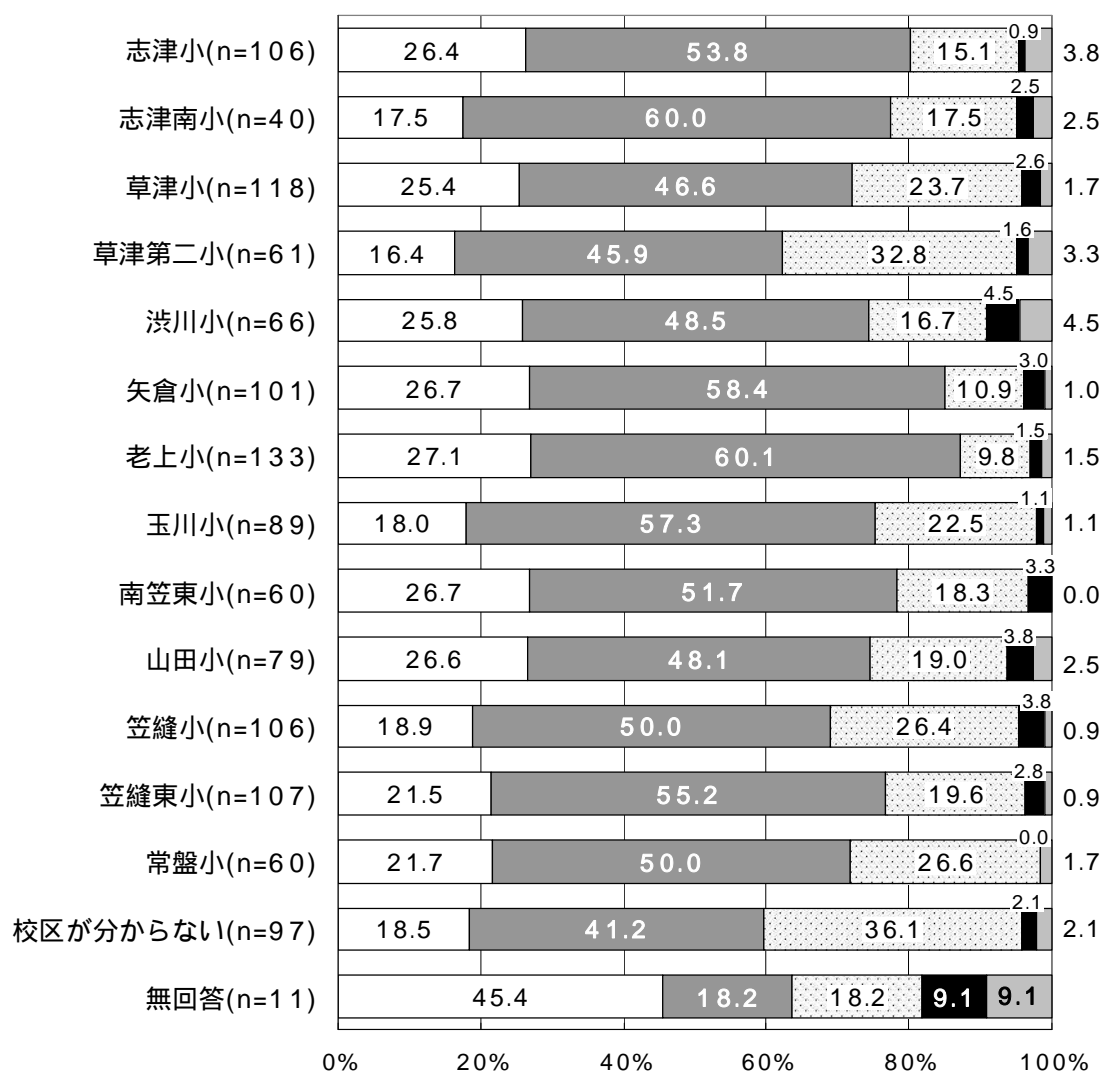
【単純集計】



【年齢階層別クロス集計】



【小学校区別クロス集計】



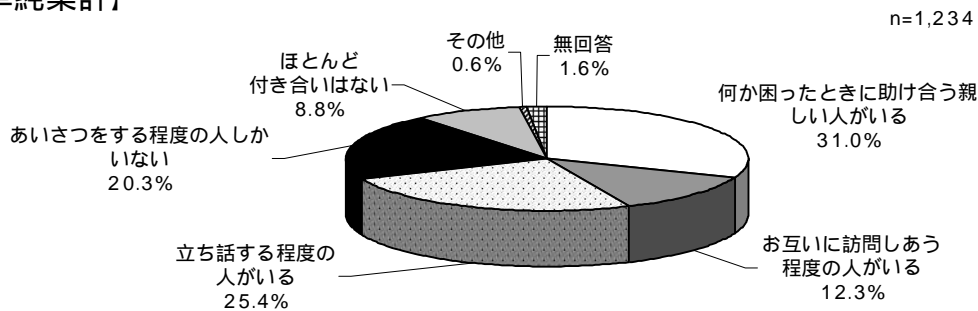
(2) ご近所との関係

ご近所との関係は、「何か困ったときに助け合う親しい人がいる」が31.0%で最も多く、次いで「立ち話する程度の人がいる」が25.4%、「あいさつをする程度の人しかいない」が20.3%となっています。

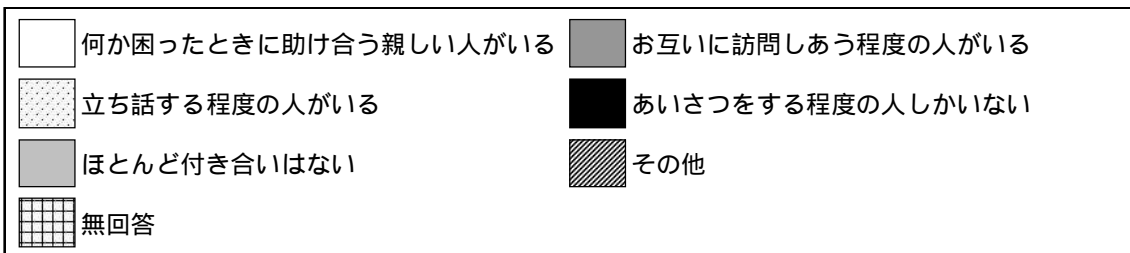
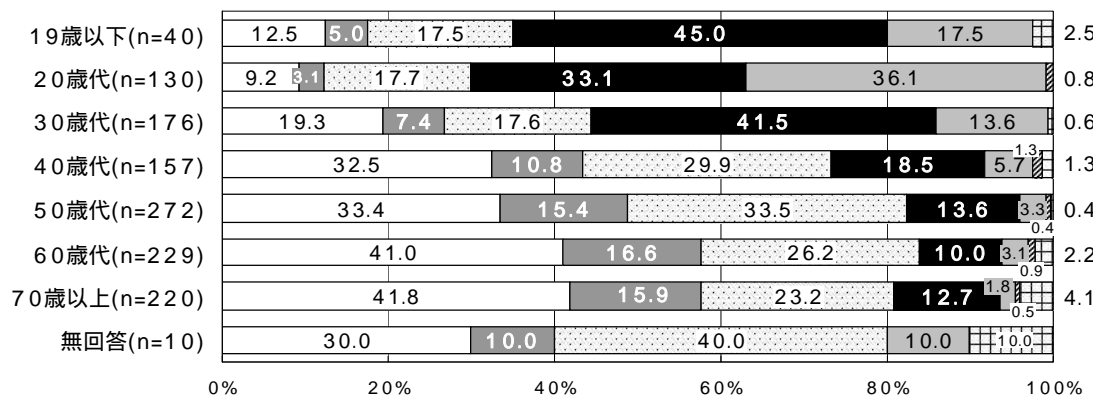
30歳代以下では、「あいさつをする程度の人しかいない」が30～40%台で多くなっています。40歳代以上で「何か困ったときに助け合う親しい人がいる」が30%を超えています。

「山田小学校区」では、「何か困ったときに助け合う親しい人がいる」「お互いに訪問しあう程度の人がいる」が多く、「草津第二小学校区」では、「あいさつをする程度の人しかいない」「ほとんど付き合いはない」が多くなっています。

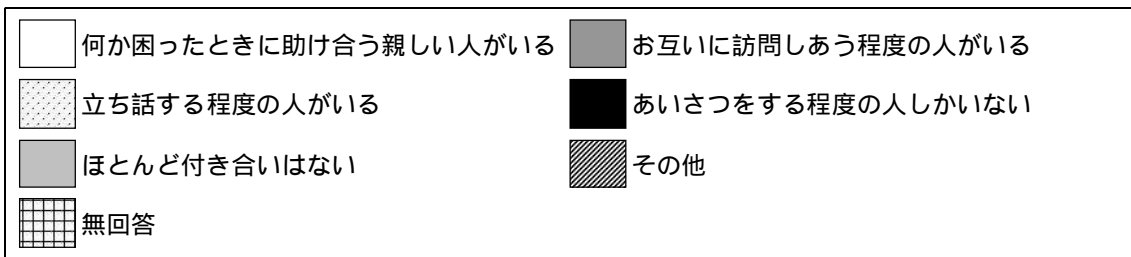
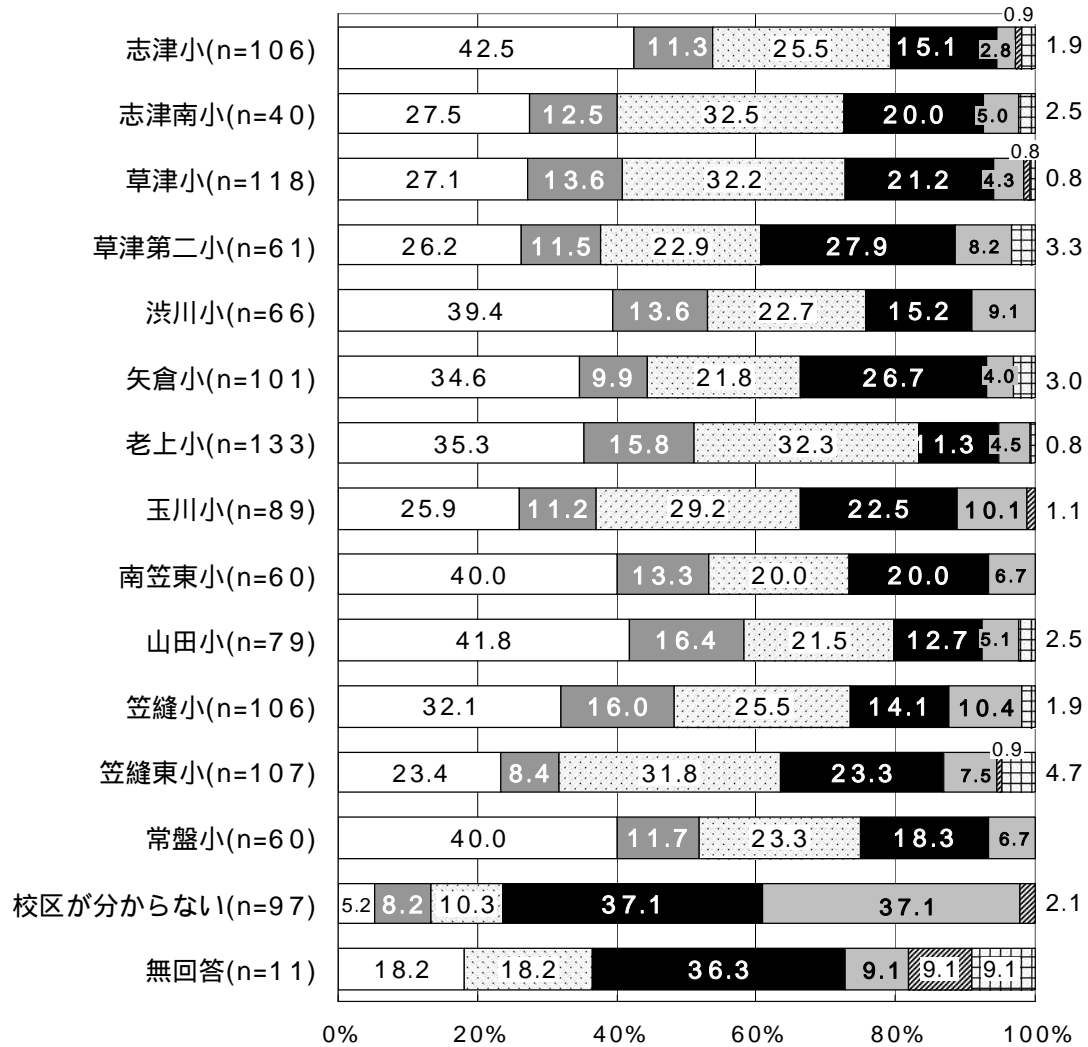
【単純集計】



【年齢階層別クロス集計】



【小学校別クロス集計】



(3) 今後手助けしてあげたい、手助けしてほしいと思うこと

病気や災害時(区分6、7)では、他の区分と比較して「今後手助けをしたい」「今後手助けをしてほしい」とする回答が多くなっています。市民には、緊急時のいざというときの助け合いの重要性が認識されているといえます。

70歳以上では、「相談事の相手になる」を除く他の項目で割合が低くなっています。「志津南小学校区」は、今後手助けをしたい項目で「病気など緊急時に看病をしたり、医者を呼ぶなど手助けをする」「地震などの災害時に地域の防災組織として安否確認をしたりする」が60%を超えて最も多くなっています。

【単純集計】

(%)

区 分	項 目	今後手助け したい	今後手助けを してほしい	どちらも あまり思わ ない	無 回 答
1.	相談事の相手になる	28.7	6.4	39.5	25.4
2.	買い物や近くまでの外出などにつきあう・手伝う	22.2	3.6	44.9	29.3
3.	子どもを預かったり、公園での遊びの見守りなどをする	17.2	3.6	45.8	33.4
4.	ひとり暮らしの高齢者、障害者などの見守りをする	33.1	6.0	32.1	28.8
5.	簡単な家の修理や掃除、庭の草刈りなどを手伝う	18.6	4.1	45.7	31.6
6.	病気など緊急時に看病をしたり、医者を呼ぶなど手助けをする	46.4	9.4	19.0	25.2
7.	地震などの災害時に地域の防災組織として安否確認をしたりする	48.9	10.3	15.9	24.9

(n = 1,234)

【年齢階層別クロス集計】

今後手助けをしたい

項目 区分	今後手助けをしたい (%)						
	相談事の相手	外出の付き合い、手伝い	子どもの預かりや見守り	高齢者、障害者の見守り	家の修理、掃除等の手伝い	緊急時の看病	災害時の安否確認等
全体(n=1,234)	28.7	22.2	17.2	33.1	18.6	46.4	48.9
19歳以下(n=40)	15.0	17.5	15.0	32.5	20.0	57.5	37.5
20歳代(n=130)	20.8	20.0	34.6	41.5	16.9	54.6	55.4
30歳代(n=176)	25.0	20.5	21.6	29.5	18.8	55.1	58.0
40歳代(n=157)	30.6	24.8	16.6	36.3	17.2	56.1	61.1
50歳代(n=272)	35.3	31.3	16.9	43.4	25.4	51.5	60.7
60歳代(n=229)	33.6	27.1	17.5	37.1	22.3	47.2	47.2
70歳以上(n=220)	25.5	8.6	4.5	12.7	9.1	19.5	19.1
無回答(n=10)	0.0	0.0	10.0	20.0	0.0	30.0	30.0

各項目から「今後手助けをしたい」を抽出して、年齢階層別に記載しています。
40%以上をグレー、50%以上を黒で示しています。

【小学校区別クロス集計】

今後手助けをしたい

項目 区分	今後手助けをしたい (%)						
	相談事の相手	外出の付き合い、手伝い	子どもの預かりや見守り	高齢者、障害者の見守り	家の修理、掃除等の手伝い	緊急時の看病	災害時の安否確認等
全体(n=1,234)	28.7	22.2	17.2	33.1	18.6	46.4	48.9
志津小(n=106)	34.0	22.6	19.8	30.2	17.9	42.5	45.3
志津南小(n=40)	25.0	27.5	15.0	35.0	25.0	60.0	62.5
草津小(n=118)	32.2	23.7	16.9	33.1	21.2	42.4	46.6
草津第二小(n=61)	29.5	19.7	16.4	41.0	13.1	52.5	52.5
波川小(n=66)	39.4	21.2	15.2	31.8	21.2	42.4	40.9
矢倉小(n=101)	24.8	24.8	20.8	28.7	14.9	44.6	40.6
老上小(n=133)	35.3	27.8	14.3	30.8	18.0	45.9	48.9
玉川小(n=89)	30.3	24.7	23.6	34.8	21.3	44.9	56.2
南笠東小(n=60)	30.0	31.7	18.3	41.7	25.0	51.7	51.7
山田小(n=79)	21.5	26.6	13.9	29.1	20.3	39.2	54.4
笠縫小(n=106)	27.4	18.9	17.0	34.9	20.8	48.1	42.5
笠縫東小(n=107)	25.2	18.7	20.6	36.4	13.1	53.3	56.1
常盤小(n=60)	28.3	16.7	8.3	36.7	20.0	46.7	45.0
校区が分からない(n=97)	18.6	8.2	14.4	27.8	15.5	47.4	51.5
無回答(n=11)	9.1	27.3	27.3	36.4	18.2	36.4	36.4

各項目から「今後手助けをしたい」を抽出して、小学校区別に記載しています。
40%以上をグレー、50%以上を黒で示しています。

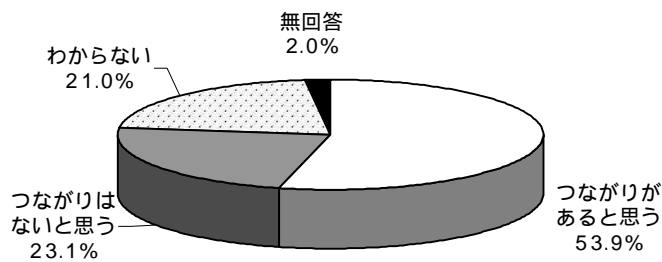
(4) 地域とのつながり

地域とのつながりは、「つながりがあると思う」が53.9%、「つながりはないと思う」が23.1%、「わからない」が21.0%となっています。

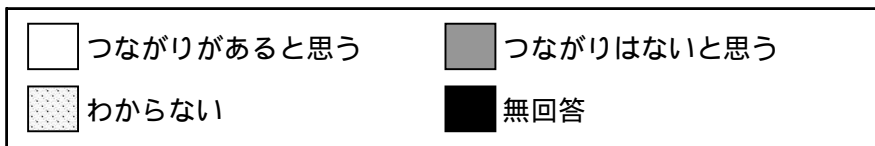
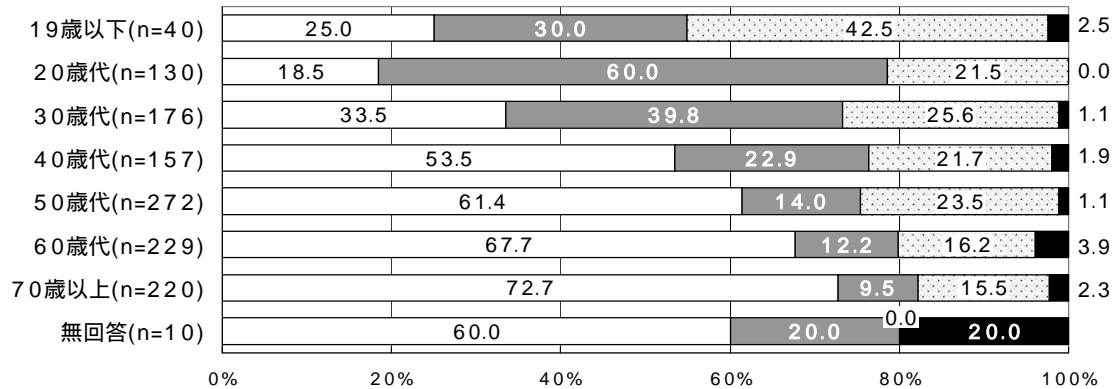
「つながりがあると思う」が、20歳代以上から年齢階層が上がるほど多くなっています。「つながりがあると思う」が、最も多いのは「常盤小学校区」で、「つながりはないと思う」が最も多いのは「玉川小学校区」となっています。

【単純集計】

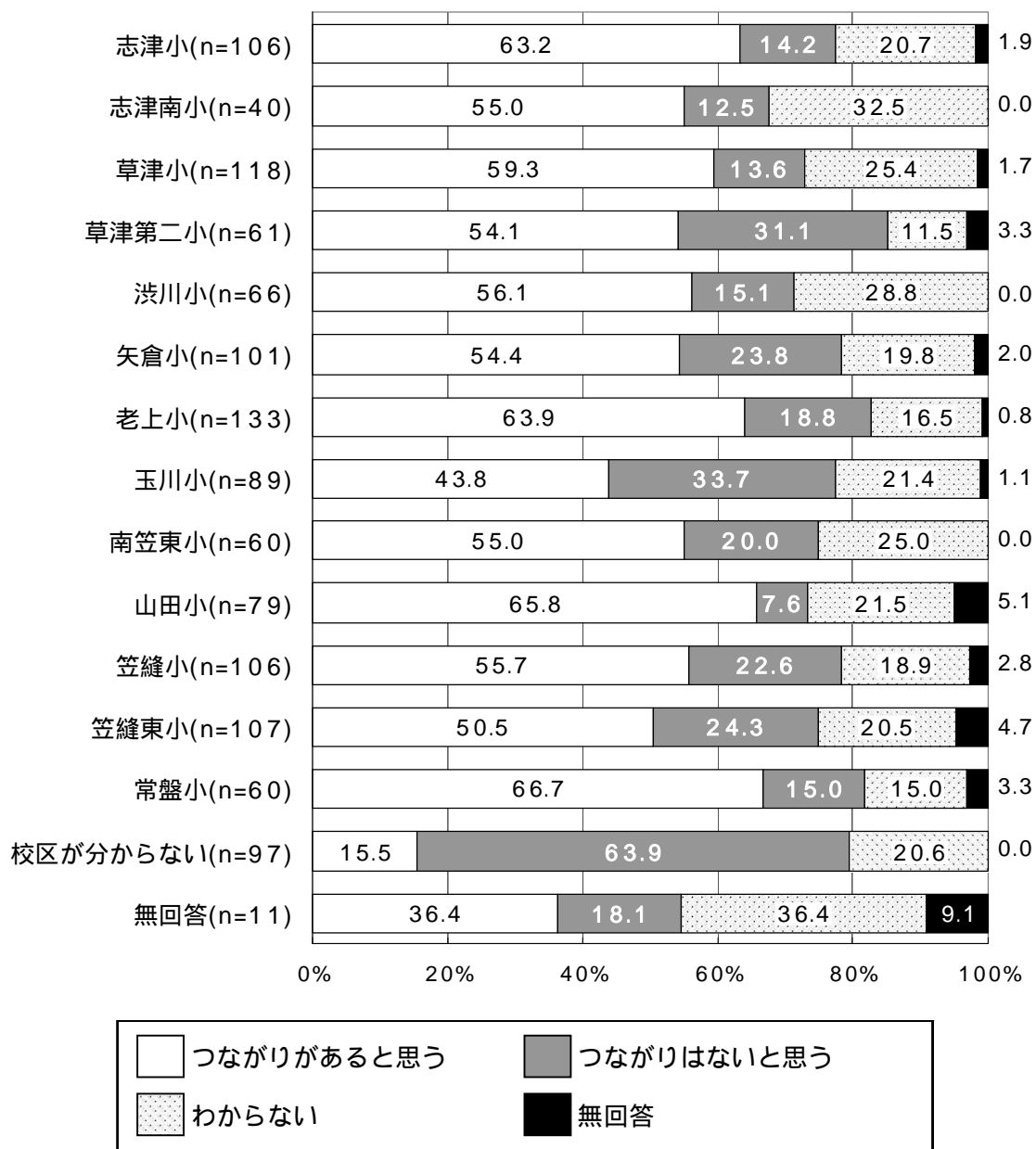
n=1,234



【年齢階層別クロス集計】



【小学校区別クロス集計】



(5) ボランティア活動の有無

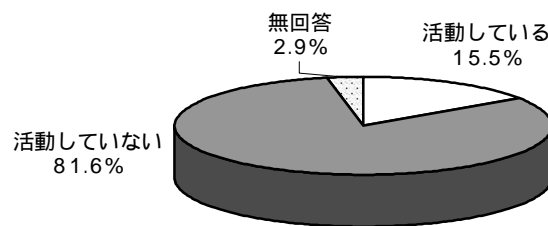
ボランティア活動は、「活動している」が15.5%、「活動していない」が81.6%となっています。

40歳代以上の年齢階層で、「活動している」が10%を超えています。

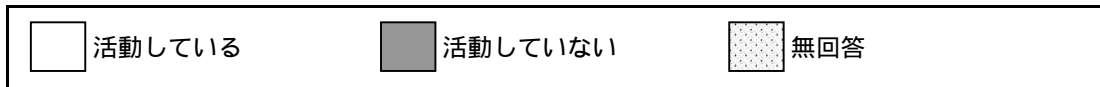
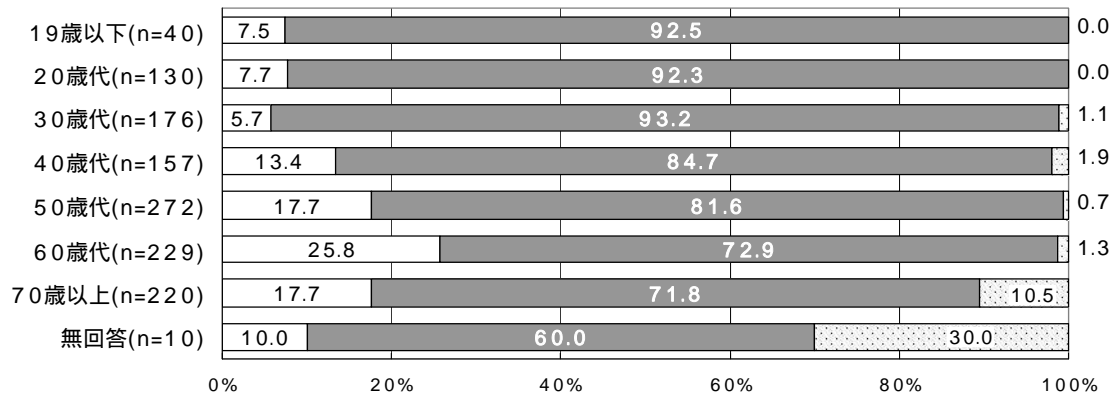
「活動している」は、「玉川小学校区」「志津小学校区」「山田小学校区」で多く、「志津南小学校区」「常盤小学校区」で少なくなっています。

【単純集計】

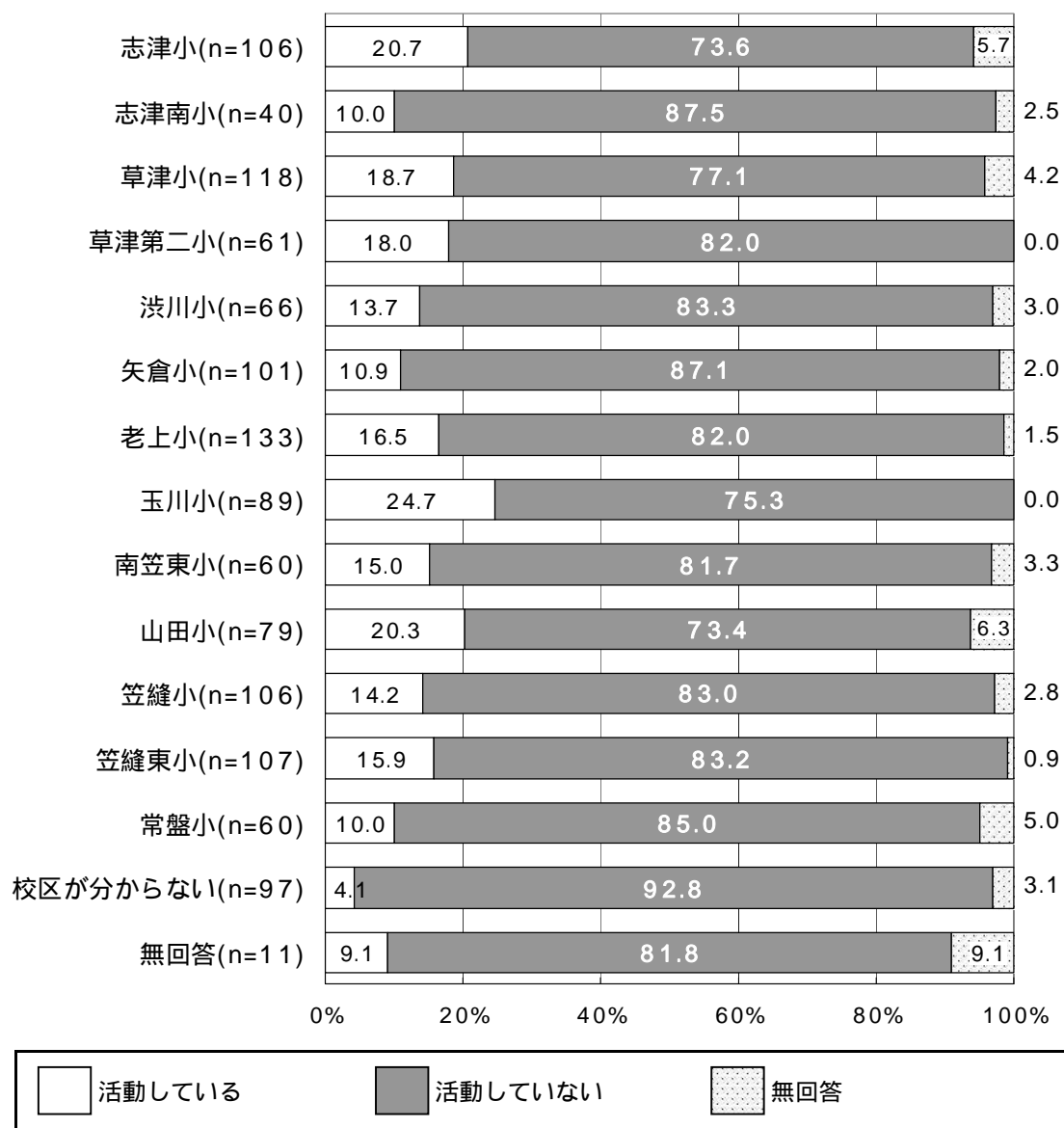
n=1,234



【年齢階層別クロス集計】



【小学校区別クロス集計】



(6) ボランティア活動をしていない理由

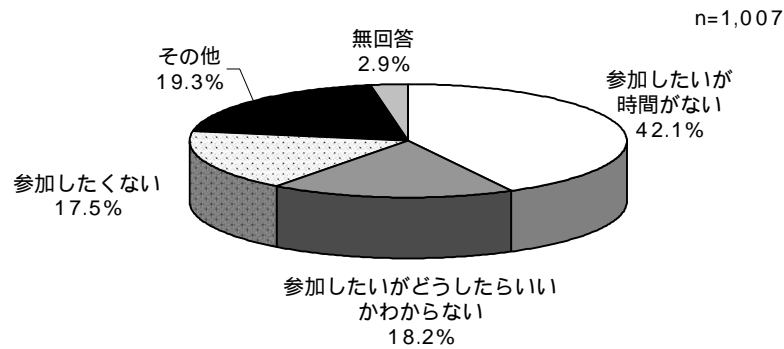
ボランティア活動をしていない理由は、「参加したいが時間がない」が42.1%、「参加したいがどうしたらいいかわからない」が18.2%、「参加したくない」が17.5%となっています。

「40歳代」「50歳代」では、「参加したいが時間がない」が多く、「19歳以下」は「参加したいがどうしたらいいかわからない」が多くなっています。

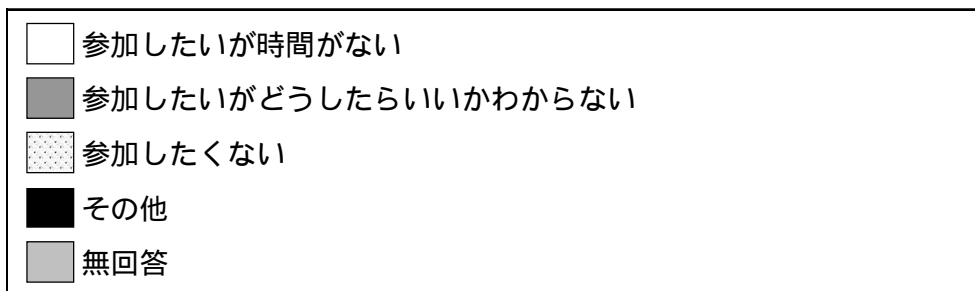
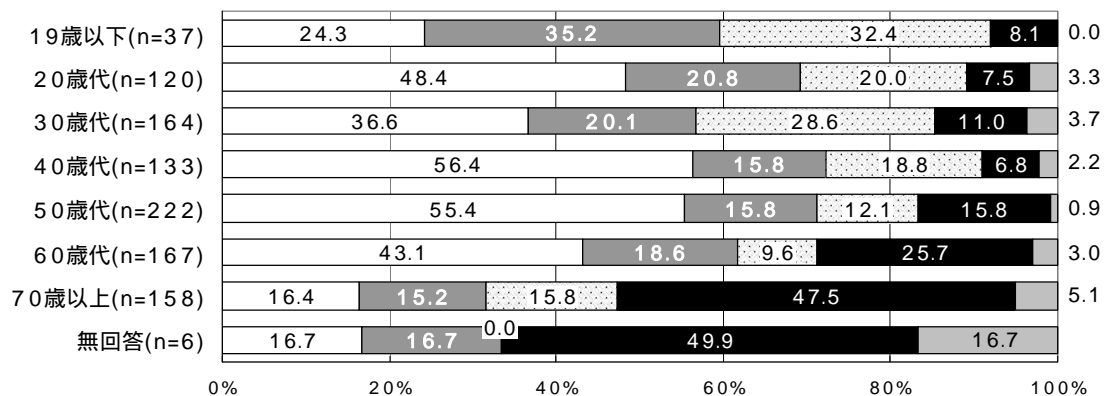
「参加したいが時間がない」は、「玉川小学校区」「常盤小学校区」で多く、「参加したいがどうしたらいいかわからない」は、「笠縫小学校区」「草津第二小学校区」で多くなっています。

その他では、「健康面に不安があるため」「そのような機会がないため」がありました。

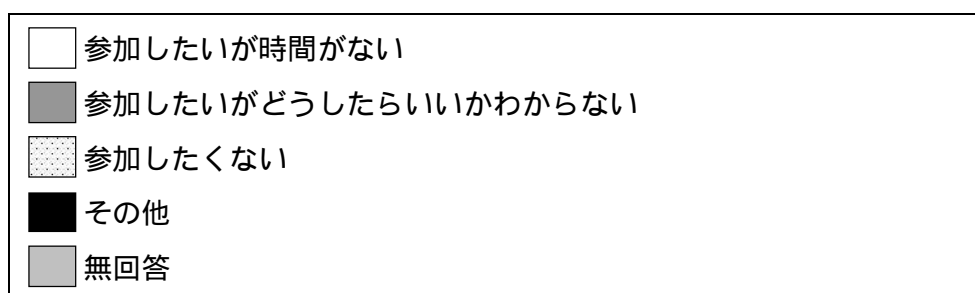
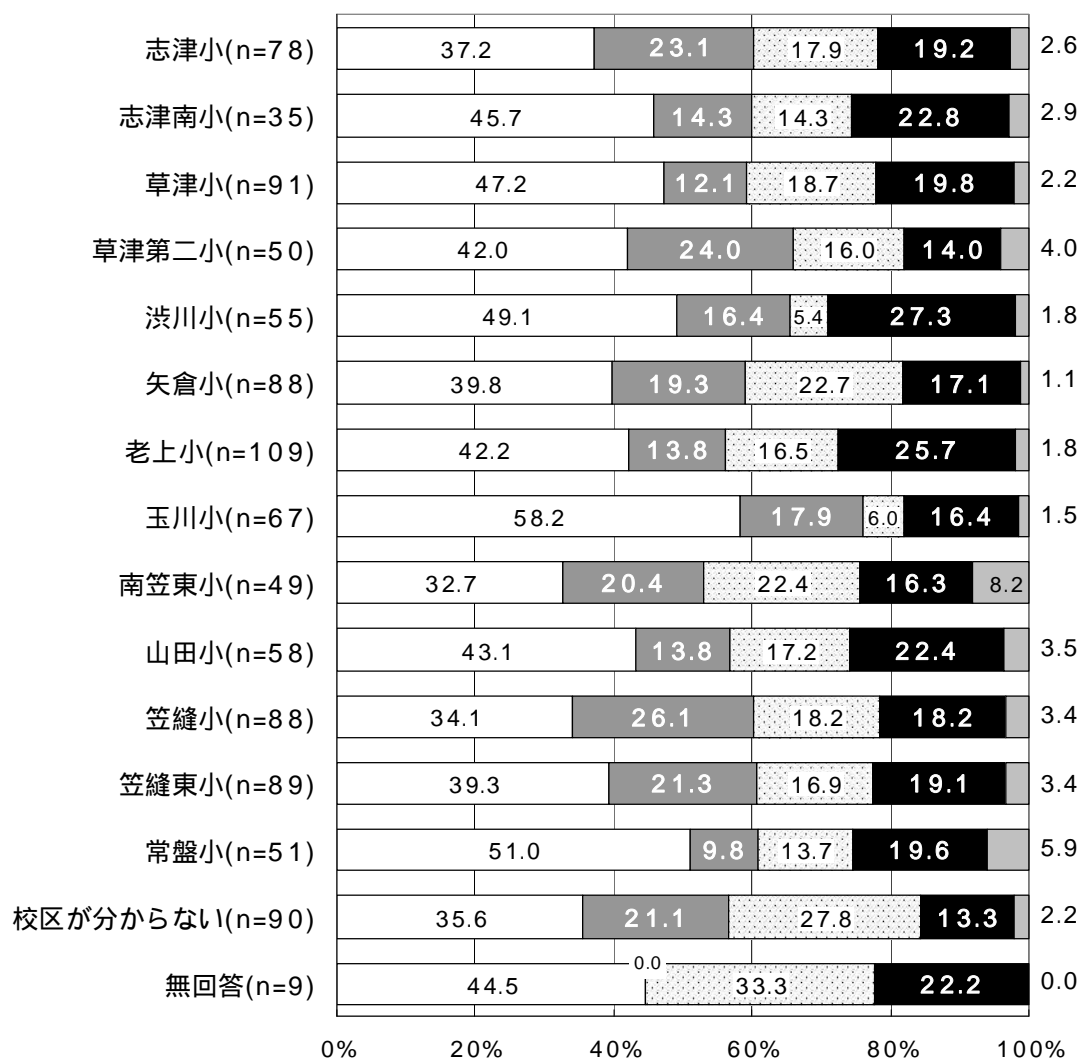
【単純集計】



【年齢階層別クロス集計】



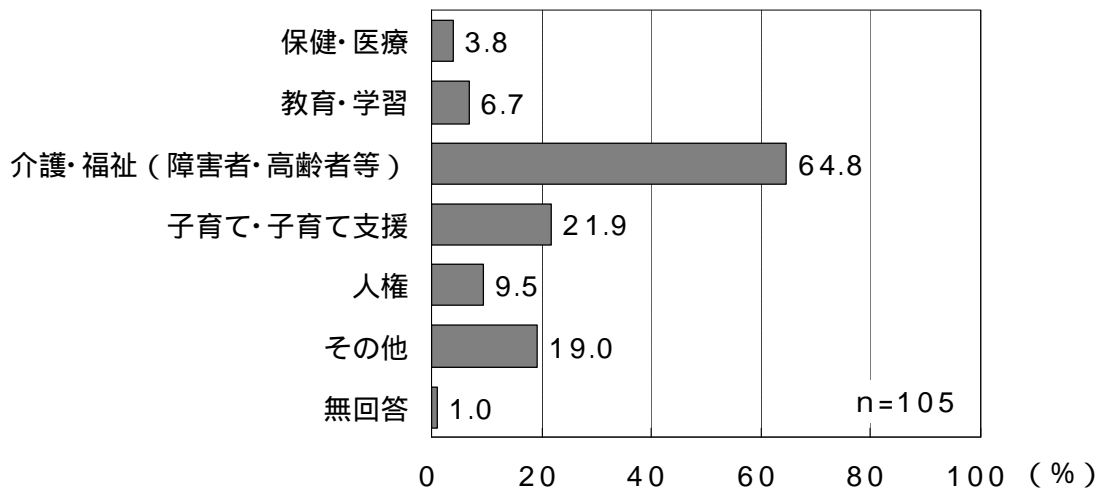
【小学校区別クロス集計】



4. 地域福祉計画策定に関する団体等アンケート調査結果の概要

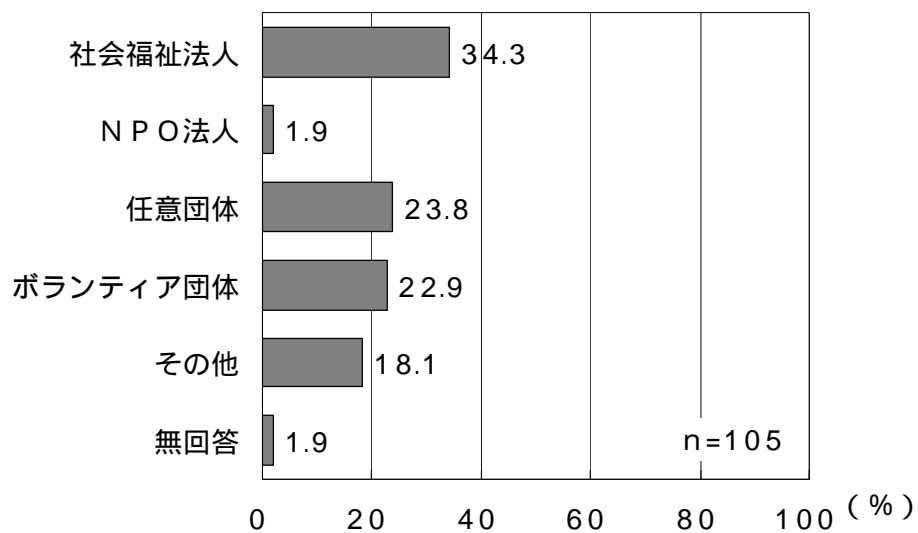
(1) 各団体・施設の事業分野

「介護・福祉」に関する団体・組織が64.8%で最も多く、次いで「子育て・子育て支援」が21.9%となっています。

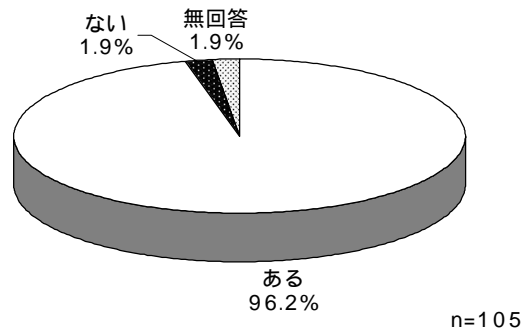


(2) 各団体・施設の形態

「社会福祉法人」が34.3%で最も多く、次いで「任意団体」が23.8%、「ボランティア団体」が22.9%となっています。



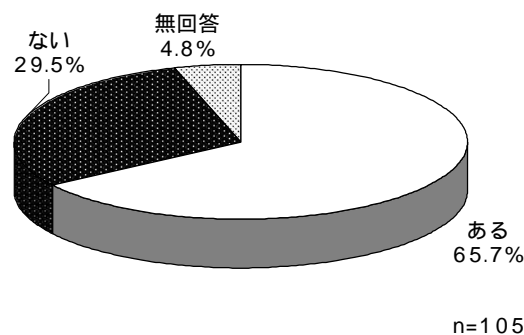
(3) 地域(福祉)に貢献している活動や事業の有無



多くの団体や組織は、地域(福祉)に貢献している団体です。分野別では、「介護・福祉」が66.3%となっています。

活動や事業内容は、サロン(子育てサロン*、ふれあいサロン*)の開催、訪問活動、各種講座の開催、募金活動、ボランティア育成などです。

(4) 今後新しく地域貢献事業等を行う予定

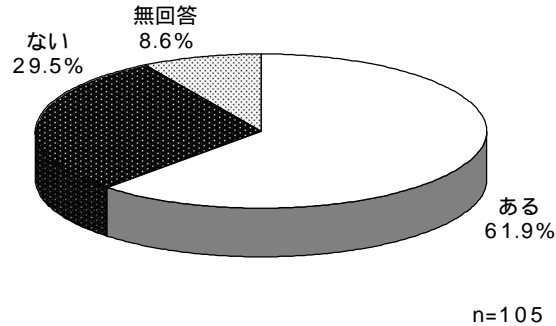


65.7%の団体・組織で、今後新しく地域に貢献する事業を予定しています。

事業内容は、「ふれあいサロン」「子育ての支援事業」「点字(点訳)の編集・出版」「高齢世帯の安否確認・訪問」などです。

地域貢献事業を実施する際の問題や課題は、人材や財源の確保、既存の地域組織、ボランティア団体、市民との連携、調整やネットワーク化、情報交換・情報交流などです。

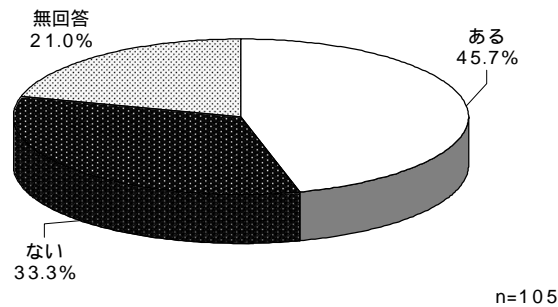
(5) 地域の支援を得ている事業等の有無



61.9%の団体・組織で、地域の支援を得ている事業があります。

事業内容は、「子育てサロンの応援」「チャリティーイベントやボランティア協力」「補助金など財政的支援」「事業運営にあたっての人的支援」「情報提供」「事務局支援」などでした。

(6) 新たに地域の支援を得たいと思う事業等の有無

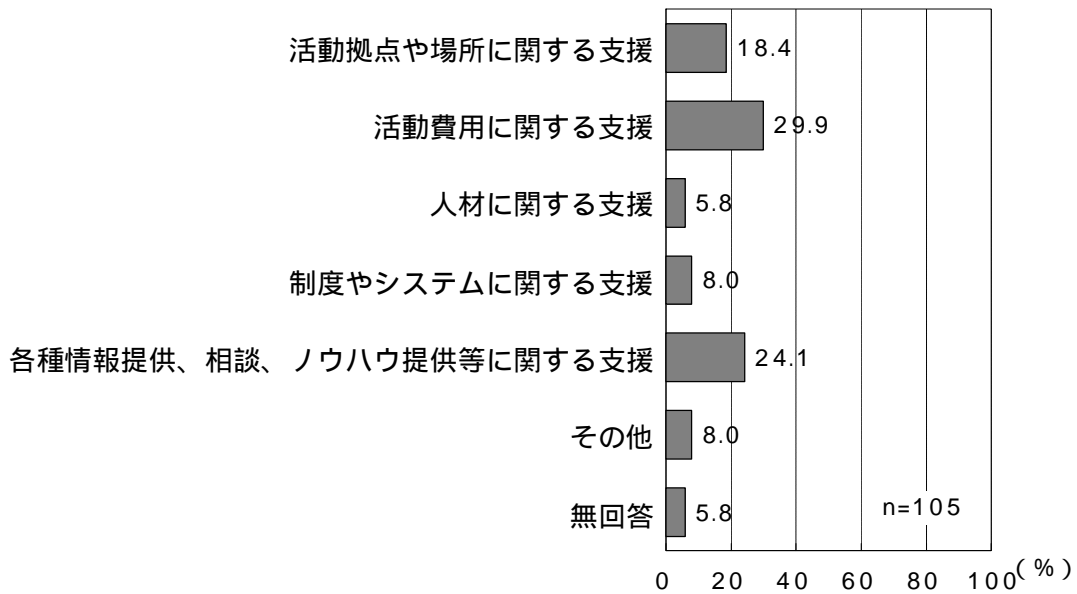


45.7%の団体・組織で、新たに地域の支援を得たいと思っている事業があります。事業内容は、「介護予防事業(陶芸・パソコン・茶道・俳句等の指導ボランティア)」「障害者の余暇支援」などです。

事業を実現する際の問題や課題は、補助金や人的支援などです。その他、「事業を円滑に実施していくために、地域組織間や市民との相互のコミュニケーションや連携が重要である」との意見がありました。

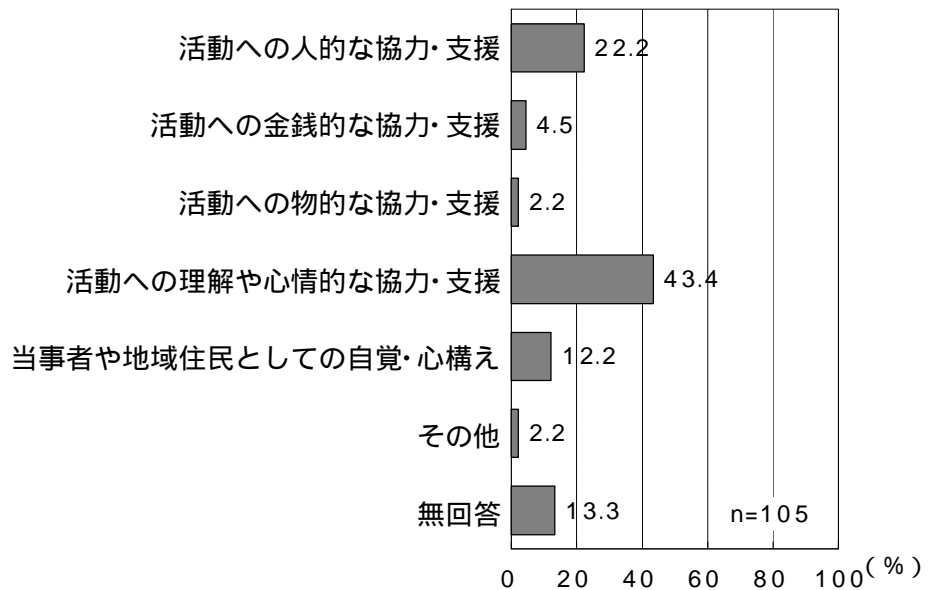
(7) 行政に希望する支援

「活動費用に関する支援」を望む意見が最も多く29.9%、次いで「各種情報提供、相談、ノウハウ提供等に関する支援」が24.1%、「活動拠点や場所に関する支援」が18.4%でした。



(8) 住民、市民に対する希望

「活動への理解や心情的な協力・支援」が最も多く43.4%、次いで「活動への人的な協力・支援」が22.2%、「当事者や地域住民としての自覚・心構え」が12.2%でした。



5. 地域福祉懇談会のまとめ

(1) 地域での交流について

新旧住民間の交流が希薄なことや、マンション等の住民が地域行事に参加しないとの意見がありました。地域の交流を活発にするためには、担い手を若い人たちに任せたり、新しい住民にも祭りや地域イベントに参加しやすい工夫をする、また、障害者や高齢者にも積極的に参加を呼びかけるなどの提案がありました。

各懇談会で意見が最も多かったのは、地域でのあいさつ運動、声掛け運動への取り組みでした。その他、遠慮しないで、外に出て、助けられ上手になろうという意見もありました。



(2) 地域組織・団体の活動について

活動への参加者が少ない、組織を支えるリーダーが育たないと意見がありました。老人クラブへの加入者減少対策では、名称の変更や年齢枠を柔軟にするといった提案がありました。

また、町内会組織では、若い人やマンション等の住民の加入が減少しているとの意見がありました。

町内会の運営方法の提案では、役員の任期を複数年にして町内会課題を解決するとの意見がある一方、多くの住民に町内会にかかわる機会を増やすために現状(1年)でよいという考え方もありました。活動内容では、参加したくなるような魅力ある工夫が必要との意見がありました。



(3) ボランティアについて

地域で活動するボランティアの養成や育成の必要性について、意見や提案が多くありました。ボランティアに参加する人材を増やすために、PR活動の充実や勤めをリタイアした後のボランティア参加、子どものボランティア体験など、活動のきっかけづくりについて提案がありました。

ボランティアにかかわるだけでなく、ボランティアの組織や団体を支えるリーダーの育成やボランティア組織をつなぐコーディネーターが必要との意見がありました。また、活動を活発にする交流や連携の場づくり・機会づくりのための意見や提案もありました。

(4) 相談・情報提供について

子育て相談や介護相談をはじめとする、市民の困り事や生活課題について、気軽に相談できる窓口、機会、人材が必要との意見が多くありました。

相談体制や手法では、地域住民の能力やノウハウを生かした相談相手の多重ネットワークの創設や住まいの身近な場所に相談ポストを置くといった提案がありました。



一方、ドメスティック・バイオレンス(DV)や児童虐待など深刻な事態に備えるために、公的な相談機関との連携が必要との指摘がありました。

情報提供では、高齢者等の見守りやボランティア活動を知ってもらい、かかわり合える情報提供の仕組みづくりが必要との意見がありました。

(5) 地域の福祉サービスについて

閉じこもりがちな高齢者への地域サロンの開催や、子どもや家庭を地域で支える子育てサロンなど、福祉コミュニティ*づくりに多くの意見があり、老人クラブや町内会を通じたの誘い出しや小グループでのふれあいの場づくりなどの提案がありました。

全体では、公的福祉サービスの整備以上に、市民が地域で福祉を推進していくための場づくりや機会づくりの重要性が強調されました。

(6) 市民と行政との協働について

住民により身近な集会所などの、地域で住民が集まれる場づくりが必要との意見がありました。また、空き店舗の活用や大学施設の地域への開放など、既存の施設を活用したいとの意見もありました。



その他、子どもたちの見守り、ボランティアパトロール、災害時の弱者救助のネットワーク化、災害時の連絡体制の確立、地域福祉マップづくりなど、地域福祉にかかわる分野での協働が必要との意見や提案が多くありました。

一方、地域に身近な公民館や道路のバリアフリー*化の要望、災害や犯罪、生活環境、交通に関する提案や要望がありました。

文中の*印は、資料編に用語説明があります。

6. 各小学校区の現状

(1) 志津小学校区

志津小学校区の人口は11,055(H16.10.1)人で、学区ごとの平均8,824人よりも多く、高齢化率は12.6%と市全体の13.7%よりも低くなっています。

アンケート調査結果からは、ご近所との付き合いについて「満足している」と答えた割合が比較的高く、ご近所との関係のうち「何か困ったときに助け合う親しい人がいる」が1位、地域とのつながりについて「つながりがあると思う」が4位となっており、地域のつながりや満足度が高い地域であるといえます。

(2) 志津南小学校区

志津南小学校区の人口は3,099(H16.10.1)人で、学区ごとの平均の半分以下で、高齢化率は10.6%と市全体よりも低くなっています。

アンケート調査結果からは、ご近所との付き合いについて「満足している」「ほぼ満足している」と答えた割合は77.5%と比較的高くなっています。地域とのつながりについて「つながりはないと思う」が低く、「今後手助けしてあげたいこと」の中で「緊急時の看病」「災害時の安否確認等」などで、いずれも市内小学校区で最も高くなっています。このことから、いざというときに助け合う気持ちを持つ人が多く、満足度が比較的高い地域であるといえます。

(3) 草津小学校区

草津小学校区の人口は10,640(H16.10.1)人で、学区ごとの平均よりも多く、高齢化率は16.1%と市全体よりも高くなっています。

アンケート調査結果からは、ご近所との付き合いについて「満足している」「ほぼ満足している」が72.0%となっています。地域とのつながりについて「つながりはないと思う」が比較的低くなっています。このことから、地域のつながりや満足度が比較的高い地域であるといえます。

(4) 草津第二小学校区

草津第二小学校区の人口は9,151(H16.10.1)人で、学区ごとの平均よりもやや多く、高齢化率は11.4%と市全体よりも低くなっています。

アンケート調査結果からは、ご近所との付き合いについて「満足している」「ほぼ満足している」がいずれも最も低く、「あまり満足していない」が最も高くなっています。ご近所との関係では「あいさつをする程度の人しかいない」が市内で最も高くなっています。その一方で「今後手助けしてあげたいこと」として、「緊急時の看病」「災害時の安否確

認等」などで、いずれも高くなっています。このことから、近所付き合いの満足度は低いが、いざというときに助け合う気持ちは高い地域であるといえます。

(5) 渋川小学校区

渋川小学校区の人口は7,715(H16.10.1)人で、学区ごとの平均よりも低く、高齢化率は10.2%と市全体よりも低くなっています。

アンケート調査結果からは、ご近所との付き合いについて「満足している」の割合が比較的高くなっています。ご近所との関係では「何か困ったとき助け合う親しい人がいる」が比較的高く、地域とのつながりについて「つながりはないと思う」が低くなっています。このことから、ご近所付き合いの満足度が比較的高い地域であるといえます。

(6) 矢倉小学校区

矢倉小学校区の人口は9,052(H16.10.1)人で、学区ごとの平均よりもやや多く、高齢化率は13.1%と市全体よりもわずかに低くなっています。

アンケート調査結果からは、ご近所との付き合いについて「満足している」「ほぼ満足している」がいずれも高く、「あまり満足していない」が低くなっています。ご近所との関係では「何か困ったときに助け合う親しい人がいる」が比較的高くなっています。このことから、地域のつながりや満足度が高い地域であるといえます。

(7) 老上小学校区

老上小学校区の人口は11,808(H16.10.1)人で、学区ごとの平均よりも多く、高齢化率は15.3%と市全体よりも高くなっています。

アンケート調査結果からは、ご近所との付き合いについて「満足している」「ほぼ満足している」がいずれも最も高く、「あまり満足していない」が最も低くなっています。ご近所との関係では「立ち話する程度の人がいる」が高く、「あいさつをする程度の人しかいない」が最も低くなっています。このことから、ご近所付き合いは進んでいて、その満足度が高い地域であるといえます。

(8) 玉川小学校区

玉川小学校区の人口は10,012(H16.10.1)人で、学区ごとの平均よりも多く、また高齢化率は10.1%と市全体よりも低くなっています。

アンケート調査結果からは、ご近所との付き合いについて「満足している」「ほぼ満足している」が75.3%となっています。ご近所との関係では「あいさつをする程度の人しかいない」「ほとんど付き合いはない」が高くなっています。地域とのつながりについても、「つながりがあると思う」が最も低く、「つながりはないと思う」が最も高くなっています。このことから、地域のつながりが薄い地域であるといえます。

(9)南笠東小学校区

南笠東小学校区の人口は7,998(H16.10.1)人で、学区ごとの平均よりも少なく、高齢化率は9.0%と市内で最も低くなっています。

アンケート調査結果からは、ご近所との付き合いについて「満足している」「ほぼ満足している」が78.4%で比較的高くなっています。ご近所との関係では「何か困ったときに助け合う親しい人がいる」が高くなっています。このことから、ご近所付き合いの満足度は高く、親しいご近所付き合いの割合が高い地域であるといえます。

(10)山田小学校区

山田小学校区の人口は8,559(H16.10.1)人で、学区ごとの平均よりもやや少なく、高齢化率は18.9%と市内で最も高くなっています。

アンケート調査結果からは、ご近所との付き合いについて「満足している」が高くなっています。ご近所との関係では「何か困ったときに助け合う親しい人がいる」「お互いに訪問しあう程度の人がいる」が高くなっています。地域とのつながりについても、「つながりがあると思う」が高く、「つながりはないと思う」は最も低くなっています。このことから、ご近所付き合いが非常に親密で、地域のつながりが強い地域であるといえます。

(11)笠縫小学校区

笠縫小学校区の人口は10,009(H16.10.1)人で、学区ごとの平均よりも多く、高齢化率は18.4%と市全体よりも高くなっています。

アンケート調査結果からは、ご近所との付き合いについて「満足している」「ほぼ満足している」が68.9%となっています。ご近所との関係では「あいさつをする程度の人しかいない」が低くなっています。このことから、地域のつながりが強い地域であるといえます。

(12)笠縫東小学校区

笠縫東小学校区の人口は10,181(H16.10.1)人で、学区ごとの平均よりも多く、高齢化率は11.8%と市全体よりも低くなっています。

アンケート調査結果からは、ご近所との付き合いについて「満足している」「ほぼ満足している」がいずれも中位にあります。ご近所との関係では「何か困ったときに助け合う親しい人がいる」「お互いに訪問しあう程度の人がいる」がともに最も低く、「立ち話する程度の人がいる」「あいさつをする程度の人しかいない」が高くなっています。このことから、ご近所付き合いの満足度は平均的で、ご近所付き合いも、付き合いはあるが親密ではない割合が高い地域といえます。

(13) 常盤小学校区

常盤小学校区の人口は5,433(H16.10.1)人で、学区ごとの平均よりも少なく、高齢化率は18.8%と市全体よりも高くなっています。

アンケート調査結果からは、ご近所との付き合いについて「満足している」「ほぼ満足している」がいずれも中位にあり、「あまり満足していない」が高くなっています。ご近所との関係では「何か困ったときに助け合う親しい人がいる」が高くなっています。地域とのつながりは、「つながりがあると思う」が最も高く、「つながりはないと思う」が低くなっています。このことから、ご近所付き合いは、親密な付き合いをしている割合が高い地域であるといえます。



7. 地域福祉を取り巻く課題

地域福祉計画策定に関する意識調査や地域計画策定に関する団体等アンケート調査、地域福祉懇談会などの結果から明らかになった課題を次のように整理しました。

(1) 福祉意識の醸成について

誰もが地域でかかわりを持ちながら支え合って暮らせるよう、人権尊重を基本にした福祉意識の醸成が必要であること。

(2) 地域内での孤立について

高齢者の見守りや子育てを地域で支援していくこと。

高齢者や障害者、子育て中の人など、支援を必要としている人が地域の中で孤立している場合があること。

転入者を中心に自治会へ加入しない人が多いこと。

地域とのかかわりを持つことを望まない人がいること。

個人情報保護やプライバシーの問題などで、昼間独居の高齢者世帯、子育てに悩みを抱えている世帯、障害者のいる世帯など、地域で援助を必要とする人の情報の把握が困難であること。

(3) 地域内での交流について

大規模マンションの建設などによる新規入居者の把握が困難であること。

特にマンションの住民や学生等と地域住民との交流が少ないこと。

あいさつや声かけ、祭りやイベントなど、住民同士の交流を深めるための日常的な取り組みに工夫が必要であること。

世代間の交流が少ないこと。

(4) 地域内の活動拠点について

住民同士の交流を深めるための場が確保できないこと。

住民が気軽に利用できるよう、既存施設(公民館、草の根ハウス、小学校など)の活用の仕方を検討する必要があること。

商店街の空き店舗、空き教室、寺院などの既存施設を有効に活用するなど、各地域の実情に合わせた拠点づくりを検討する必要があること。

(5) 地域への関心について

仕事をしている人や若い世代は、地域への関心が低下している。
地域内の情報が共有できていないこと。
地域内の課題を解決するため地域で検討する仕組みをつくること。

(6) 地域福祉推進のための基盤整備について

恵まれた自然環境を守りながら、暮らしやすい生活環境を整備すること。
高齢者や車いすを利用している人などの外出のために、交通渋滞の緩和や歩道の整備、バリアフリー化を促進すること。
社会参加のための移動手段を確保すること。

(7) 地域福祉活動の担い手について

高齢者の様々な知識や経験を福祉活動に活用するなど、すべての市民が地域福祉にかかわる仕組みづくりが必要であること。
ボランティア活動などへの参加者が少ないこと。
リーダーの育成が不十分であること。
地域福祉活動についての情報収集・発信が十分でないこと。
地域福祉活動への市民参加のきっかけづくりが必要であること。
担い手同士の交流の促進、地域活動に関する情報の提供が必要であること。

(8) 団体間の連携について

ボランティアグループ、NPO*などそれぞれの活動内容を知ること、活用することができていないこと。
団体やグループ間の連携のためのコーディネーターが不足していること。

(9) 相談窓口について

身近に相談できる人が少ないこと。
どこの相談窓口に行っているかわからないこと。
生活課題が一つの窓口で解決できないこと。

(10) 市民と行政との協働について

市民と行政が役割を分担しながら地域福祉を推進すること。
地域福祉懇談会など市民と行政が交流する機会を継続すること。

第3章 地域福祉推進に向けた基本理念・基本目標

1. 計画の基本的な考え方

地域福祉を推進するためには、様々な取り組みを計画的に行なっていく必要があります。地域に根差したきめ細かい取り組みを進めていくためには、行政のみの取り組みでは不十分であり、地域住民や地域の各種団体、民生委員児童委員、ボランティア、福祉サービス提供者、保健医療関係者、社会福祉協議会など、地域福祉にかかわる人たちや団体の積極的で主体的な参加が必要です。こうした取り組みを進めるためには、地域住民自らが、地域の課題を自分たちの課題として受け止め、その解決に向けて行動することが大切です。

また、行政は、市民の主体的な活動を支援すること、地域での連携が円滑に行なわれるための環境整備、基盤の充実に取り組むことが求められています。

本計画は、地域福祉を推進するため、基本理念、基本目標、取り組みの基本的な方向などをみんなが共有し、市民と行政とが互いに役割を担い合う協働により、よりよい地域社会の実現を図るための共通の指針として策定するものです。



2. 計画の基本理念

本市は、「第4次草津市総合計画 くさつ2010ビジョン」を指針としてまちづくりを進めています。

本計画では、人権尊重の基本に立ち、すべての市民が互いに認め合い、誰もが住み慣れた地域で、その人らしく自立し、心豊かな生活を送ることができるよう、地域にかかわる様々な担い手が力を合わせ、共に生き、支え合う社会を実現することを目指し、次の基本理念を掲げます。

「^{はぐく}みんなで育む地域福祉

・人にやさしい福祉のまち」



3 . 計画の基本目標

基本理念「みんなで育^{はぐ}む地域福祉・人にやさしい福祉のまち」を実現するため、次のとおり基本目標を設定します。

(1) みんなで育てあう人づくり

地域を支えているのは、そこに暮らす人、働く人、学ぶ人、集う人たちのお互いの温かいつながりがあるからです。

地域福祉など様々な活動は、人と人とのつながりやグループなどの連携や協力をより一層進め、ネットワーク化を強めることが大切です。

地域福祉活動を推進する担い手を育てるためには、これまでのつながりの輪を大きく育て、地域や学校、企業活動の場などの様々な場において、気軽に地域の交流へ参画できるよう「みんなで育てあう人づくり」を目指します。

(2) みんなで支えるまちづくり

すべての人がお互いに尊重しあうことを基本に、誰もが住み慣れた地域で、安心して充実して暮らし続けられることが大切です。

そのためには、市民一人ひとりが地域とかわり、地域の課題に気づき、それを共有し、解決に向けて活動を実践することが必要です。

地域を支える各種団体、ボランティアグループ、NPOをはじめ、福祉関係機関、保健医療機関、学校、企業、行政等地域を構成する担い手が連携して地域の福祉を推進するためのネットワークを形成する「みんなで支えるまちづくり」を目指します。

(3) みんなで創る・人にやさしい福祉のまち

本市は、琵琶湖をはじめとする豊かな自然、歴史と文化、そして大学をはじめとする高等教育機関、産業・経済活動などの社会基盤、そして地域活動や生涯学習、スポーツ、環境、福祉活動の分野で活躍する元気な人たちの力があります。

これら活力ある多様な力を生かし、そこに住む人がいきいきと暮らせる地域社会の実現に向け、既存の枠にとらわれない交流と協働によって、「みんなで創る・人にやさしい福祉のまち」を目指します。



地域福祉懇談会開催に向けた研修



作業委員会

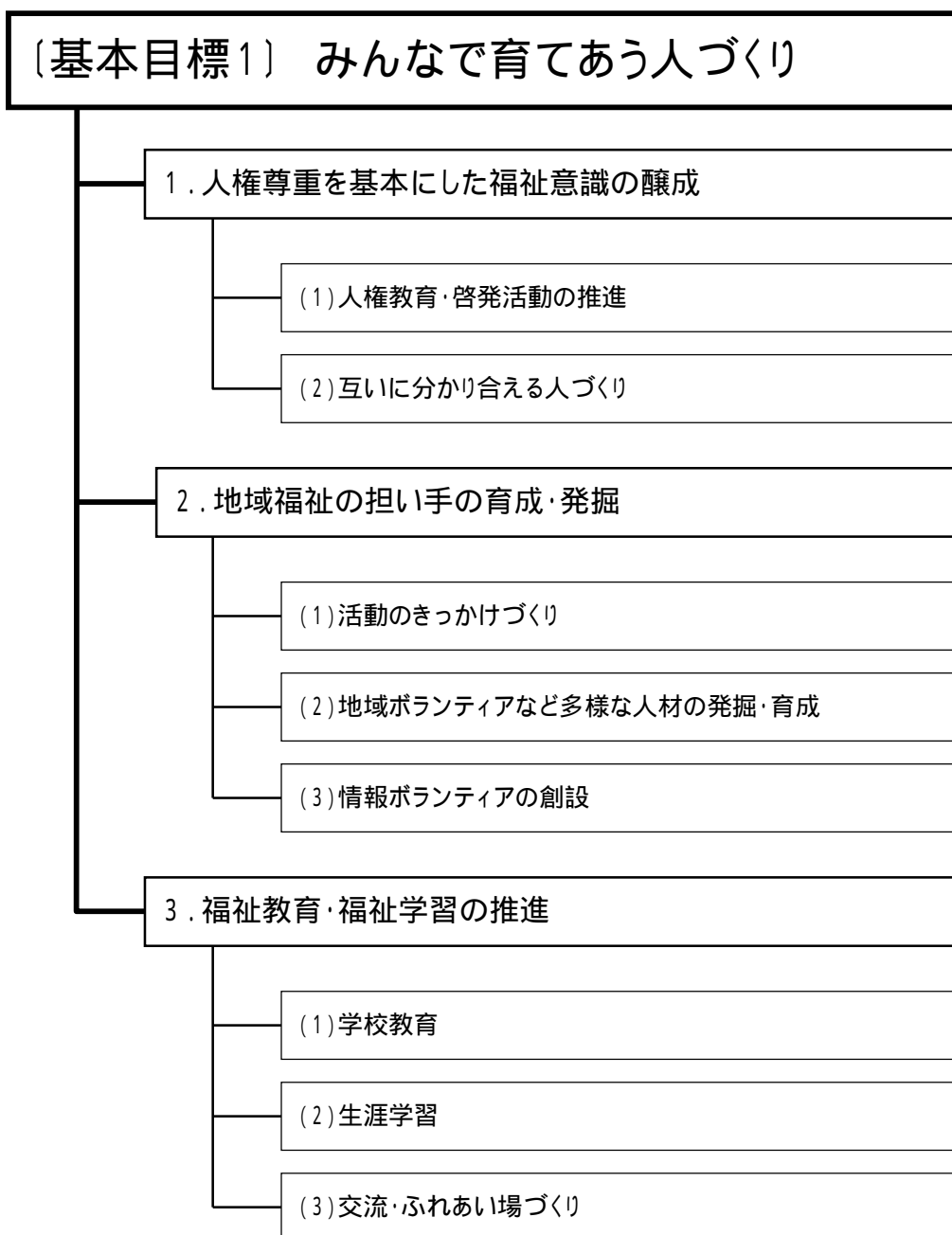


策定委員会

第4章 地域福祉推進に向けた施策の展開

計画の基本理念、基本目標を具現化し、地域福祉を推進するため、市民一人ひとりが地域の課題を自分たちの課題として受け止め、既存のサービスや施設などの社会資源を有効に活用しながら、次の施策を市民と行政が協働で展開します。

施策の体系



〔基本目標2〕 みんなで支えるまちづくり

1. 地域福祉活動のネットワークづくり

(1) 民生委員児童委員、町内会などの各種地域団体の連携

(2) 住民同士のつながりによるセーフティネット機能

(3) 相談ネットワーク体制の整備

2. 地域資源の有効な活用

(1) 町内会や学区のまちづくり委員会

(2) 圏域(地域)の資源の活用

(3) 民間事業者の地域貢献の促進

3. 地域福祉推進団体の活動

(1) 社会福祉協議会

(2) 草津市ボランティア連絡協議会

(3) 市民活動やNPOとの連携

〔基本目標3〕 みんなで創る・人にやさしい福祉のまち

1. 福祉を支える地域づくり

(1) 地域の力を生かす福祉のまちづくり

(2) 地域福祉懇談会の継続的な開催

2. 安心して福祉サービスを利用できる仕組みの整備

(1) 地域福祉権利擁護事業

(2) 福祉サービスに対する苦情・相談対応

(3) 利用者の立場に立った情報発信

3. 行政の地域福祉推進の総合的な体制づくり

(1) 総合的な相談体制づくり

(2) 職員の意識改革と共通認識

(3) 庁内推進体制

(4) 計画推進と評価検証

〔基本目標1〕 みんなで育てあう人づくり



1. 人権尊重を基本にした福祉意識の醸成

(1) 人権教育・啓発活動の推進

市民誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う「共生社会」の実現を目指し、市民がお互いの人権を尊重し合う精神を地域に根付かせるため、市では学校教育、生涯学習、家庭での学習、地域や職域での学習活動を進めます。

また、市民は「草津市人権擁護に関する条例」に基づき、一人ひとりが積極的に、人権学習資料等を活用して学び、人権啓発の各種イベントや町内学習懇談会に参加します。



(2) 互いに分かり合える人づくり

地域福祉懇談会では、みんなの話をよく聞き、自分の考えを参加者に分ってもらえるように話しかける人が多くいました。こうした活動に参加する人たちが地域福祉の推進に重要な役割を担います。

また、地域の活動に積極的に参加する人たちは、誰もが地域の主人公であることを理解する人たちです。

こうした人材が、地域福祉の推進役となって、生涯学習やボランティア研修などのあらゆる学習の機会を通じて、互いに分かり合える人づくりに取り組みます。

< 意識調査アンケートより >

私は、障害があって福祉関係の仕事をしています。障害のある人が地域で安心していきいきと暮らしていけるまちづくりを進めて欲しいと思います。そのためには障害がある人のために何ができるかではなく、子ども、高齢者、外国人、あらゆる人が「住みやすいまちづくり」の広い視点で考えて欲しいと思います。自分自身が病気や事故などでハンディキャップを負ったときに、社会から受ける差別によってつくられる壁が一番つらいのです。障害があってもなくても誰もが互いに支え合って生きている意識を持つことが大切です。

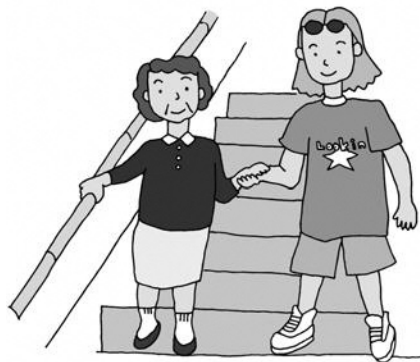
2. 地域福祉の担い手の育成・発掘

(1) 活動のきっかけづくり

地域での交流や活動に参加する人は、いつも同じ顔ぶれであることが少なくありません。そのため、地域活動が停滞してしまうこともあります。地域活動には、地域のいろいろな人がかかわることが大切です。

多くの人々が地域活動にかかわれるように、地域のリーダーや地域福祉に積極的に参加する人が核となって活動への参加を呼びかけます。

また、市は、リーダーの養成やボランティアの入門講座の開催、児童・生徒、青少年のボランティア活動に参画するきっかけづくりを進める情報提供や場づくりを推進します。



(2) 地域ボランティアなど多様な人材の発掘・育成

地域には、様々な能力や知識、経験のある人がいます。また、誰かの役に立ちたい、地域に貢献したいと思っている人も多くいます。このような地域の多様な人材を発掘し、地域福祉の推進に参画してもらうことが重要です。

市では、地域と地域やグループ同士、市、福祉サービス提供者などとの交流機会づくりや間を取り持つコーディネーターの養成などを社会福祉協議会やボランティアセンター、NPOなど地域で身近に活動する団体・グループが進めるために支援します。

(3) 情報ボランティアの創設

情報通信技術が進歩した今日、情報技術を活用できる人材は、地域福祉を進めるためにも必要です。IT技術*を生かして福祉情報を掲載するホームページを作成することは、身近なボランティア参加になります。

一方、情報が得にくい状況にある人に必要な情報を提供するには、人と人とのつながりを見過ごすことはできません。口コミで情報を伝達する仕組みづくりも重要な情報伝達手段です。

IT技術と口コミコミュニケーション(人と人とのつながりによるコミュニケーション)を生かした福祉のまちづくりを推進する情報ボランティアの創設を目指します。

文中の*印は、資料編に用語説明があります。

3. 福祉教育・福祉学習の推進

(1) 学校教育

地域福祉を知り、実践していくためには、子どもの頃から、福祉活動を知り、経験することが大切です。そのため学校教育の場で福祉教育や福祉学習を進める必要があります。

福祉ボランティアや市民活動と連携した実践的な福祉教育やハンディキャップ体験*、施設体験学習で社会福祉への理解を深めます。



(2) 生涯学習

地域福祉の向上には、福祉行政施策にとどまらない理念や考え方を知ることが重要です。

生涯学習活動においては、人や地域の役に立つことを自らの喜びとすることができる内容であるとともに、援助技術やワークショップの開催など、地域福祉活動に必要な知識や技術が習得できる講座を開催します。

また、学校と家庭・地域が連携しながら、青少年の健全育成やコミュニティの形成などを旨とする「地域協働合校」では、「子どもと大人の協働」と「自分にできること」に取り組む中で、世代間の交流を図り、子どもも大人も地域への理解を深めます。

(3) 交流・ふれあい場づくり

地域福祉を知り、実践するためには、教育や学習の機会だけでなく、日常の交流の中で互いが学び、互いに高めていく機会が大切です。

地域福祉懇談会では、地域で集まる場づくりについて、多くの提案がありました。人と人が語り合い、ふれあうことは地域福祉の実践の場であり、地域福祉の貴重な学習の機会ともなります。

市では、交流・ふれあいの場となる市民が集う地域拠点づくりに取り組みます。

< 地域協働合校の取り組みより >

農業体験を通じて米や野菜を育てる喜び、収穫する喜びを親子のふれあいの中で体験してもらっています。

その中から、自然環境への配慮や自然の恵みに対する感謝の気持ちがはぐくまれるとともに、多くの人との出会いが生まれています。学校や地域のいろいろな団体が交流や連携を図りながら「子どもから大人まで」互いが学び合える地域づくりを行なっています。

文中の*印は、資料編に用語説明があります。

〔基本目標2〕 みんなで支えるまちづくり



1. 地域福祉活動のネットワークづくり

(1) 民生委員児童委員、町内会などの各種地域団体の連携

民生委員児童委員や町内会、福祉推進員活動で、高齢者の異変を発見した場合や児童虐待の兆候を感じた場合など、相互の連携体制と円滑に公的機関につなぐことが求められています。

民生委員児童委員や町内会をはじめとする地域組織の他、ボランティア等、地域福祉にかかわる各種団体は、連絡や調整、情報が共有できるネットワークの整備に努め、市は早期発見できるシステムづくりに取り組みます。

(2) 住民同士のつながりによるセーフティネット機能

高齢者への虐待、児童虐待、孤独死、ひきこもり、自殺などが社会問題となっています。また、災害時における高齢者や障害者への対応の遅れも指摘されています。こうした問題は、ご近所との付き合いの関係を築くこと、また地域での見守りや支え合いによって初期的な対応が期待できます。

市民意識アンケート調査の結果では、普段はご近所との関係がそれほど親密でなくても、いざというときにはお互いに助け合う気持ちを持っていることが分かりました。

そのため、地域が持つこの潜在意識を生かし、市民は初期における問題の早期発見のため、近所とのつきあい・助け合いを心掛けます。

また、市は民生委員児童委員や社会福祉協議会などと協働して、見守りの活動の情報を交換・集約することで、地域で援助を必要とする人の情報把握と情報の共有化に取り組みます。



(3) 相談ネットワーク体制の整備

地域の相談機能は、社会福祉協議会、在宅介護支援センター*、子育て支援センター*、障害者余暇活動支援センターなどの機関や民生委員児童委員、学区・地区社会福祉協議会、保健医療機関、保健所、福祉推進員、ボランティアなど、身近な地域で気軽に生活や福祉の相談相手となる地域の相談窓口があります。しかし、それぞれの事業分野に特化したものや連携が不十分で、市民の相談に十分応えられない場合もあります。

そのため、市民のいろいろな相談に対応できるように、福祉事務所や在宅介護支援センター等の公的機関と地域の相談窓口とのネットワーク化を推進します。

文中の*印は、資料編に用語説明があります。

2. 地域資源の有効な活用

(1) 町内会や学区のまちづくり委員会

町内会や学区のまちづくり委員会は、そこに暮らす人たちが自発的に地域の様々な課題に取り組み、ふれあいのイベントなどで地域の一体感を醸成してきました。

この地域で、自らが蓄積してきたノウハウを生かし、学区・地区社会福祉協議会や民生委員児童委員などと協働して、地域福祉の分野で「生活課題の相談に乗る」「支援を必要とする人の見守り」など積極的に働き掛けます。

(2) 圏域(地域)の資源の活用

圏域とは、草津市全域、中学校区域、小学校区域、町内会区域、日常のふれあい区域等の地域が考えられます。

地域福祉懇談会では、地域福祉の推進には、圏域ごとでふれあう拠点、交流の場づくりが必要との要望が多くありました。

自主的な地域福祉の推進に向けて、地域の力を育て、大きくするため、圏域での活動範囲によって公民館や小学校などの既存の公的施設を有効に活用できるように検討を進めます。また、商店街の空き店舗、地域の社会福祉施設、空き家など民間の地域資源の確保に向けて取り組みます。



(3) 民間事業者の地域貢献の促進

社会福祉施設などの社会福祉事業者は、これまで以上に地域との連携や協働がより強く求められています。また、地域活動に参加し、地域と共生していくことが求められています。

そのため、社会福祉施設等は施設を開放し、地域活動の拠点に利用することや地域に出向きまちづくりに参加するなど、社会資源である社会福祉施設等を活用した地域貢献型の活動・事業の展開を推進します。

<私のまちの活動>

私の町内会では、顔をあわせて話すことを心掛けて日常の活動をしています。

例えば、班長さんが広報を配るときもポストに入れるのではなく、顔をあわせて、それぞれのお家の人と話してもらうようにしています。その時の何気ない会話が、きずなづくりにつながると考えています。

町内のお家に子どもが生まれたなどと情報が入れば、花のプレゼントをして喜んでもらっています。そのことがきっかけで、町の行事に参加してくれたり、町内で顔をあわすとお礼を言ってもらったりと、あいさつができて、町内の人と人のきずなが強固になってきたように思います。

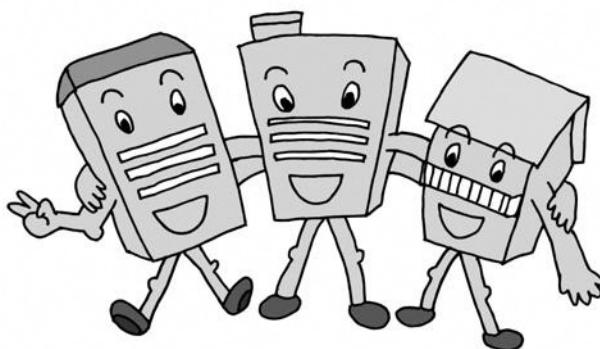
3. 地域福祉推進団体の活動

(1) 社会福祉協議会

草津市社会福祉協議会は、地域福祉推進の要として、今後も活躍が期待されています。民間組織としての機動性や柔軟性を生かして、心配ごと相談や情報提供、地域福祉権利擁護事業など、地域で必要とされる生活課題の解決に向けて取り組みます。

また、本計画と市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と整合を図り、公民協働のもと、住み慣れた地域で、互いに見守り助け合う地域づくりを目指します。

また学区・地区社会福祉協議会は、小地域福祉活動の担い手として、地域の実態に即した住民主体*の地域福祉活動に取り組みます。



(2) 草津市ボランティア連絡協議会

草津市ボランティア連絡協議会は、登録のボランティア組織とのつながりや事業の連携を図るとともに、その輪を広げ、総合的にボランティア活動を実現することを目指した組織です。

草津市ボランティア連絡協議会に参画する各ボランティア組織と地域、町内会、社会福祉協議会、市が連携し、地域・施設・機能別に活動するそれぞれのボランティア組織がそれぞれ得意とする分野で、より活発に、より効果的に地域福祉を推進します。

(3) 市民活動やNPOとの連携

市内の福祉・環境・まちづくりなど多様な市民活動やNPO活動は、元気で多方面で活躍しています。

これからの地域福祉の推進には、多様なメニューを持つ市民活動やNPOの存在は欠かせません。なかでもNPOは、近年、より地域に根差したまちづくり活動を展開しています。

こうした市民活動やNPOは、専門性や先駆性を生かした地域福祉を推進します。

< 私たちのボランティア活動 >

私たちのグループでは、友愛訪問やほのぼのサークルなどの活動を行っています。日頃閉じこもりがちな人がサークルへの出席をきっかけとして元気に街に出られるようになるなど高齢者の社会参加の一助になればと考えています。

また、少しずつ活動の範囲を広げることで新たな出会いやつながりが生まれ、そこからボランティア同士の連携も広がっています。

〔基本目標3〕 みんなで創る・人にやさしい福祉のまち



1. 福祉を支える地域づくり

(1) 地域の力を生かす福祉のまちづくり

地域福祉懇談会では、誰もが地域で安心して生活するため、見守りや支え合いを進める必要性を多くの市民が提起しました。地域での見守りや支え合いは、もっとも身近な地域福祉の実践です。多くの市民がその気持ちを持ち、盛んにしていく必要があります。

市内には、地域活動や生涯学習、スポーツ、環境、福祉活動の分野で活躍する元気な人たちと大学で学ぶ若い人たちの草津独自の地域の力があります。

この力を土台に一人ひとりが地域福祉にかかわりを持ち、個人からグループへ、グループから地域へ「つなぐ」ことで、ともに支える地域づくりを推進します。



(2) 地域福祉懇談会の継続的な開催

地域福祉懇談会では、地域の福祉や生活課題について話し合うことで、思わぬ気づきや発見がありました。またその対策について、地域の生活者としての視点から地域の福祉を考え、自分たちでできること、協働でできることなどを考え、共通認識を深め合うことができました。

こうした機会は、地域福祉計画の策定にとどめることなく、地域福祉の推進や地域の生活課題を解決することを目的として、日常的に開催されることが期待されます。

そのため、地域福祉トークや地域福祉懇談会を継続的に開催します。

< 地域福祉懇談会より >

使っていない店舗があったら、歩いて来られる高齢者のために、ベンチとテーブルを置いて休憩してもらえるような場所を作ったらいいと思う、そこがコーヒーやお茶を出すなど憩いと語らいの場になると思う。みんなで話すことが生きがいにつながるのではないのでしょうか。

みんなで考えると色々アイデアがでるものですね。

2. 安心して福祉サービスを利用できる仕組みの整備

(1) 地域福祉権利擁護事業

地域福祉権利擁護事業は、認知症や知的障害などにより判断能力が十分でない人が、地域において自立した生活が送れるよう、日常的な金銭管理や福祉サービスの利用を援助する制度です。

市民の権利を擁護し、適切な福祉サービスの利用を図るため、行政は社会福祉協議会と協働して制度の周知に努めるなど円滑で効果的な活用を推進します。



(2) 福祉サービスに対する苦情・相談対応

福祉サービスは、介護保険制度や支援費制度などが利用者の選択による「利用制度」となりました。

市は、誰もが安心して福祉サービスを利用することができ、利用者が福祉サービス提供者と対等な立場でサービス改善を求めることができるよう、苦情の相談に応じるとともに、そこで解決できないものは、県社会福祉協議会に設置された「運営適正化委員会」が対応できるよう取り組みます。

(3) 利用者の立場に立った情報発信

情報通信の分野は、近年、飛躍的な発展が続き、日常生活に大きな影響を与えています。この情報化社会にあって、身近な地域で福祉サービスを受けるとき、また市民が地域福祉にかかわろうとする時、その情報収集は容易になっています。

そのため、市およびサービス提供事業者は、情報内容を充実するとともに、携帯電話のメール機能やCATV*など新しい情報ツールを取り入れ、多様な情報ツールを通じて、利用者が必要とする情報を必要なときに得ることができるよう、積極的に情報提供、情報公開を推進します。

文中の*印は、資料編に用語説明があります。

3. 行政の地域福祉推進の総合的な体制づくり

(1) 総合的な相談体制づくり

市民は、福祉や保健、医療の個別分野にとらわれない総合的な相談窓口を求めています。

そのため市の保健福祉相談窓口を核としたワンストップ*型の総合相談窓口の設置を検討します。

また、地域の相談窓口と連携をより進め、利用者本位のサービス提供ができるよう体制を整備します。

(2) 職員の意識改革と共通認識

地域福祉懇談会は、地域だけでなく、それを進めてきた職員にとっても貴重な経験でした。こうした市民と行政の協働作業は、福祉的な視点や観点到に気付くよい機会です。

この地域福祉懇談会に職員が積極的に参加し、地域福祉への意識改革と共通認識を持って事務事業の取り組みに生かすとともに、福祉現場などへのボランティア参加や地域貢献活動などへ自らが行動する職員づくりに取り組みます。

(3) 庁内推進体制

本計画は、草津市の地域福祉推進の指針であることから、福祉、保健、医療、人権、教育、まちづくり、労働、建設、環境など関係部局が各々の事業について、地域福祉推進の視点に立って、横断的に連携した施策の推進に取り組みます。

(4) 計画推進と評価検証

本計画は、市民参加による策定委員会、作業委員会等の意見に基づいて策定したものであり、今後は市民の注視のもと、市民の合意形成を図りながら計画を進めます。

また、毎年度その進捗状況を確認、成果を評価・検証し、市民の意見を提言する組織を設置します。

文中の*印は、資料編に用語説明があります。

資料編

1. 草津市地域福祉計画策定委員会設置要綱

草津市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づく地域福祉計画の策定に係る地域福祉にかかわる諸課題について検討するため、草津市地域福祉計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について検討するものとする。

- (1) 草津市地域福祉計画に関する事項
- (2) その他地域福祉計画の策定に当たって必要な事項

(委員)

第3条 策定委員会の委員は17人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、または任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係団体(高齢者、障害者、児童・母子、民生委員児童委員、社会福祉協議会、ボランティア等の団体)が推薦する者
- (3) 福祉関連民間事業者代表
- (4) 医療関係者
- (5) 保健機関関係者
- (6) 自治会関係団体が推薦する者
- (7) 人権関係団体が推薦する者
- (8) 行政機関の職員
- (9) 公募した市民

2 前項に定めるもののほか、市長は必要と認めた者を委員に委嘱し、または任命することができる。

(任期)

第4条 策定委員会の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長および副委員長)

第5条 策定委員会に委員長および副委員長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときまたは欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

-
-
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
 - 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときには議長の決するところによる。

(作業委員会等)

第7条 策定委員会は、地域福祉計画の策定に関して、策定作業を円滑に推進するために作業委員会を置く。また、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 作業委員会の委員は、関係課の職員および住民等で組織し、委員長が任命する。
- 3 作業委員会は、策定委員会が計画策定に必要な資料の検討および提供、計画原案の作成等を行う。
- 4 作業委員会に委員長を置き、部会に部会長を置く。
- 5 作業委員長および部会長は、委員の互選により決める。
- 6 作業委員長は作業委員会の事務を総理し、部会長は部会の事務を総理する。ただし、作業委員長または部会長に事故あるときは、作業委員長または部会長がそれぞれ指名した者が代理する。

(意見の聴取等)

第8条 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、作業委員会の委員または委員以外の者に出席を求め、その説明または意見を聴くことができる。

(報告)

第9条 委員長は、会議の結果を市長に報告するものとする。

(補助者等)

第10条 障害等により補助が必要な委員は、委員長の許可を得て、補助者を同席させることができる。ただし、必要最小の人数とする。

(会議の公開)

第11条 会議は、原則公開で行うものとする。ただし、公開にそぐわない議題については非公開で行うものとする。

- 2 前項で公開の決定をされた会議は、傍聴することができる。

(守秘義務)

第12条 策定委員会に出席した者は、会議で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(庶務)

第13条 策定委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成15年5月7日から施行する。

2. 草津市地域福祉計画策定委員会および作業委員会委員名簿

(1) 草津市地域福祉計画策定委員会委員名簿

区分	氏名	所属機関・団体名
学識 経験者	渡邊 武男 (H.15.6～H.16.3)	同志社大学
	佐藤 卓利 (H.16.6～)	立命館大学
福祉関係 団体	田村 勝	草津市老人クラブ連合会
	多田 将雄 (H.15.6～H.17.3)	草津市身体障害者更生会
	田中 憲三 (H.17.6～)	
	崎山 美智子	草津手をつなぐ育成会
	高木 文善	草津市認可保育園連盟
	山田 弘 (H.15.6～H.17.3)	草津市民生委員児童委員協議会
	村岡 節子 (H.17.4～)	
	石本 吉孝 (H.15.6～H.17.5)	草津市社会福祉協議会
田中 千秋 (H.17.6～)		
	山岡 マキノ	草津市ボランティア連絡協議会
福祉関連 民間事業 者	柴 邦和	特別養護老人ホームやわらぎ苑
	上田 敏雄	身体障害者通所授産施設若竹作業所
医療 関係者	猪飼 剛	草津栗東医師会
保健機関 関係者	東 富夫 (H.15.6～H.16.3)	滋賀県南部振興局地域健康福祉部
	辻橋 幹恵 (H.16.4～H.17.3)	
	持田 ヒロ子 (H.17.4～)	
自治会関 係団体	向出 信一 (H.15.6～H.16.3)	草津市自治連合会
	小野 榮祐 (H.16.6～H.17.3)	
	上田 恒章 (H.17.5～)	
人権関係 団体	堀 義明	草津市同和事業促進協議会
公募市民	藤長 廣幸	市民代表
	吉川 佐代子	
行政機関	西 仁 (H.15.6～H.16.5)	草津市健康福祉部
	岩井 宏 (H.16.6～H.17.3)	
	岩井 正治 (H.17.4.～)	

* 期間の明示がない委員は、平成15年6月から任期が始まっています。(敬称略)

(2) 草津市地域福祉計画作業委員会委員名簿

区分	氏名	所属機関・団体名
学識 経験者	高松 智画	龍谷大学
	船本 淑恵	龍谷大学
福祉関係 団体	横江 武彦	草津市老人クラブ連合会
	疋田 隆生 (H.15.9~H.17.6)	草津市身体障害者更生会
	高倉 幸子 (H.17.7~)	
	久間 町子	草津手をつなぐ育成会
	小山 万亀子	草津市精神障害者家族会ひまわりの会
	柳本 和司	草津市里親会
	村岡 節子 (H.15.9~H.17.3)	草津市民生委員児童委員協議会
	高岡 由子 (H.17.4~)	
	中島 孝雄 (H.15.9~H.17.2)	草津市主任児童委員連絡会
	高瀬 照雄 (H.16.12~)	
	小寺 一久	草津市社会福祉協議会
	田井 恵子	草津市ボランティア連絡協議会
	山田 貴子	子どもネットワークセンター天気村
	今井 智美	草津市認可保育園連盟
	中村 登美子	草津市赤十字奉仕団
	牧 達玄 (H.15.9~H.16.7)	草津支部保護司会
	池田 恵俊 (H.16.7~)	
宮崎 千鶴子	草津市更生保護女性会	
福祉関連 民間事業者	由井 雅美 (H.15.9~H.17.3)	知的障害者通所授産施設むつみ園
	中村 さとみ (H.17.4~)	身体障害者通所授産施設若竹作業所
	神領 陽一	くさつ共同作業所
	干村 真由美 (H.15.9~H.17.8)	特別養護老人ホーム菖蒲の郷
	中森 暁子 (H.17.9~)	
池口 敦子 (H.15.9~H.17.3)	介護老人保健施設草津ケアセンター	

区分	氏名	所属機関・団体名
人権関係 団体	津田 明子 (H.15.9～H.17.3)	西一地区同和事業促進協議会
	松浦 岩夫 (H.16.7～)	新田町同和事業促進協議会
	井上 薫	芦浦町同和事業促進協議会
行政機関	富山 正明	社会福祉課
	久泉 和久	長寿福祉・介護課
	寺尾 正明	児童家庭課
	山本 久太郎 (H.15.9～H.16.5)	保険年金課
	山田 久 (H.16.6～)	
	宮城 詠子	健康推進課
	相井 義博	まちづくり課
	平泉 節也 (H.15.9～H.16.5)	人権政策課
	河邊 芳次 (H.16.6～)	
	梅景 恵子 (H.15.9～H.17.3)	西一会館
	石堂 美恵子 (H.17.4～)	
	木村 幸代 (H.15.9～H.17.3)	生涯学習課
	田辺 良一 (H.17.4～)	
	堀口 深	中央公民館
	宇野 和子 (H.15.9～H.17.3)	学校教育課
宇野 政善 (H.17.4～)		

* 期間の明示がない委員は、平成15年9月から任期が始まっています。(敬称略)

3. 草津市地域福祉計画策定委員会および作業委員会開催経過

(1) 草津市地域福祉計画策定委員会

回数	開催日	協議事項
第1回	平成 15年 8月 6日 (水)	委員長等の選出について 地域福祉計画の策定について
第2回	平成 16年 1月 16日 (金)	作業委員会の開催経過について 地域福祉計画策定に関する意識調査の実施について
第3回	平成 16年 6月 25日 (金)	作業委員会の開催経過について 地域福祉計画策定に関する意識調査の結果について 地域福祉計画策定に関する団体等アンケート調査の実施について 地域福祉懇談会の開催について
第4回	平成 17年 3月 25日 (金)	地域福祉懇談会の結果について 地域福祉計画策定に関する団体等アンケート調査の結果について
第5回	平成 17年 5月 10日 (火)	地域福祉に関する圏域の考え方について 地域福祉計画(素案)について(1)
第6回	平成 17年 6月 24日 (金)	地域福祉計画(素案)について(2)
第7回	平成 17年 7月 28日 (木)	地域福祉計画(素案)について(3)
第8回	平成 17年 9月 27日 (火)	地域福祉計画(素案)に対するパブリック・コメントの結果について 地域福祉計画(案)について

(2) 草津市地域福祉計画作業委員会

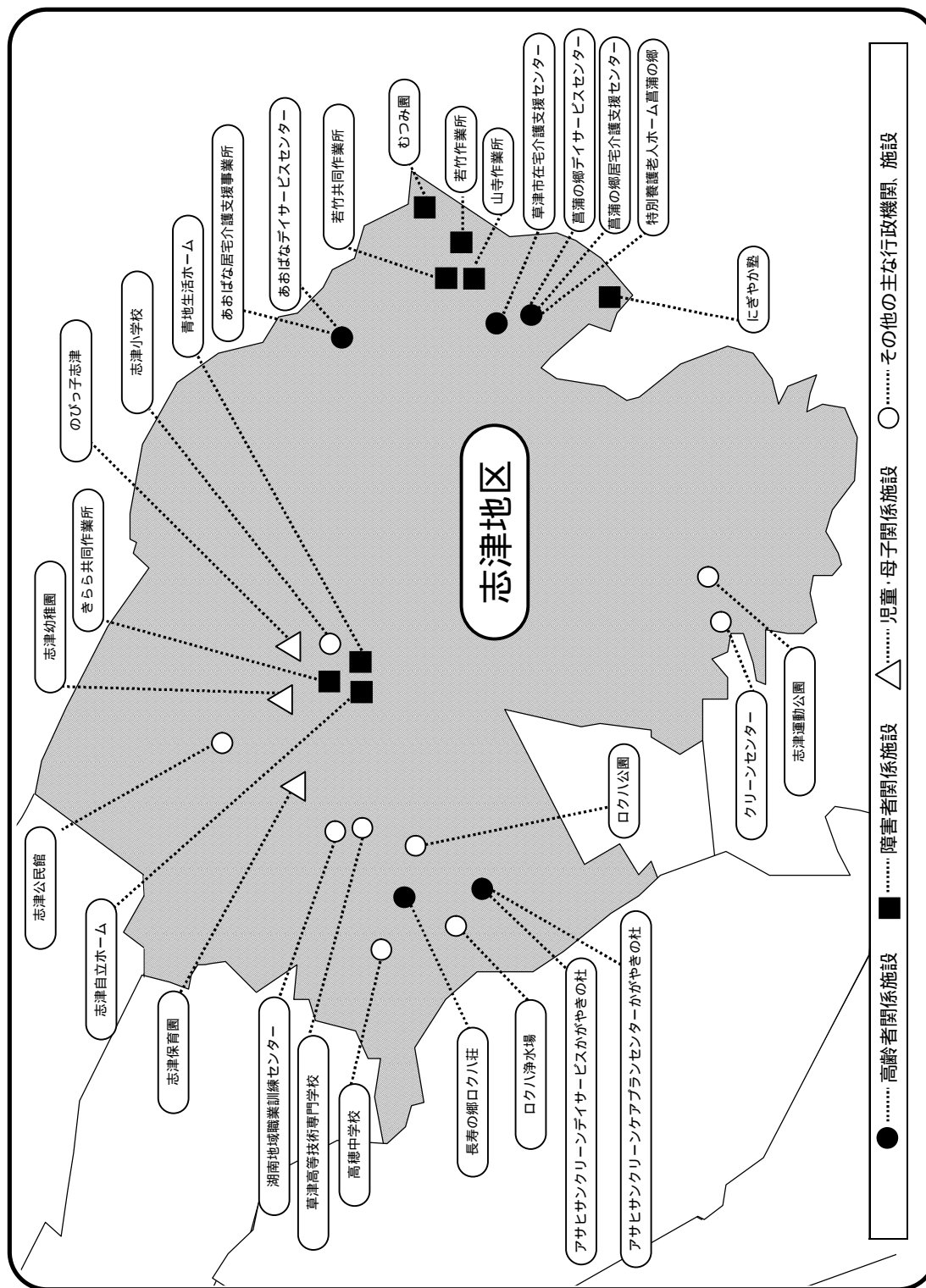
回数	開催日	協議事項
第1回	平成15年9月19日(金)	地域福祉計画の策定について(1) 作業委員の役割について
第2回	平成15年11月7日(金)	地域福祉計画の策定について(2) 草津市の福祉施策の現状について(1)
第3回	平成15年12月4日(木)	草津市の福祉施策の現状について(2) 地域福祉計画策定に関する意識調査の実施について
第4回	平成16年2月17日(火)	地域福祉計画策定に関する団体等アンケート調査の実施について(1) 地域福祉懇談会の開催について(1)
第5回	平成16年3月18日(木)	地域福祉計画策定に関する団体等アンケート調査の実施について(2) 地域福祉懇談会の開催について(2)
第6回	平成16年7月15日(木)	地域福祉計画策定に関する意識調査の結果について 地域福祉計画策定に関する団体等アンケート調査の実施について(3) 地域福祉懇談会の開催について(3)
第7回	平成16年9月17日(金)	地域福祉懇談会の開催について(4)
第8回	平成16年10月25日(月) 平成16年10月29日(金)	地域福祉懇談会の事前研修
第9回	平成17年2月24日(木)	地域福祉懇談会のまとめについて(1)
第10回	平成17年3月8日(火)	地域福祉懇談会のまとめについて(2) 地域福祉計画策定に関する団体等アンケート調査の結果について
第11回	平成17年4月22日(金) 平成17年4月25日(月)	計画策定スケジュールと今後の進め方について 地域福祉懇談会のまとめについて(3)
第12回	平成17年5月17日(火)	地域福祉計画(素案)について(1)
第13回	平成17年6月7日(火)	地域福祉計画(素案)について(2)
第14回	平成17年6月28日(火)	地域福祉計画(素案)について(3)
第15回	平成17年7月12日(火)	地域福祉計画(素案)について(4)
第16回	平成17年9月13日(火)	地域福祉計画(素案)に対するパブリック・コメントの結果について 地域福祉計画(案)について

(3) 草津市地域福祉懇談会

学区 地区	会 場	開催日(1回目) 午後7時～午後9時	参加 者数	開催日(2回目) 午後2時～午後4時	参加 者数
志津	志津 公民館	平成 16年 11月 4日(木)	15	平成 16年 12月 9日(木)	2
志津南	志津南 公民館	平成 16年 11月 5日(金)	4	平成 16年 12月 10日(金)	4
草津	草津 公民館	平成 16年 11月 8日(月)	6	平成 16年 12月 13日(月)	29
大路	草津第二 公民館	平成 16年 11月 10日(水)	28	平成 16年 12月 15日(水)	13
渋川	草津第二 公民館	平成 16年 11月 19日(金)	14	平成 17年 1月 19日(水)	6
矢倉	矢倉 公民館	平成 16年 11月 12日(金)	2	平成 16年 12月 16日(木)	7
老上	老上 公民館	平成 16年 11月 16日(火)	19	平成 17年 1月 25日(火)	24
玉川	玉川 公民館	平成 16年 11月 15日(月)	14	平成 17年 1月 18日(火)	4
南笠東	南笠東 公民館	平成 16年 11月 22日(月)	22	平成 17年 1月 24日(月)	12
山田	山田 公民館	平成 16年 11月 25日(木)	6	平成 17年 1月 27日(木)	10
笠縫	笠縫 公民館	平成 16年 11月 26日(金)	21	平成 17年 1月 21日(金)	24
笠縫東	笠縫東 公民館	平成 16年 11月 29日(月)	36	平成 17年 1月 28日(金)	3
常盤	常盤 公民館	平成 16年 11月 2日(火)	4	平成 16年 12月 2日(木)	3

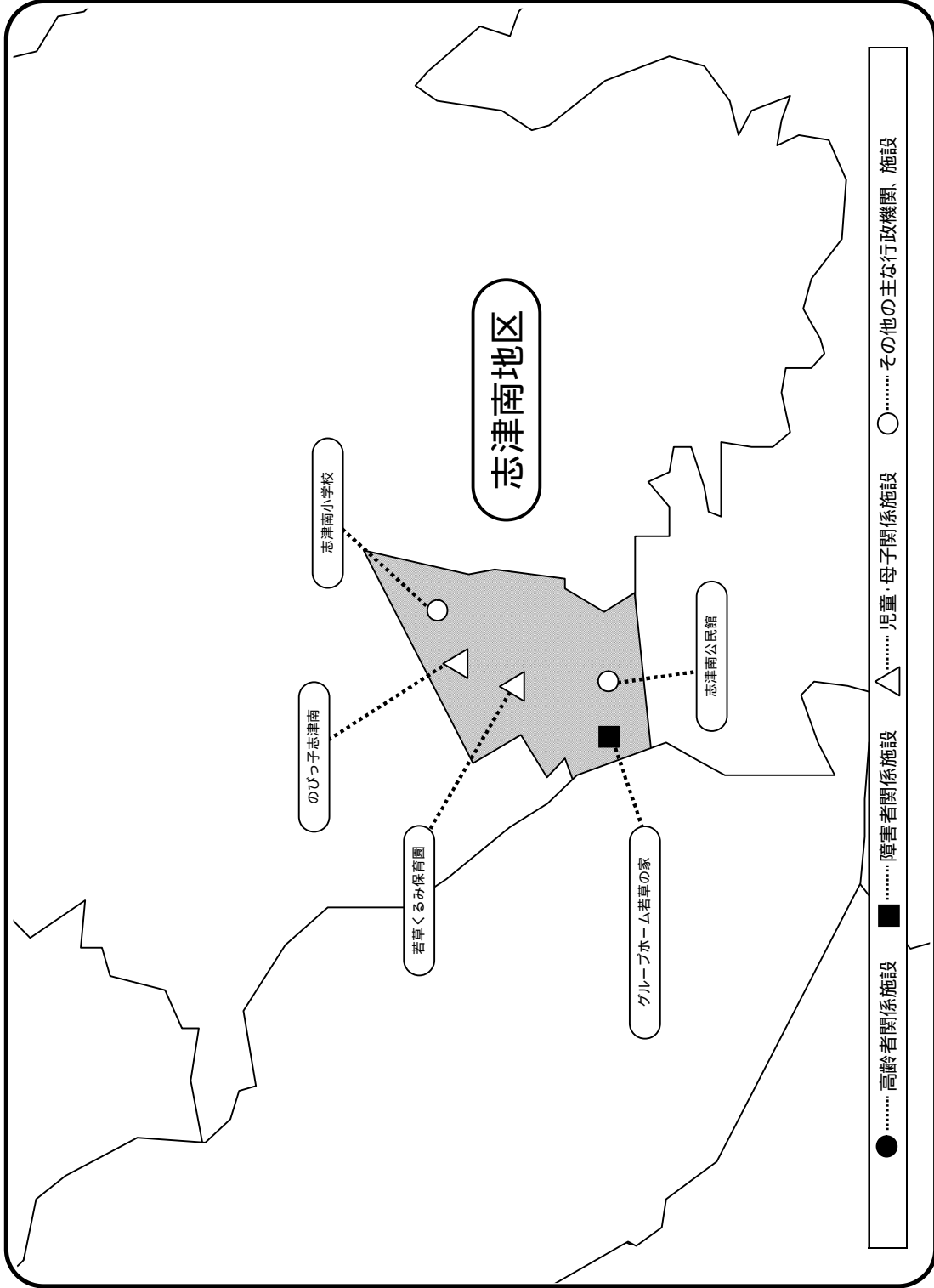
4. 福祉関係機関・施設マップ

(1) 志津小学校区

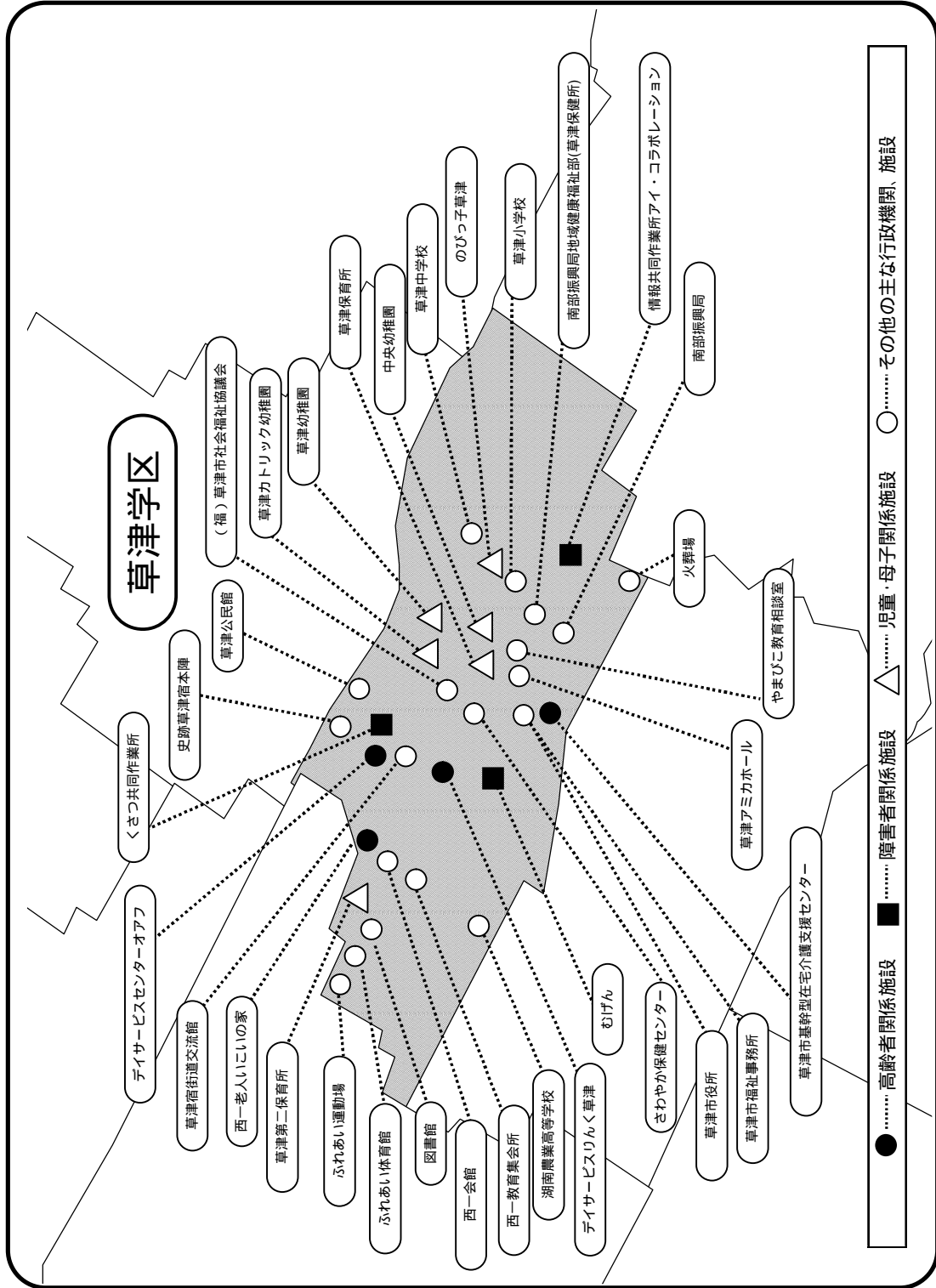


* 福祉関係機関・施設マップで表示している小学校区は、平成17年3月末までの区域です。

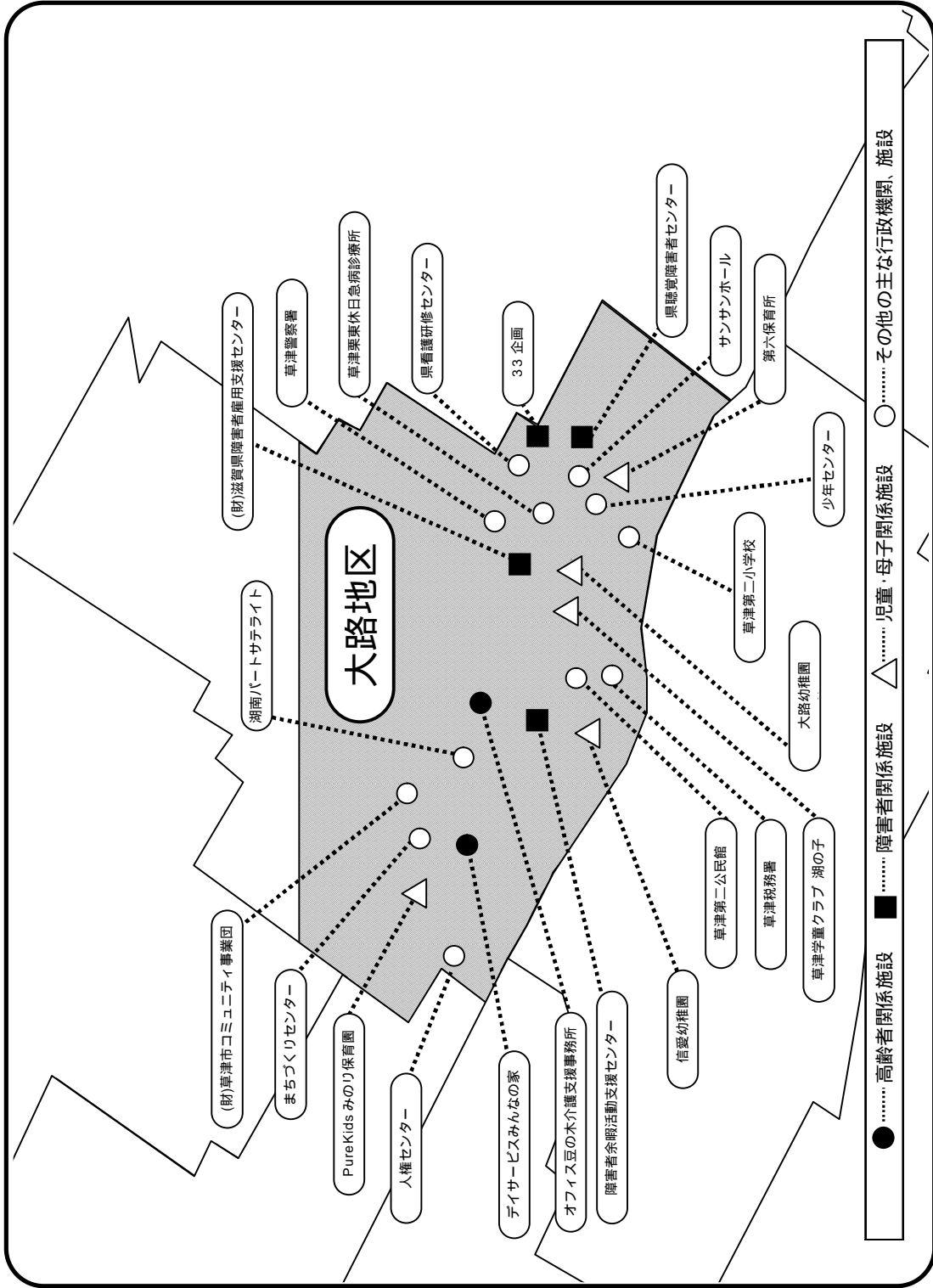
(2) 志津南小学校区



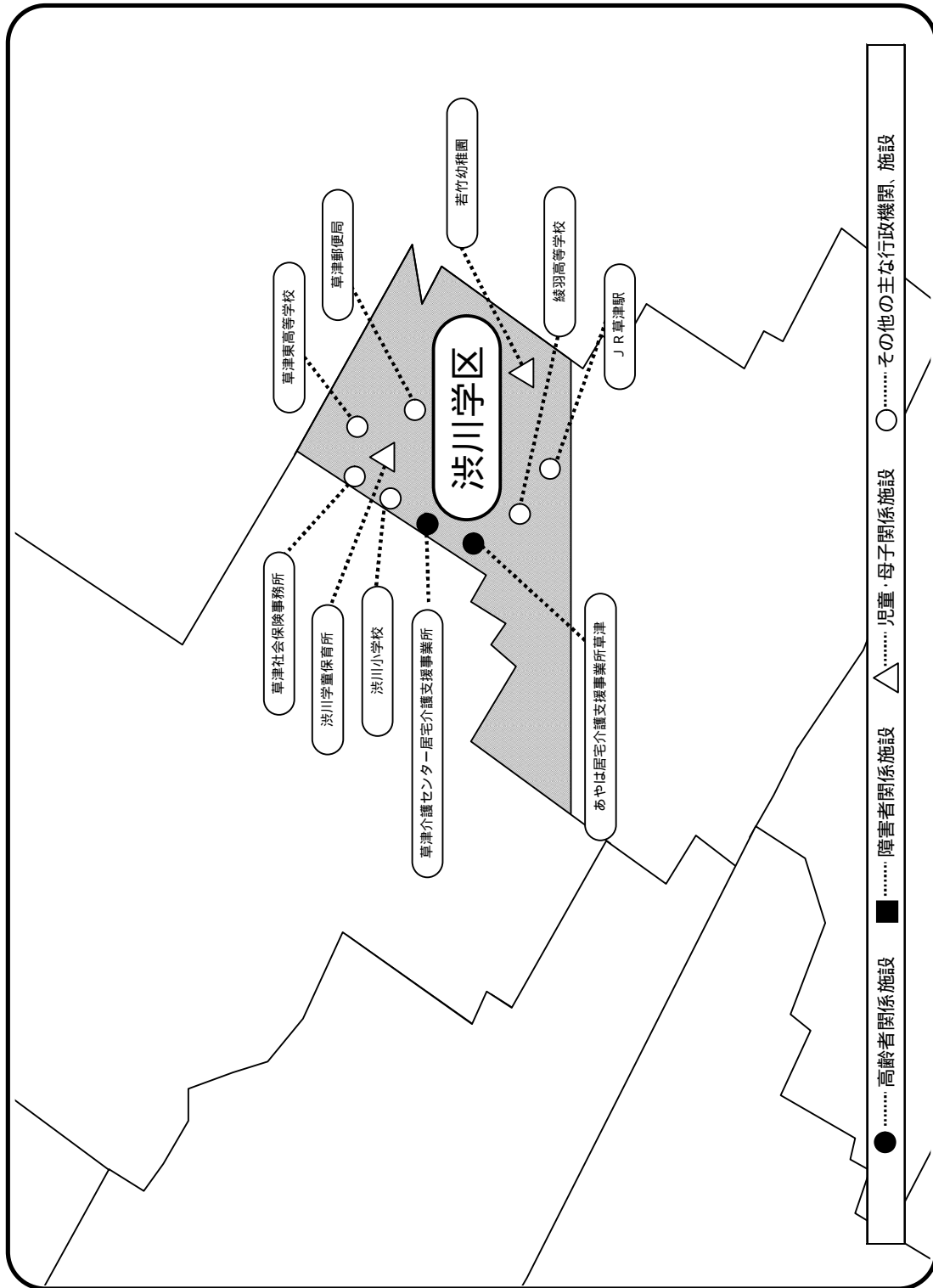
(3) 草津小学校区



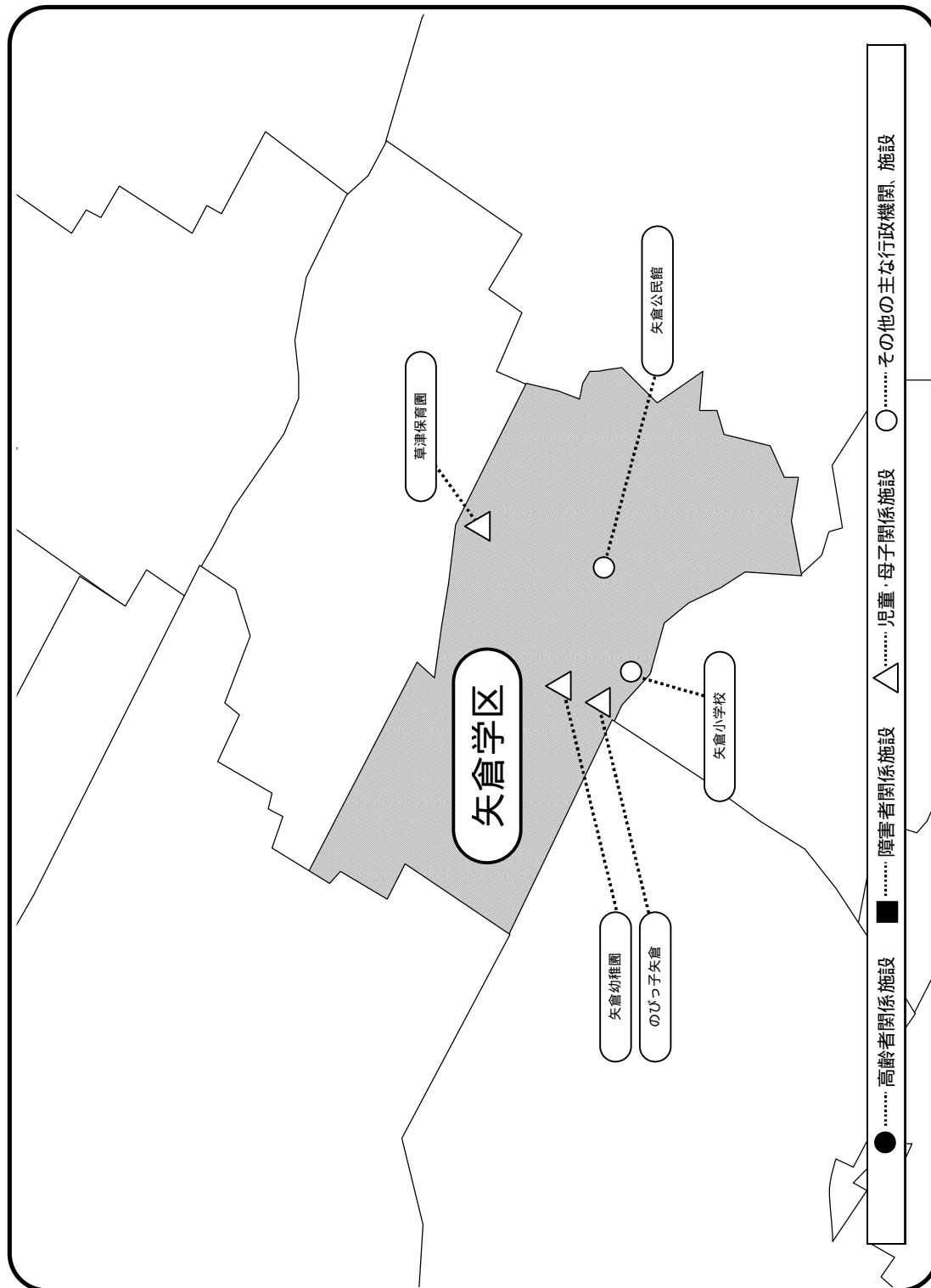
(4) 草津第二小学校区



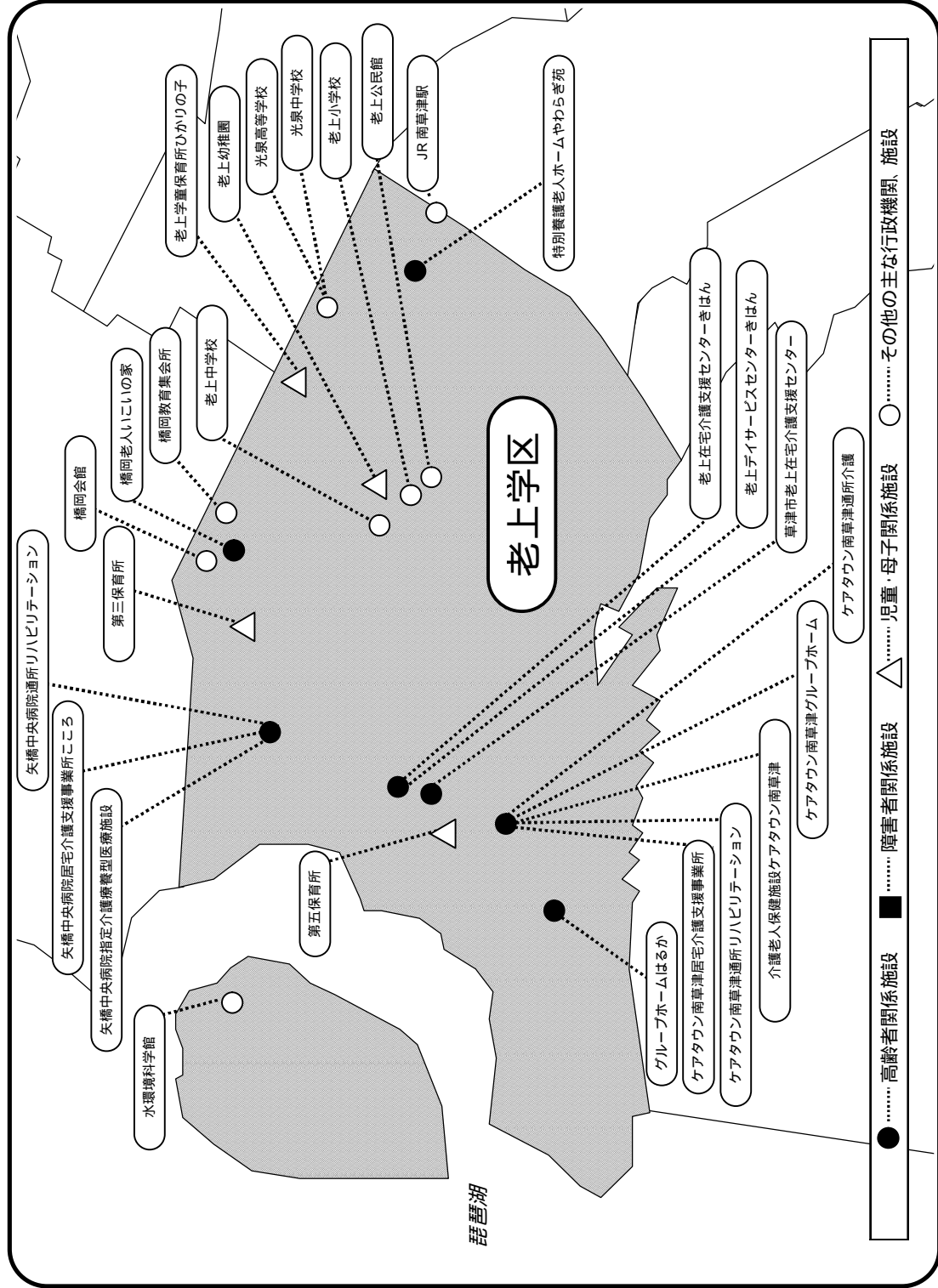
(5) 澁川小学校区



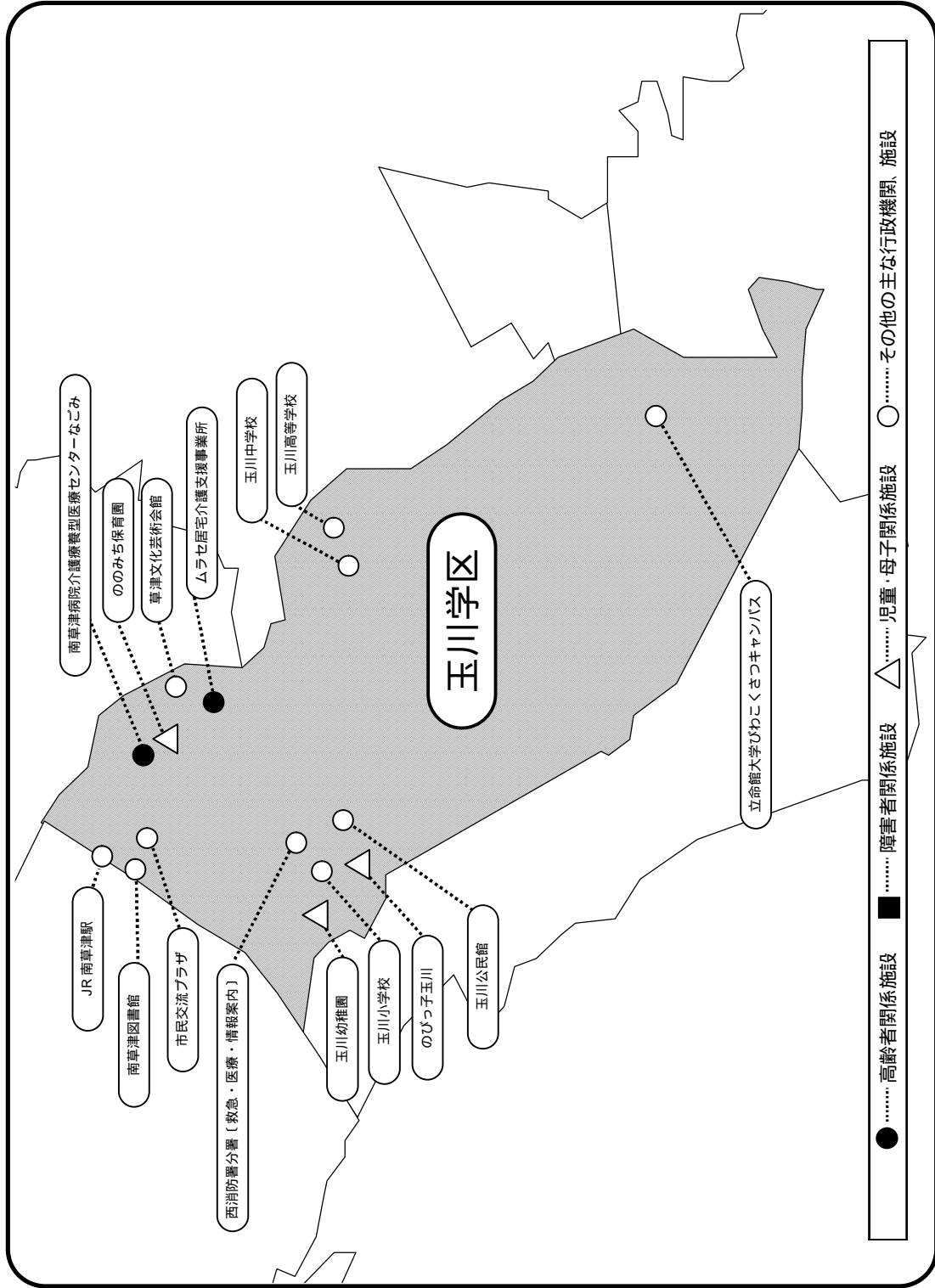
(6) 矢倉小学校区



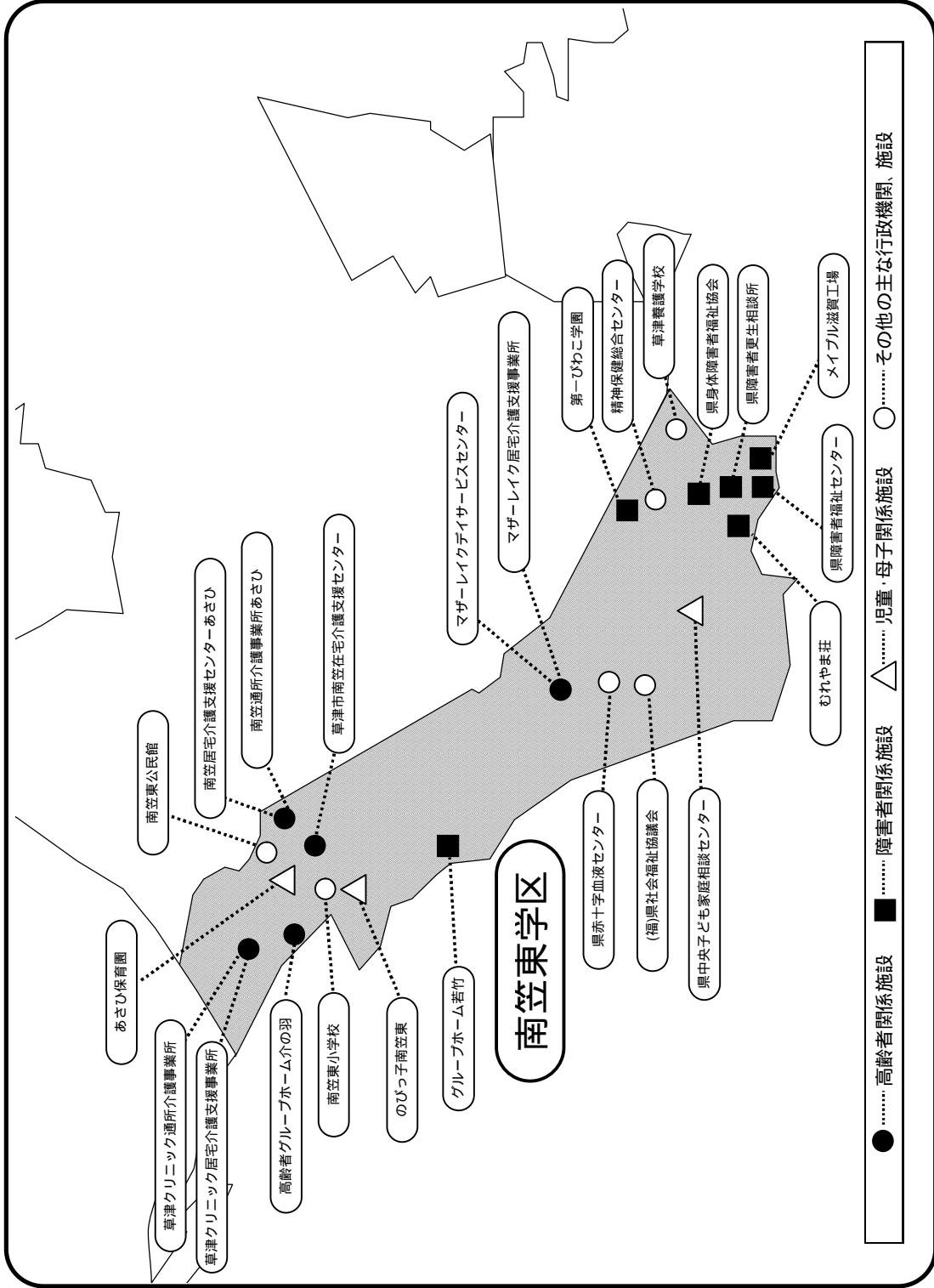
(7) 老上小学校区



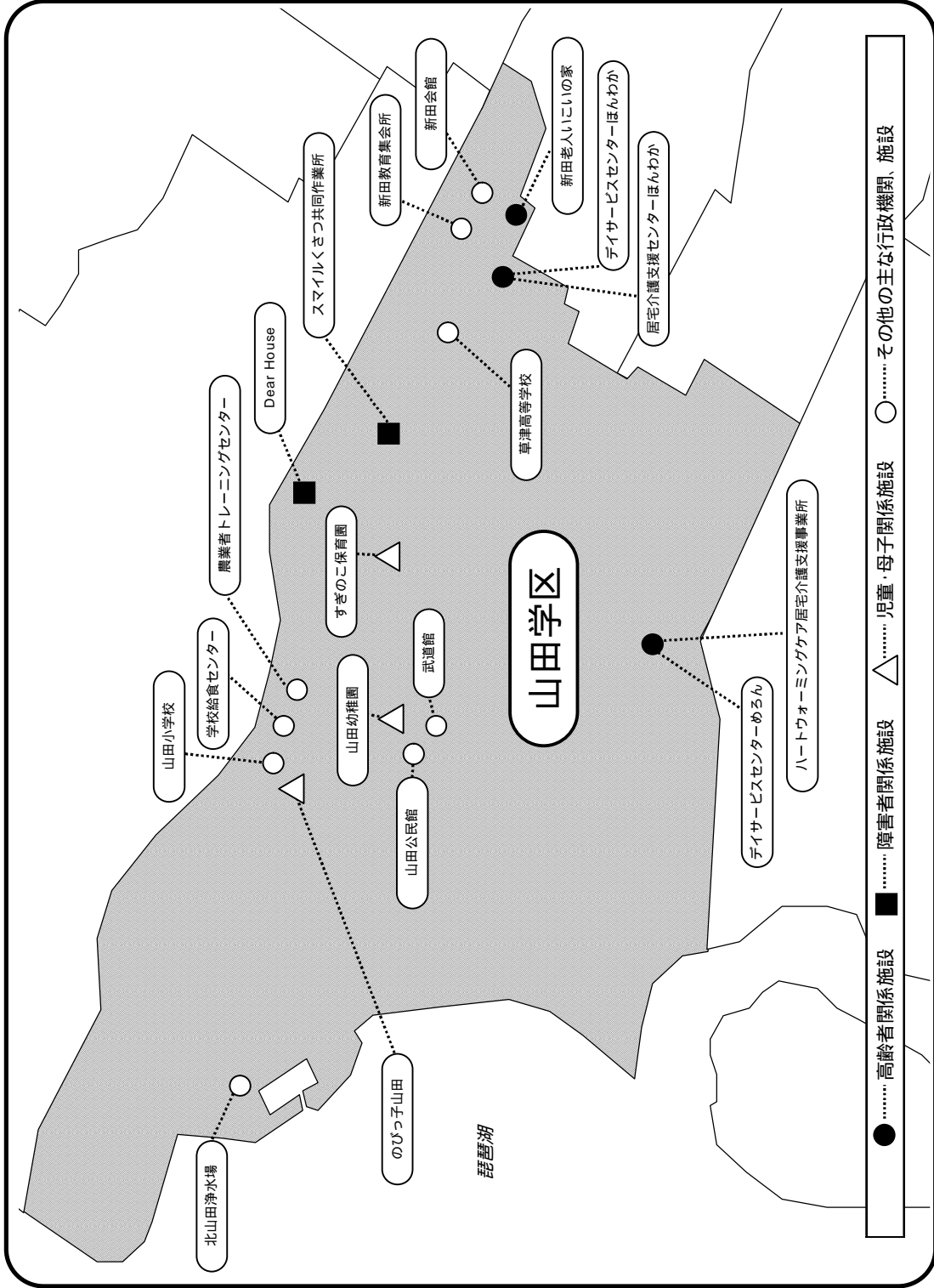
(8) 玉川小学校区



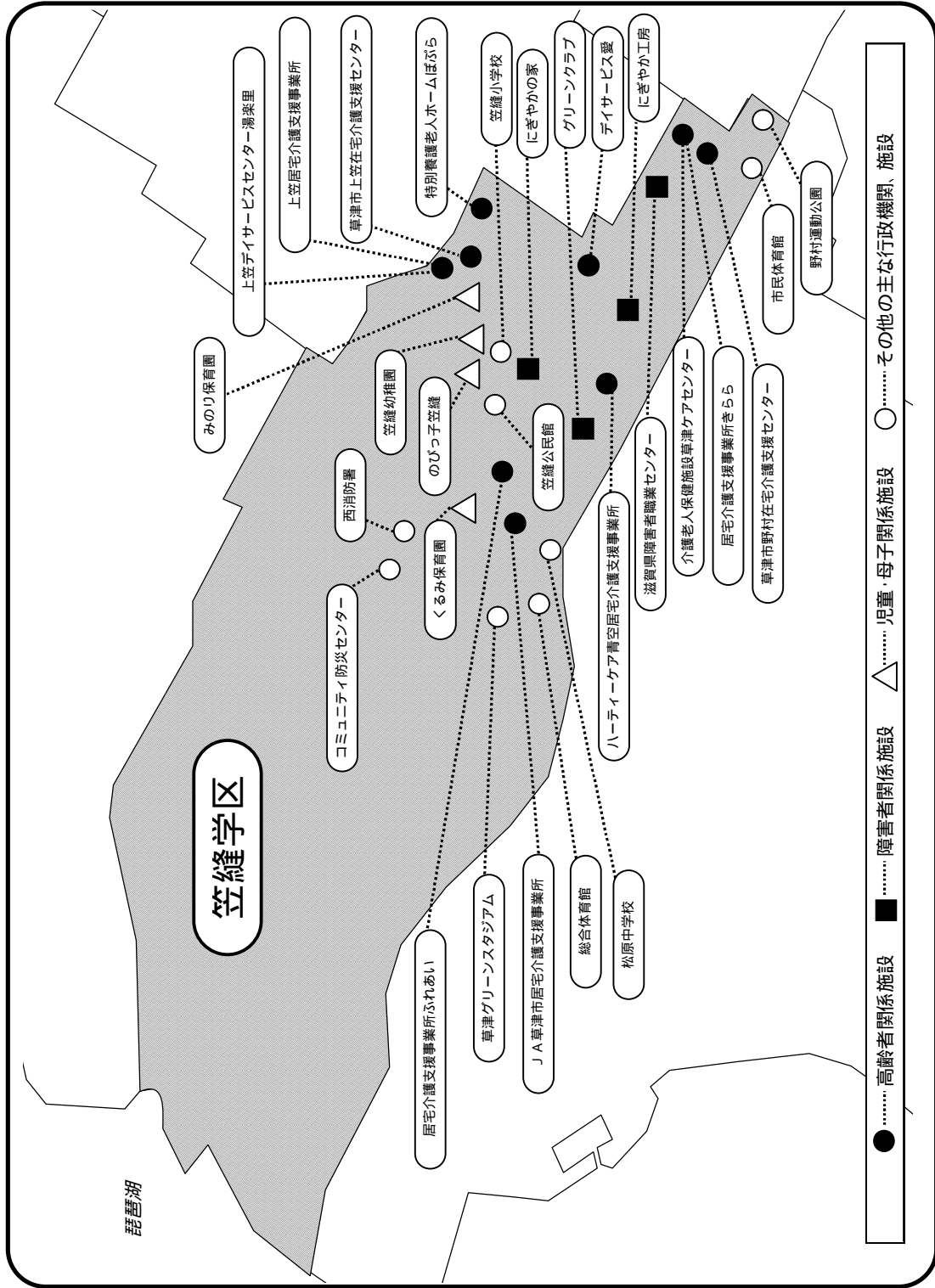
(9) 南笠東小学校区



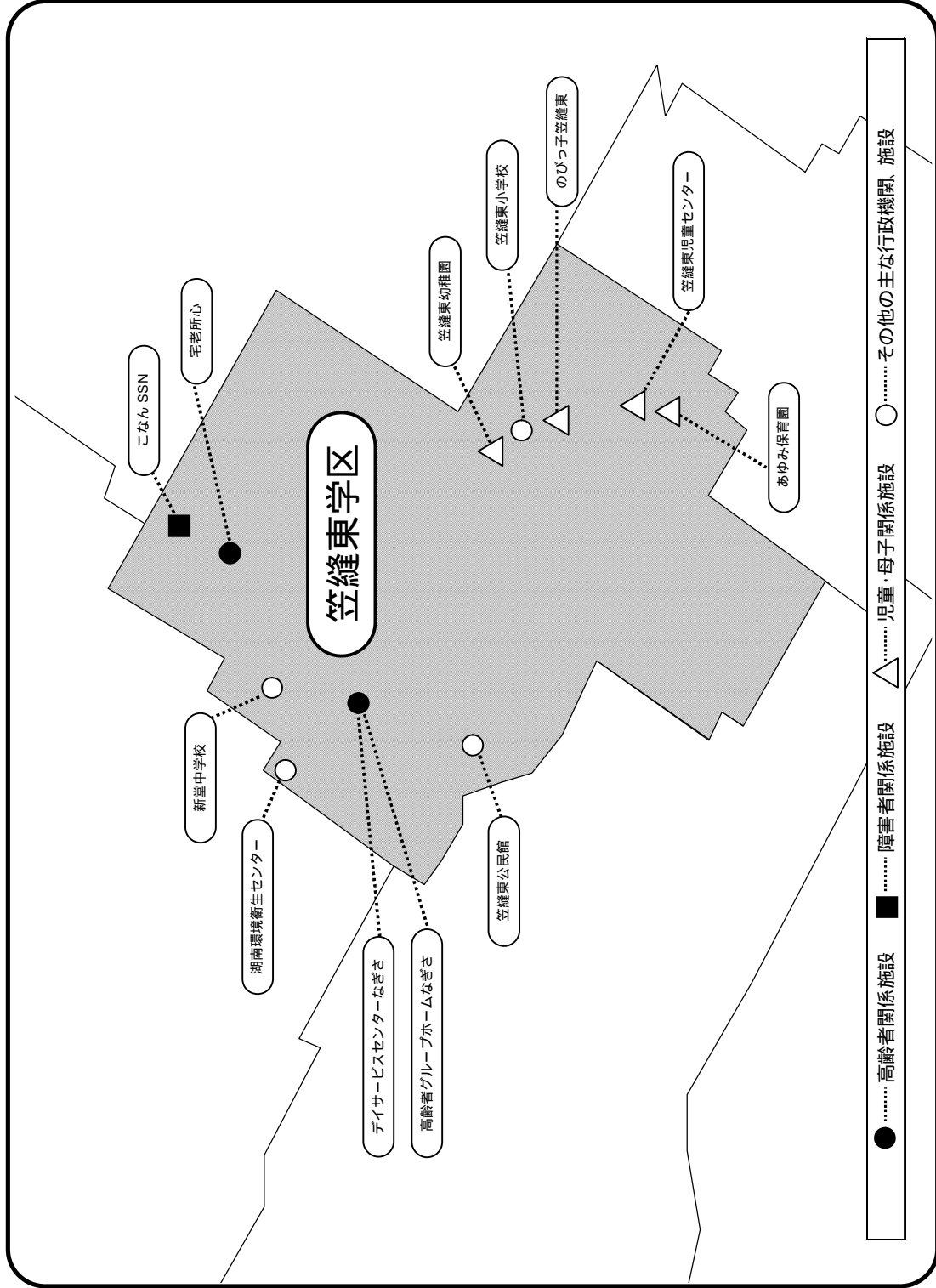
(10) 山田小学校区



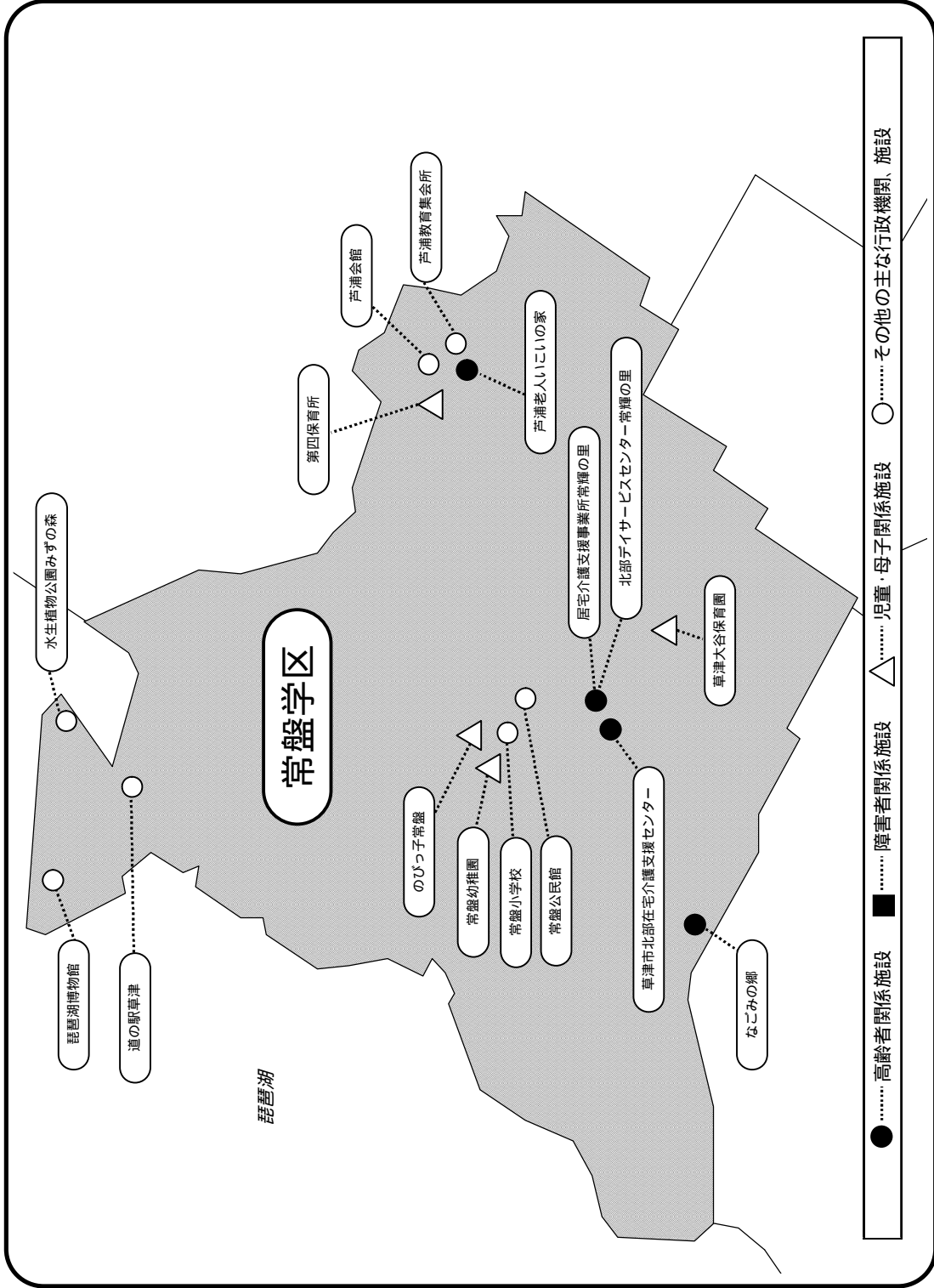
(11) 笠縫小学校区



(12) 笠縫東小学校区



(13) 常盤小学校区



5.用語説明

【ア行】

IT技術

コンピュータなどの情報機器とそれらを相互に結びつける通信機器を使って、情報の処理、伝達を効果的、効率的に行う技術。インターネットや電子メールが代表例。

NPO

ボランティア活動や営利を目的としない福祉、平和、文化などの公益活動や市民活動を行う組織や団体。そのうち特定非営利活動促進法に基づく認証を受けた法人を「特定非営利活動法人(NPO法人)」という。

【カ行】

子育てサロン

子育て中の母親等と地域住民が交流し、子育てに関連して、仲間づくり、情報の交換、子育て相談等の活動を行う場や事業のこと。

子育て支援センター

地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭等に対する育児不安等についての指導、子育てサークル等への支援などを通して、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う施設。

【サ行】

在宅介護支援センター

在宅の要介護高齢者等、またはその家族等からの在宅介護に関する相談に応じ、適宜、必要な保健・福祉サービスが受けられるよう関係機関との連携や調整を行う施設。

CATV

ケーブルテレビ。有線テレビ。光ファイバーなどの有線で、テレビ放送や各種の情報を加入世帯の受像器に分配する。

社会福祉基礎構造改革

現代の少子高齢化、低成長化といった社会経済の変化に対応するため、社会福祉の理念、制度、法律等を全般にわたって抜本的に改革することをいう。

社会福祉協議会

社会福祉法に基づく社会福祉法人の一つで、社会福祉を目的とする事業の企画および実施、調査、普及、宣伝、連絡調整および助成、社会福祉に関する活動への住民の参加のための支援等を行なう。

社会福祉法

社会福祉を目的とする事業に関する全分野の共通的な基本事項を定め、福祉サービス利用者の利益の保護および地域福祉の推進などを図り、社会福祉の増進に資することを目的とした法律。

住民主体

社会福祉等の政策過程や実践課程において、住民が主体となって取り組むという考え方。

生活の質(QOL: Quality of Life)

生活者の満足感、安定感、幸福感を規定している諸要因の質。

措置(制度)

行政の職権による処分によって、必要なサービスを決定する仕組み。現在は、サービスを自ら選択する契約制度への転換が図られている。

【夕行】

地域福祉

地域社会において、地域住民のもつ問題を解決したり、また、その発生を予防するための社会福祉施策とそれに基づく実践をいう。

地域福祉懇談会

地域の生活者としての視点から地域の福祉を考え、共通認識を深めながら地域福祉の推進や課題を解決することを目的として開かれる懇談会。

ドメスティック・バイオレンス(DV)

配偶者やパートナー(婚約者や恋人)からの身体的暴力や精神的、経済的、社会的、性的暴力。

【八行】

パートナーシップ

市民、事業者、行政等がそれぞれ固有の機能を提供しながら対等な立場で協力しあうこと。

パブリック・インボルブメント

公共事業の計画の策定や実施に際して、市民や関係団体と対話を重ねながら、計画を進めていく仕組み。

パブリック・コメント

市の基本的な政策を決めるときに、その原案を市民に公表し、市民からの意見を政策形成に反映するため、意見を原案に生かせるかどうか検討し、その結果と意見に対する考え方を公表する制度。

バリアフリー

障害者や高齢者などが生活していく上で妨げとなる障壁(バリア)を除去すること。物理的な障壁だけでなく、社会的、制度的、心理的なものを含めたすべての障壁をなくし、自由に社会活動に参加できるようにすること。

ハンディキャップ体験

障害の疑似体験を通して、ハンディのある人の立場に立ち、気付いたこと・感じたこと・考えたことを大切に、障害について正しく理解できるようにするための体験のこと。

福祉コミュニティ

地域住民が地域内の福祉について高い関心を持ち、自らの積極的な参加により、支援を必要とする人々に対して福祉サービスを提供する地域共同体をいう。

ふれあいサロン

地域の高齢者の交流の場として、住民が集い、仲間づくりや教養の向上、レクリエーションなどを行う場や事業のこと。

【ワ行】

ワークショップ

様々な人の意見やアイデアを交換、紹介することにより、課題の解決のための方策の提案などを行う手法。

ワンストップ(サービス)

行政などの窓口において、様々な相談などについて一つの場所で一括して対応し、必要なサービスを受けることができるようにすること。

草津市地域福祉計画

平成17年(2005年)10月

発行:草津市 健康福祉部 社会福祉課
〒525-8588 草津市草津三丁目13番30号
TEL:077-561-2360 FAX:077-561-2480
E-Mail:shafuku@city.kusatsu.lg.jp

みんなで育てあう人づくり



みんなで支えるまちづくり



みんなで創る・人にやさしい福祉のまち